

第6回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (12月10日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	10
○議案第114号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託	21
○議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
○議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○会議時間の延長	31
○議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	41

○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○請願・陳情について	45
○散会の宣告	45

第 2 号 (12月11日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	47
○事務局職員出席者	47
○開議の宣告	48
○一般質問	48
円谷 寛 君	48
畑 幸一 君	65
小林 政次 君	79
角田 真美 君	100
○休会について	117
○散会の宣告	117

第 4 号 (12月16日)

○議事日程	119
○本日の会議に付した事件	119
○出席議員	119
○欠席議員	120
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	120
○事務局職員出席者	120
○開議の宣告	121
○議事日程の報告	121
○総務文教常任委員長報告(議案第115号)及び報告に対する質疑、討論、採決	121
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
○議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決	130

○議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決	132
○議案第131号及び議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	136
○鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	140
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	141
○日程の追加	142
○意見書案第8号及び意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
○閉議の宣告	145
○町長挨拶	145
○閉会の宣告	146
○署名議員	147

鏡石町告示第92号

第6回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年12月7日

鏡石町長 遠藤栄作

1 期 日 令和2年12月10日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	畑	幸一	君	2番	角田	真美	君
3番	橋本	喜一	君	4番	菊地	洋	君
5番	小林	政次	君	6番	井土川	好高	君
7番	渡辺	定己	君	8番	大河原	正雄	君
9番	今泉	文克	君	11番	円谷	寛	君
12番	古川	文雄	君				

不応招議員（なし）

第 1 号

令和2年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年12月10日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第116号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第117号 鏡石町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第118号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第119号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第120号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第121号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第122号 鏡石町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第123号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第124号 鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第16 議案第125号 町道路線の認定について
- 日程第17 議案第126号 公立学校情報機器購入契約の締結について
- 日程第18 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	11番	円谷寛君
12番	古川文雄君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長 選挙管理委員会書記長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者 兼出納室長	倉田知典君
農業委員会 事務局局長	円谷康誠君	農業委員会 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君	監査委員	根本次男君

事務局職員出席者

議会事務局長	小貫正信	主任主査	鈴木淳子
--------	------	------	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（古川文雄君） おはようございます。
ただいまから第6回鏡石町議会定例会を開会いたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（古川文雄君） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長から報告を求めます。
4番、菊地洋君。

〔議会運営委員長 菊地 洋君 登壇〕

- 4番（議会運営委員長 菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。
ご報告申し上げます。
第6回鏡石町議会定例会会期予定表。
令和2年12月10日木曜日招集、日時、日、曜、会議内容の順でご報告申し上げます。
〔以下、「会期予定表」により報告する。〕
-

◎招集者挨拶

- 議長（古川文雄君） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。
第6回鏡石町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
議員の皆様には、師走を迎え公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第であります。
今定例会につきましては、指定管理者の指定1件、条例の制定1件、条例の一部改正8件、条例の廃止1件、町道路線の認定1件、備品購入契約締結1件、一般会計並びに特別会計の補正予算6件、合わせまして19件の議案を提案するものであります。
何とぞよろしくご審議をいただきまして議決賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしく申し上げます。
-

◎開議の宣告

- 議長（古川文雄君） ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、直ち

に本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（古川文雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番、畑幸一君、2番、角田真美君、3番、橋本喜一君の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（古川文雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は7日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（古川文雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査及び定期監査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査並びに先般実施いたしました定期監査の結果を報告申し上げます。

まず、例月出納検査の結果を報告申し上げます。

いつものとおり、3か月分をまとめて報告いたします。

例月出納検査報告書。

1、検査の対象、令和2年8月分、令和2年9月分、令和2年10月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、

預金等の出納保管状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和2年8月分につきましては、令和2年9月25日金曜日午前9時58分から午前11時56分まで、令和2年9月分につきましては、令和2年10月23日金曜日午前9時55分から午後零時ちょうどまで、令和2年10月分につきましては、令和2年11月25日水曜日午前10時5分から午後零時7分まで。以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、9月と10月の検査の際は会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名、また11月の検査の際は会計管理者兼出納室長、上下水道課課長ほか1名、以上の方々の出席をいただきました。

5、検査の手續、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手續を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和2年8月分、令和2年9月分、令和2年10月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末日現在における現金、預金、基金の残高は添付資料のとおりでございます。

以上、例月出納検査を報告を申し上げます。

続きまして、定期監査の結果を報告申し上げます。

定期検査報告書。

1、検査の対象。令和2年度各課の所管事務執行状況。

2、実施検査年月日、令和2年10月26日月曜日及び27日火曜日、28日水曜日の3日間あります。

3、実施場所、議会会議室。

4、監査委員、根本次男、小林政次。

5、出席者職氏名、詳細につきましてはお手元の報告書に記載のとおりでございます。個々の職氏名は省略させていただきます。

6、監査の手續、令和2年度各課の所管事務について、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適切かつ効率的に行われているかどうかを主眼に置き、監査をいたしました。

7、監査の結果、各課ともに異常はございませんでした。

なお、主な質疑等につきましては別紙のとおりでございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（古川文雄君） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君 登壇〕

○3番（須賀川地方広域消防組合議会議員 橋本喜一君） おはようございます。

それでは、ご報告いたします。

令和2年10月須賀川地方広域消防組合議会定例会日程表。

議事日程第1号、令和2年10月29日（木曜日）午前10時30分開議。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、議案第9号 令和2年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第1号）。

第4、議案第10号 令和元年度須賀川地方広域消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第5、報告第2号 令和元年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算継続費の精算報告について。

第6、報告第3号 専決処分報告について。

議案2件、報告2件は、いずれも可決、承認されました。

なお、詳細についてはお配りの冊子をお目通しください。

以上です。

○議長（古川文雄君） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

11番、円谷寛君。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○11番（須賀川地方保健環境組合議会議員 円谷 寛君） 11番議員の円谷ですが、須賀川地方保健環境組合の定例議会、それから臨時議会がこの間ありましたので、ご報告を申し上げます。

まず、定例会については10月30日10時から行いまして、1、2は省略をいたしますが、3番も省略をいたします。

報告1号は、令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

第5は、報告第2号 令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の通次繰越について。

第6は、報告第3号 令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算継続費の精算報告について。

第7、議案第14号 専決処分の承認を求めることについて。

第8は、議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

第9は、議案第16号 須賀川地方保健環境組合公告式条例の一部を改正する条例。

第10は、議案第17号 須賀川地方保健環境組合斎場条例の一部を改正する条例。

日程第11は、議案第18号 令和元年度須賀川地方保健環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について。

第12は、議案19号 令和2年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第1号）について。

第13は、一般質問。

以上について議案を審議し、全て承認をしているところでございます。

なお、詳しくはお手元のご配付の資料を参考にさせていただきたいと思っております。なお、もっと詳しく知りたい方は私のところに詳しい資料がございますので、お尋ねいただければ説明したいと思います。

以上です。

すみません、あと臨時議会についてももう一つ報告します。

臨時議会は、11月27日午前10時30分より開議いたしまして、会期は1日限り。会議録署名議員は2番、3番、4番。

議案第20号は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは県人事委員会の勧告に基づいて期末手当の減額をするという条例でございます。

詳しくは、またこの資料を参考にさせていただきたいと思っております。

これも異議なしで承認をいたしております。

以上です。

○議長（古川文雄君） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（公立岩瀬病院企業団議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

公立岩瀬病院企業団議会の報告をいたします。

令和2年9月、公立岩瀬病院企業団議会定例議事日程、件名の順で報告いたします。

令和2年9月28日月曜午後2時開会。

議事日程第1号。

第1、会期の決定。

第2、会議録署名議員の指名。

第3、報告第1号 令和元年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計資金不足比率について。

第4、議案第6号 令和元年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計決算の認定について。

報告、議案ともに可決、承認をされております。

なお、詳しくはお手元に配付の資料にお目通しをいただきたいと思っております。

以上で企業団の報告を終わります。

○議長（古川文雄君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（古川文雄君） 日程第4、所信及び行政報告として町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第6回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、11月に行われたアメリカ大統領選挙において、報道では民主党のジョー・バイデン氏が勝利を確実にしたとの見方がなされており、来年1月に発足する新政権の閣僚人事等が発表されております。ただ、開票結果についてはご承知のとおり、現職で共和党のドナルド・トランプ氏との対立が問題視されており、大統領選挙の結果をめぐって、アメリカ社会の分断が今後大きな懸念材料となると見られております。いずれにしても、次期大統領には我が国との連携を密にし、友好的日米関係が築かれることを期待いたします。

次に、第99代内閣総理大臣に前官房長官の菅義偉氏が就任し、新政権発足から3か月がたとうとしております。新型コロナウイルス感染症対策を初め、それに伴う経済対策や地方創生など、現在の我が国を取り巻く課題は山積しておりますが、本県にとってもう一つ重要なことは、来年3月で発生から10年となる東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生であります。新政権には、被災者に寄り添い一層のスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っております。

次に、小惑星探査機はやぶさ2が小惑星リュウグウでの調査を終え、先日、小惑星リュウグウの石が入ったカプセルを切り離し、地球に届きました。このはやぶさ2プロジェクトでは、小惑星のサンプル採取時に使用された衝突装置インパクトの開発に本町の株式会社石川製作所と株式会社タマテックが携わっており、太陽系や生命誕生の起源を探る壮大な計画に町内企業の技術が重要な役割を担ったことは大変喜ばしいことでもあります。

さて、昨年12月以降、中国湖北省武漢市において新型コロナウイルス感染症が発生し、短期間で全世界に拡大し、現在も感染者や死者の増加が続いている状況にあります。国内にお

いても、10月に入ってからG o T oトラベルなどで全国的な移動自粛が解除され、社会・経済活動のレベルを段階的に引き上げていく中で、全国各地で感染者が急激に増加している状況が続いておりました。県内においても、8月以降、毎月約100人増加しており、飲食店などの休業要請は出ておりませんが、今後さらなる感染拡大が懸念されるところであります。

そのような状況において、町内では幸いなことに感染者はまだ出ておりませんが、引き続き感染防止策として、県外へ移動する場合は移動先の感染状況を十分確認する、3密となるような場所には近づかない、感染防止対策が徹底されていない施設などは利用しない、マスク着用等の感染防止対策を徹底するなどの、より一層の慎重な行動をしていただくよう、防災無線による広報、ホームページなどを通して町民の皆様にご理解とご協力をお願いしているところです。併せて早期のワクチン開発と全国民に対する接種を望むものであります。

岩瀬農業高校のグローバルG A P認証公開審査が10月14日に同校で開催され、11品目の継続認証と新規7品目の取得のため審査が行われ、今月、見事全品目が認証されました。グローバルG A Pは、農産物や農作業の安全生を管理するG A P、いわゆる適正農業規範認証の世界基準、農薬の使用基準、農産物の作り方、環境への配慮、労働環境を含めた生産工程管理に関わる第三者認証です。

同校のグローバルG A P取得数は、前回まで愛媛県川之石高校と並び高校最多タイで日本一に輝いておりましたが、今回の認証により単独トップとなりました。今回の快挙は、県農産物の風評被害の払拭と安全性を世界に発信するよい機会であり、町といたしましても大変喜ばしい結果となり、今後も同校の取組に期待するものであります。

政府は、経済財政運営と改革の基本方針2020では、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから、危機克服と新しい未来に向けて、新しい日常の実現に向け、社会改革の推進力となる人材が従来に増して必要となることから、教育の充実により、課題設定・解決力や創造力を発揮できる人材育成を推進すること、また科学技術・イノベーションを加速し、生産性向上を通じた経済成長を実現することが我が国経済の目指すべき最重要目標であると示されています。

町においては、令和3年度の予算編成に向けて先月13日に予算編成説明会を行い、現在、予算編成作業を進めておりますが、限られた財源で最大の事業効果を発揮するよう一層の創意工夫を凝らし、持続可能な財政構造の確立に向け、徹底した無駄の削減と補助制度などを有効活用することを最優先事項とするよう指示したところであります。

特に、新年度の重点事業と位置づけしております第二小学校校舎部分改修工事と健康福祉センター建設事業については、財源の見通しと綿密な設計等に基づき着工の準備を進めることとしております。

次に、昨年の台風第19号災害関連事業については、今後も異常気象等の関係から同様の災

害、また今回以上の災害も予想され、被災した住宅地は阿武隈川と鈴の川に挟まれ、これらの河川の堤防よりも低く、さらに農業施設についても同様なことから、安心・安全の中で暮らし、営農を続けるためには、高台への移転などが必要だと考えておりますが、現段階での高台移転は大変困難であると思います。

今年1月31日、国において台風19号による阿武隈川の水害を踏まえた阿武隈川緊急治水対策プロジェクトとして、令和元年度から10年間かけて総合的な防災・減災対策が発表されました。さらに今年7月には阿武隈川の河川管理について、鏡石から阿武隈高原道路までの約5.6キロメートルを国の直轄区間河川として位置づけもされました。国の整備計画に当たっては、本川と県管理である支川との一体的な治水対策として進める考えであります。

町としても、国の遊水池事業の一貫として成田地区の安心・安全な居住地をつくるチャンスでもあり、今回の機会を逃してはならないと考え、役場内に関係課から成るプロジェクトチームを立ち上げました。先月28日には、被災された全67世帯の同意による、水害から居住地を守る成田地区推進協議会の設立総会が開催されました。

今後も、被災された皆様に寄り添いながら推進協議会と町が協働し、水害から命と財産を守り、安心・安全な居住地等をつくるため、国や県への要望活動などに取り組んでまいりたいと思いますので、町議会のご理解とご支援をお願い申し上げます。

次に、町における9月以降の主な出来事について報告いたします。

本年度の「牧場の朝」オランダ・秋祭り、田んぼアート事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて中止としましたが、冬の風物詩であります田んぼアートLEDイルミネーション事業きらきらアートにつきましては、規模を縮小して、従来の田んぼではなく駅東口のフェンスにペットボトルを活用したイルミネーションを本日から実施いたします。

昨年11月に実施しましたイオン心をつなぐプロジェクト、東日本大震災からの復興事業の一環として、鏡石町の特別栽培米、牧場のしずくの販売につきましては、今年も引き続き沖縄県下のイオン琉球株式会社傘下の39店舗において販売することになりました。今年は新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、昨年のような現地でのイベント等は行われず、店頭において先月の2日から来年2月末までの4か月間のロングランでの販売となっております。販売量も昨年の3倍に当たる60トンを予定しております。

将来の鏡石町を担う小学生に鏡石町の町づくりに関心を深めてもらうとともに、意見や要望などを今後の町づくりの参考にすることを目的とした出張子ども議会を11月4日に鏡石第一小学校、16日には鏡石第二小学校で開催しました。子ども議員の皆様から鳥見山公園の夜間の安全対策など多くの意見がありましたので、各種施策の参考とさせていただきます。

11月15日に行われた第32回ふくしま駅伝は、新型コロナウイルス感染症対策のため、全

9区間50.2キロメートルに縮小され開催されました。鏡石町チームは、13年ぶりに新調したユニフォームの下、力走し、町の部5位、総合の部15位の好成績を収め、第2区では増子選手が町の部区間賞を、最終9区では石井選手が総合区間賞を獲得するなど、各選手が日頃の練習の成果を発揮し、それぞれの区間の目標タイムをクリアし、選手団全員のチームワークで1本のたすきをつないだ大会となりました。

来年は、コロナ禍も収束し、今回出場できなかったふるさと選手にも出場いただき、今年以上の成績が収められるよう期待したいと思います。

次に、本年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

原子力災害対策関連事業につきましては、平成24年度から県下で実施している米の全量全袋検査は、本年度産米から抽出検査に移行され、本町では10月6日に安全が確認されたことから、町内産米の譲渡や販売が許可されました。

令和元年の台風19号による被災者支援策として、県の民間賃貸住宅の借上げの住まいに係る支援については1年間期間が延長され、現在9世帯が継続して入居をしております。

また、農地や農業用施設の災害復旧事業につきましては、稲刈り作業が終了したことから、次年度の作付に間に合うよう工事完了を目指して施工中であります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策関連事業につきましては、感染拡大による消費活動の縮小により、飲食業や小売業を中心に影響のある店舗などに、一定の減収があった場合に給付する鏡石町事業継続緊急支援給付金事業については、第1期で185件、第2期で212件の給付を完了しました。また、同時に実施した家賃支払いにも対応して5万円を上限とした町独自の助成を行い、54件の申請受付で給付完了しております。

さらに、プレミアム商品券の発行につきましては、9月町議会定例会での補正予算の議決を受けまして、10月17日に飲食店専用商品券を、10月31日からは一般の商店で使用できる商品券を販売しました。双方合わせまして9,300万円の経済効果があり、さらに飲食店専用商品券には1セットにつき商工会の独自給付として500円が加算され、総額で9,600万円が鏡石町において来年2月末までに消費されることとなっております。

5月から開始した妊婦に対する不織布マスクの配付は、現在82名の方に配付したところであり、出産まで安心した生活を送れることを望んでおります。

さらには、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備えて、医療機関の負担の軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊婦と満1歳から18歳の子供を対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を10月5日から開始したところであり、対象となる期間は令和3年2月28日までとなっております。

勤労青少年ホームにおいて、備蓄用のマスク及びサーマルカメラの設置を進めているところであり、併せて三密の回避を図るため、施設の改修として窓口カウンターへのアクリル板

設置と事務スペースの拡張工事を行ったところです。

一、二小放課後児童クラブにおいては、テーブル、椅子を購入し、子供同士の間隔を確保し、また保護者の来所による体温確認のサーマルカメラを配置しました。保育所などの子供、障がい者、高齢者に配布するマスクは、購入契約を締結し配布する予定です。

放課後児童クラブ、児童館、老人福祉センターの施設への空気清浄機も同様に、納品次第設置する予定です。

第二小学校及び鏡石中学校へは、換気用に網戸の設置工事が完了し、各小学校及び中学校には学校教育再開支援事業を活用しサーマルカメラを導入するなど、児童生徒の登校時の健康観察と来校者の発熱状況等の対応を進め、感染予防に努めているところです。

また、町図書館においても、換気用の網戸を1階及び2階視聴覚室、4階展示室への設置工事が完了し、さらにサーマルカメラも導入し感染対策を図り、引き続き安心して利用していただけるように努めてまいります。

中学校の修学旅行は、当初の日程と行程を大幅に変更し、9月13日から14日に、平泉・仙台方面で実施しました。なお、修学旅行が延期となったことから、それに伴い保護者負担のキャンセル料が発生したことから、その支援を行ったところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税の納税が困難な方に対する徴収猶予については、5事業者に対し金額で247万9,100円の猶予を行っており、同じく国民健康保険税の減免については、8世帯に対して81万7,500円の減免を行っているところです。併せて、上下水道料金の支払いが困難な使用者に対する納期延長の緊急措置を実施しています。

また、鏡石町新生児応援特別給付金については、国の給付金の対象とならない新生児のご家族に対して、11月20日までに38件の給付を行ったところです。

屋内運動施設の利用を回避し健康増進を図れるよう、鳥見山公園内に健康器具を設置するために、今定例会において補正予算を計上しましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、第5次総合計画の5つの行政分野別における状況ではありますが、1つ目の「町民の力を合わせて、新しい鏡石をつくります」として、行財政の改革と進行管理、自主財源の充実として取り組んでいる町税等収納率向上対策事業では、平成28年1月から運用を開始したコンビニ収納が、全国どこでも納付できることや、24時間対応の利便性を生かし、令和2年度においても利用を大きく伸ばしております。

前年同時期との比較で、10月末現在、納付件数では644件増の8,543件、税額で約590万円を上回る1億825万9,000円と毎年増加していることから、窓口納付、特別徴収、口座振替に加え、納税手段として大きな役割を果たしていると考えております。

社会保障・税番号制度導入事業については、9月から開始された国の消費活性化策である

マイナポイント事業に呼応し、マイナンバーカードの取得向上に努めているところです。鏡石町におけるマイナンバーカードの発行状況につきましては、10月末現在、2,049件の申請に対し1,762件を交付しているところであり、町の現住人口に対する交付率は14.3%となっております。今後も国の政策を注視しながら、引き続き本制度の周知を図るなどカード発行の推進に努めるものであります。

2つ目の「心豊かな人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」として、教育・文化・スポーツ・健康づくり事業に取り組んでおりますが、各学校、幼稚園とも、新しい生活様式により、児童生徒及び先生たちが一体で新型コロナウイルス感染症予防対策に取り組んでおりますが、2学期も間もなく終業式を迎え、学習成果の発表会などの行事が開催されるなど充実した学習活動が行われているところです。

小中学校町民プール利用事業としては、学校臨時休業の影響により、今年度の水泳授業については中学校では中止となりましたが、第一小学校では5年生と6年生、第二小学校では、1年生から6年生が各1回実施したところです。

情報化教育推進事業のGIGAスクール構想実現事業として、1人1台の学習用端末と高速ネットワーク環境の整備を図るため、本12月議会において11月26日に実施した入札により、物品購入契約の締結に係る議案を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

また、高速ネットワーク整備事業についても、今年度末までの整備に向けて発注を行ったところです。新年度からは、今回導入するタブレット端末を活用した学習が進められると期待されます。

元気キッズサポーター派遣事業の体育の授業や放課後活動の支援として、各小学校において持久走及び陸上練習、水泳授業をNPO法人かがみいしスポーツクラブの指導の下、運動への意欲と体力の向上を図っているところであります。

生涯学習機会の拡大、スポーツの振興として、生涯学習文化協会との共催事業による秋の文化祭は、昨年より2日間長い10月31日から11月3日までの4日間、公民館をメイン会場に展示部門に546名、1,234作品、囲碁・将棋の大会部門に27名が参加し、日頃の学習の成果を発表しました。

本年は、コロナ禍の影響により初夏の文化祭が中止となり、また各団体も活動の自粛により作品の展示数も少なくなりましたが、期間を長くしたことで多くの方にご覧いただくことができました。しかし、文化芸能祭を初め発表部門については中止せざるを得なかったことは大変残念でした。

次に、町民保健と健康づくりの支援については、総合健康診査事業として集団健診を9月に実施したところであり、650の方が受診されました。また、医療機関での個別健診は来年

1月30日まで継続して実施しているところであり、より多くの皆さんの受診をお願いしているところでもあります。健診の結果で特定保健指導の対象となった方に、自らの健康状態や生活習慣の改善すべき点を確認していただき、目標を設定した行動に移すことができるための保健指導を個別に実施しているところでもあります。

高齢者食生活改善訪問事業「健幸食生活応援事業」では、管理栄養士や保健師による高齢者訪問は、訪問回数45回で訪問人数は105名となりました。また、栄養教室においては、新型コロナウイルス感染予防のため定員を従来の半分にして現在まで7回開催し、参加者は27名となっております。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、百歳賀寿事業につきましては、11月22日、鏡沼在住の板倉テルさんに町から賀寿を贈呈し長寿をお祝いしました。長寿の秘訣は、好き嫌いなく何でも食べること、編み物が好きで、のんびり過ごすことと話されておりました。

鏡石町健康福祉センター建設につきましては、11月17日には町区長協議会長等、関係団体の代表者と有識者の皆様に建設事業委員の委嘱をし、計画概要等を説明しました。今後は建設事業委員会などで基本設計、実施設計等を協議し、施設の早期着工に努めてまいります。

10月末のこども医療費助成事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の2次的効果などから、前年同時期に比べ件数で4,165件減の1万1,939件、助成額で1,229万9,000円減の2,576万4,000円となっております。

新生児の保護者へ商品券を給付する、のびのび子育て応援券支給事業については、10月末現在、45件の給付を行っており、婚姻を祝福するためのオリジナル結婚記念証についても、10月末現在、28組の新婚カップルに記念証及びフォルダーを発行したところです。

子育て支援関係事業では、特定不妊治療費助成事業については、現在までに3件の申請があったところでもあります。子供を希望しながらも恵まれない町民夫婦の出生支援を進めるため、より多くの方への周知を図るため事業のPRに努めてまいります。

また、ブックスタート事業では、現在9から10か月児健診において73人に贈呈したところです。絵本を介して赤ちゃんの保護者が楽しく温かい時間を持っていただき、赤ちゃんが健やかに成長できることを望んでおります。

消費者保護の推進としての消費生活相談事業については、天栄村と共同設置した消費者生活相談室で相談を受けており、相談内容も借金や契約の問題に加え、最近増加しているネット取引や副業に関する情報商材など、時代を反映し多様化しています。相談窓口には10月末現在で9件の相談が寄せられており、県消費生活センターと連携協力し、問題解決のアドバイスや被害の未然防止対策を図っているところです。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」については、令和2

年産水稻の作況指数が、福島県中通りで102と発表がありました。昨年と同じ指数でありましたが、今年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で外食産業の落ち込みが著しく、米の在庫量は9月末現在、全国で191万トン、昨年同期対比で30万トンの増加となっております。このことは今年度産の相対取引価格にも影響し、福島県中通り産の玄米60キログラム当たり、価格は10月の農林水産省の速報値で1万3,505円となっており、対前年同期比で約11%の下落となっております。この在庫量については今年度産のみならず令和3年度産の米価にも影響が懸念されており、全国的に米価安定のためには来年度の主食用米から非主食用米への作付転換が急務となっております。

今年で3年目を迎えます、まちの駅かんかんてらすにつきましては、本年4月7日の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の影響により、売上げは4月から9月までの前期では前年対比でマイナスの数値が続いていましたが、国の示す新しい生活様式に基づく対策を実施しながら、創意工夫により11月末時点で総売上げでは1,454万8,000円となり、対前年比149万8,000円のプラスとなっております。今後もソーシャルディスタンスの確保や3密回避策などの感染症予防対策などを充分考慮した上で営業を続けていきたいと考えております。

農地再生プロジェクト事業「田んぼで油を採ろう・かがみいし油田計画」につきましては、今年採取された菜種について、現在、搾油作業中で、間もなく今年度産の菜種油が出来上がる予定であります。今後は町内各小中学校の給食のほか、今年度から町内の認定こども園などでも一部使用いただけることになっております。今後もPR活動を進め販売拡大に努めていきたいと考えております。

今後とも、耕作放棄地対策はもとより、町の面積の半分を占める農地の維持と町民の皆様の健康増進のため、各種のイベントなどに活用いただけるように生産拡大に努めてまいりたいと考えております。

道路運送車両法の運用見直しによる農耕用トラクターの運転に大型特殊免許が必要となったことに対する取得費用の助成については、9月定例議会での補正予算議決を受けまして募集をしたところ、11月末時点で27件の申請がありました。本助成につきましては、道路運送車両法の遵守のみならず農機具の運転技術の習得により、全国的には交通事故よりも多いと言われている農機具での死亡事故率を減少させる上でも必要なことであることから、今後とも免許取得を呼びかけていきたいと考えております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」における幹線道路網の整備事業では、社会資本整備総合交付金事業として、消防署から鳥見山公園までの笠石476号線歩道新設工事を初め、ほか2件の工事と2件の業務委託については、昨年度からの繰越事業と併せて現在施工中であります。

また、鏡石スマートインターチェンジの車種制限変更につきましては、NEXCO東日本

によるETCゲート改修工事や各機関による案内標識の工事が完了したことから、10月27日に車長6メートル以下だったものが9メートル以下の中型車まで通行が可能となったところ です。

鏡石駅東第1土地区画整理事業につきましては、第3工区内の福祉センター敷地の造成工事や外周道路築造工事の5事業を施工中であります。また第1工区内の街区公園として、東町公園第2期整備工事や不時沼公園遊具更新工事を施工中であり、地域の皆さんが利用しやすい公園となるよう整備を進めております。

次に、水環境の基盤整備として平成22年度より開始された上水道第5次拡張事業を進めております。新浄水場建設工事につきましては、今年度整備予定の施設の基礎工事、埋設配管工事、管理棟などの建築工事などは予定どおり進捗しています。そのほか本年度の拡張事業計画につきましては水源改修工事を発注しました。

駅東第1土地区画整理事業関連では、事業の進捗に合わせて発注しました配水管布設工事は予定どおり進捗しております。

公共下水道においては、社会資本整備総合交付金事業により下水道施設の長寿命化対策を計画しており、今年度予定している施設の更新工事を発注しました。

駅東第1土地区画整理事業関連では、事業の進捗に合わせて発注しました管渠築造工事は予定どおり進捗しております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第114号 公の施設の指定管理者の指定につきましては、現在、指定管理者によって管理運営されている老人福祉センター及び屋内ゲートボール場が、指定管理者の指定期間が令和3年3月末をもって期間満了となるため、鏡石町公の施設の指定管理者の手続きに関する条例の規定に基づき、令和3年度から3年間の指定について議会の議決を求めるものであります。

議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきましては、公職選挙法の改正に伴い、町議・町長選において、ポスター、ビラ、広報車の費用を町が負担することとなるため、必要な条例を制定するものであります。

議案第116号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第117号 鏡石町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、健康福祉センターの建設費用に基金を充当できるよう改正するものであります。

議案第118号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第122号 鏡石町都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案については、租税特別措置法の改正により「特例基準割合」が

「延滞金特例基準割合」等に名称が改正されたことに伴う所要の改正を行うものであります。

議案第123号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定につきましては、経済的理由により就学困難と認められる方に対し貸与する育英資金について、近年、新規で貸与を希望する方が少ないことから、貸与の条件や貸与額などの基準を見直しして、より幅広く利用しやすい制度に改正するものであります。

議案第124号 鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定については、福祉基金などが条例改正により健康福祉センターなどの建設費用の財源に充てるための取崩しが可能となったことに伴い、役目を終えたため廃止するものであります。

議案第125号 町道路線の認定については、東町地内の1路線の町道の認定について議会の議決を求めるものであります。

議案第126号 公立学校情報機器購入契約の締結については、GIGAスクール構想の実現に向けて、小中学校児童生徒1人1台のタブレット端末を購入する契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第127号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきましては、主な歳入として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増、安心子ども基金特別対策事業補助金の減、主な歳出は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業費の増、認定子ども園整備事業補助金の減など、総額で1億694万円の減額補正予算であります。

次に、議案第128号 鏡石町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、高齢者医療制度見直しなど、システム改修対象業務委託費の増により71万円の増額補正であり、議案第129号 鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護保険システム等の改修及び給付費の見込みにより251万8,000円の増額補正、議案第130号 鏡石町駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、第3工区の健康福祉センター関連工事の増で960万円の増額補正、議案第131号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、流域下水道維持管理負担金の前年度清算に伴う補正であり、議案第132号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、災害による特別損失の増額補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前11時08分

開議 午前 11 時 15 分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 114 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第 5、議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定についての件
を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第 114 号 公の施設の指定管
理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 1 ページをお開きください。

本件につきましては、現在指定管理者によって管理運営されております鏡石町老人福祉セ
ンターと鏡石町屋内ゲートボール場が本年度末で期間が終了することから、その後の指定管
理者の指定につきまして、鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条
に基づき、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会を両施設の指定管理者として指定すること
につき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 114 号 公の施設の指定管理者の指定について。

鏡石町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 6 条に基づき、次のとおり指
定管理者を指定する。

施設の名称、指定管理者となる法人、指定の期間、鏡石町老人福祉センター、鏡石町旭町
161 番地、社会福祉法人鏡石町社会福祉協議会、自、令和 3 年 4 月 1 日から、至、令和 6 年
3 月 31 日。

鏡石町屋内ゲートボール場、同上、同上であります。

以上、議案第 114 号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよ
うお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第115号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書は2ページをお開きください。

このたびの条例の制定の主な理由といたしましては、町村の選挙における立候補に係る環境改善を図ることを目的に公職選挙法が改正されまして、市と同様に町村においても選挙運動用の自動車使用、ビラ、ポスター作成を公営、いわゆる公費負担としまして、併せまして町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置といたしまして供託金制度を導入することとなりました。そのため町の選挙公営に関して必要な事項を定めるために、今回の条例の制定を行うものでございます。

3ページをご覧ください。

制定の概要でございます。

第1条につきましては、条例の制定の趣旨でございまして、公職選挙法の第141条第8項、公職の候補者の選挙運動用自動車の使用につきまして無料とすることができる。同法第142条第11項、公職の候補者の選挙運動用のビラの作成について無料とすることができる。同法第143条第15項、公職の候補者の選挙運動用ポスターの作成について無料とすることができる。

との規定に基づきまして、公費負担の必要な事項を定めるものであります。

第2条につきましては、町の選挙において選挙運動用自動車の使用の公営に関する規定でございまして、無料で使用することができると定めております。ただし投票総数が供託金没収点以下の場合を除くものであります。

第3条につきましては、選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についての規定でございまして、使用料の公費負担を受けようとする者は、選挙管理委員会へ届け出なければならないと定めております。

第4条につきましては、選挙運動用自動車の使用に係る公費の支払い手続についての規定でございまして、町は候補者が契約した者に対し、(1)としまして一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるタクシー会社などがございますけれども、と契約した場合は1日当たり6万4,500円を限度額とするということでございます。

4ページをお開きください。

(2)としまして、一般乗用旅客自動車運送事業者以外と契約した場合は、アとしまして、自動車の使用料につきまして1日当たり1万5,800円を限度として、イとしまして、自動車の燃料代としましては1日当たり7,560円を限度額としまして、ウとしまして、自動車の運転手の運転業務報酬につきましては1日当たり1万2,500円を限度額としまして支払う規定でございます。

第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についての規定でございまして、同じ日に旅客運送契約と、それ以外の車両使用契約がある場合は、どちらか一方のみの支払いとするものでございます。

5ページをお開きください。

第6条につきましては、選挙運動用自動車の使用に係る交付負担の限度額についての規定でございまして、候補者1人につきまして6万4,500円に、立候補の届出があった日から選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た額が限度額とするものでございます。

第7条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公営についての規定であり、無料で作成することができるとしております。

第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についての規定でございまして、作成費の公費負担を受けようとする者につきましては、選挙管理委員会へ届け出なければならないとしております。

第9条につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払い手続についての規定でございまして、町は候補者が契約した者に対し、ビラの作成代金を1枚当たり7円51銭を限度額としまして支払うものとするものでございます。

第10条につきましては、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額についての規定で

ございまして、候補者1人当たり7円51銭の作成枚数、いわゆるここでは1,600枚の範囲でございまして、を乗じて得た額を限度額とするものであります。

第11条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の公営についての規定でございまして、町の選挙において選挙運動用ポスターを無料で作成するものであるということでございます。

6ページをご覧いただければと思います。

第12条につきましては、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についての規定でございまして、ポスター作成費の公費負担を受けようとする者は、選挙管理委員会へ届け出なければならないとしております。

第13条につきましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払い手続についての規定でございまして、町は候補者に契約した者に対してポスターの作成代金を規定で定める額の範囲内で支払うものとしまして、1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の枚数、鏡石町では60か所でございますが、を乗じて得た額に31万500円を加えた金額とするものでございます。

第14条につきましては、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額についての規定でございまして、1枚当たり525円6銭にポスター掲示場の枚数を乗じて得た金額とするものでございます。

第15条につきましては、委任についての規定でございます。その他施行に必要な事項は町選挙管理委員会が定めるものとしております。

附則にあっては、第1項としまして施行日を公布の日とするものでございます。

第2項としまして、この条例の施行日前に告示された選挙については適用外とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

○11番（円谷 寛君） 11番議員の円谷ですが、今の提案に対して若干質問をさせていただきます。

この条例は、選挙運動用ビラ並びにポスターなどについて、選挙自動車の費用についてお金を出すという画期的な条例だというふうに思います。ただ、この枚数、先ほど総務課長の説明では1,500枚という枚数が出されました。この1,500枚というビラの枚数は費用を負担する限度としてのものなのか、それとも選挙においてこれしか使ってはいけないと、これ以

上のビラは発行できないというものなのかどうかをお尋ねをいたします。

私は委員会が違いますので、この場でお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

1,600枚ということをごさいますて、1,600枚の中身としましては、いわゆる通常はがきの2倍ということでイメージを持っていただければと思います。通常はがきにつきましては、町議会についてははがきが800枚となっておりますので、それについては2倍ということをごさいます。いわゆるその質疑の中でもありましたが、これは限度ということ捉えていただければと思います。要するに1,600枚以内ということで公費負担ということで、その他負担については基本的には、ビラとしての頒布の解禁とする意味であれば1,600枚が限度と、個人で頒布する限度枚数については1,600枚ということで解釈をしていただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

7番、渡辺定己君。

○7番（渡辺定己君） ただいま上程されました議案第115号でございますが、ただいまの質問にもあったように掲示板用ポスター60か所、それからいろんなポスター以外のチラシとかそういうものが1,600枚とかという話出ましたけれども、この第12条で有償契約を締結しとなっておりますので、その業者と候補者が契約というか、俗に言う見積書ですか、そのような感覚でよろしいかどうか確認していきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長、小貫秀明君。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） ただいまのご質疑にご答弁申し上げます。

その中身につきましては、今後、条例の下ということで規則、要綱等を選管等で定めまして細部にわたって規定をしていきたいと思っておりますので、現時点では契約等の中身については様式等も含めまして定めてまいりたいと思っておりますので、現時点では大変申し訳ございませんが今後詰めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

円谷さん。

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、車の関係ですね、車の借入れ契約に対してこれだけのお金を出すというのは、なかなか画期的なんですが、この車というのは例えば借入れ

なければ駄目なんですか。自分の車を使った場合は、これ、どうなるんですか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

選管書記長、小貫秀明君。

○選挙管理委員会書記長（小貫秀明君） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

自己所有の車両につきましては、今回の公営ですね、公費負担ということでは対象外ということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第116号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第7、議案第116号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第116号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書については7ページでございます。

このたびの条例改正の主な理由といたしましては、仮称であります健康福祉センターの建設事業費用に役場庁舎新築事業基金を財源といたしまして充当できるよう、所要の改正を行

うものがございます。鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置加入及び処分に関する条例（平成6年鏡石町条例第34号）の一部を次のように改正するものであります。

題名中「鏡石町役場庁舎新築事業基金」を「鏡石町役場庁舎等新築事業基金」に改めます。

第1条中「新築事業のため」を、「及び健康福祉施設の施設整備の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき」に、「鏡石町役場庁舎新築事業基金」を「鏡石町役場庁舎等新築事業基金」に改めるものであります。

第6条中「鏡石町役場庁舎の新築及び増改築等」を「第1条の事業」に改めるものであります。

附則にありましては、施行日を公布の日とするものでございます。

以上、上程されました議案第116号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

○9番（今泉文克君） ただいま上程されました116号ですが、11月に庁舎新築事業基金というやつの移動というんですか、それはあったのか、どのようなところに、あったとすればお使いになったのかお伺いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

庁舎基金の新築事業基金につきましては、取崩しは実施しておりません。ですので実際に積立てはしておりますけれども取崩しはしていないということでご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉文克議員の再質疑を認めます。

○9番（今泉文克君） ただいまお伺いしたのは、先ほど例月出納検査報告で監査のほうから、10月の末ですと庁舎新築事業基金が8億2,521万6,000何がしということで報告いただきました。そして実は3日の日の臨時全員協議会の内容説明のときに、残高は今どのくらいあるんだというふうなお話があったと思うんですが、その中で答弁されたのが7億9,314万7,000円ということでお話しされているんですね。そうすると、ここで3,200万ほど監査委員の報告と説明の差が出ているし、ただいまも総務課長は、11月には移動ありませんとい

うことになる、そうすると、この3,200万、どこに行ってしまったのかというふうなことになるものですから、これはやっぱりちょっと明確に説明をしていただかないと、どっちを我々は信用していいのかわからなくなりますので、説明を求めるものであります。

○議長（古川文雄君） 9番、今泉文克君の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

○総務課長（小貫秀明君） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

私ども、先日の定例全協にご説明しました金額につきましては、私どもの財政のほうで把握している現時点での数字でございまして、大変申し訳ございません。説明不足ということで、今年度中に3,210万、積み立て、予算化してございまして、それ、積み立てをしたものということで、今回のその今の現時点での会計監査さんからの報告書が現時点で8億2,500万程度ありますので、これについては現在高としましては、こちら正しいということで大変申し訳ございません。説明不足でございました。今回の繰入額3,200万程度については入れないで、それ、前の数字でご説明させていただいたところでございます。申し訳ございませんでした。

すみません、再度訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

今現在の預金残高につきましては、この監査委員さんのご説明のとおり8億2,500万円でございます。大変申し訳ございません。今現在、庁舎の外壁等の修繕等をやっております、その基金をいわゆるその資金として活用しておりますので、逆に大変失礼しました。3,210万円ほどそちらの資金で取り崩してやっておりますので、今現在、予算上では7億9,314万7,000円が正しい数字でございまして、貯金残高は今、基金としては8億ありますが、予算執行、最終的には決算上の見込みとしましては7億9,314万7,000円が正しいということでご理解をいただきたいと思っております。

要するに、貯金はまだそのままそっくりしてございまして、最終的にいわゆる持ち出し、財源としてそちらで使うものですから、今現在の通帳の残高はその8億何がしです。それで私のほうで説明したのは予算としての年度末の残高の予想についての7億9,300万ということでご説明をさせていただきました。すみません、訂正をさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉文克君の再々質疑を認めます。

○9番（今泉文克君） 総務課長の説明で分かったような気もするんですが、この3,200万円を庁舎の改築に使っているとかなんとかって、それは支払いが完了したわけではないですよ、これは今工事やっているわけですから。それなのに、この上がっている数字が8億2,500万上がっていて、そして我々に説明するときに7億9,000というふうに説明されちゃうと、どっちを信用していいかわからなくなりますから、何か分かったような分からないよ

うな説明だから、理解はすると言っちゃおかしいけれども、3,200万の数字がそのようなことと出るのであれば、これは急にこの8億2,000万出てきたんじゃないで、もう8月の段階も出ているわけですから、それから3か月もたっているわけですから、4か月もね、それなのに今7億9,000万ですなんて、やっぱり確認もされないで報告されると、そしてまたこの後で3,200万、工事費として出ましたなんて言われちゃうと訳分かんなくなっちゃう危険性もありますから、もうちょっとその辺の事務処理と報告に対する数字というものを把握した中で説明していただけるように強く求めて、要望だな、要望でしておきます。お願いします。

○議長（古川文雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第116号 鏡石町役場庁舎新築事業基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第117号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、議案第117号 鏡石町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第117号 鏡石町福祉基金の

設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書 8 ページをお願いします。

このたびの条例改正につきましては、今回建設する（仮称）健康福祉センターの建設の財源とするため、「基金の取崩しの制限」を「処分」に改正、また基金の地方自治法に基づく規定を追加、基金管理方法の有価証券によるものの追加、純益金処理を運用基金に改め、利益を基金に編入、益金等を計上すべき予算を繰替運用規定に条例を改正するものであります。

議案書の 9 ページをお願いします。

鏡石町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 3 年鏡石町条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条では、地方自治法に基づく規定を追加するものです。

第 1 条中「ため、」の次に「地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、」を加えるものです。

第 3 条では、基金の管理方法について、預金での管理のほかには有価証券による管理の方法を追加するものです。

第 3 条に、次の 1 項を加える。

2 項としまして、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるを加えるものです。

第 4 条では、純益金の処理方法について、純益金の基金繰入編入規定を運用益金を基金に編入する方法に改正するものでございます。

第 4 条の見出し中「純益金」を「運用益金」に改め、同条を次のとおり改めるものでございます。

基金の管理及び運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとするに改めるものでございます。

第 5 条では、益金等の予算措置について、純益金の予算措置を繰替運用規定に改正するものでございます。

第 5 条の見出し中「益金等を計上すべき予算」を「繰替運用」に改め、同条を次のように改めるものです。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替運用することができるに改めるものです。

第 6 条では、基金の取崩しを制限している規定を基金の全部又は一部を処分できるに改正するものです。

第 6 条の見出し中「基金の取崩しの制限」を「処分」に改め、同条を次のように改めるも

のです。

町長は、必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができるに改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案第117号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議賜り議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

○7番（渡辺定己君） ただいま上程されました議案第117号 福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正なんです、この福祉基金1億7,300万が基金としてあるわけです。そして今回の条文を見ますと、「基金の取崩しの制限」を「処分」に改め、また「基金の一部又は全部処分することができる」となっております。この基金1億7,300万を全部取り崩して福祉センターに充てるのか、また福祉基金として一部残して今後も積立して行くのか、その対応についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 7番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

基金の取崩しにつきましては、現在1億7,300万残高ございます。健康福祉センターの建設財源とするために全額を取崩しを現時点では予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

7番、渡辺定己君の再質疑を許します。

○7番（渡辺定己君） 再質問させていただきます。

福祉基金、これは福祉の関係で大事な基金でございます。そういった意味においては、今回の福祉センターの全額取崩しは、これはいいと思いますが、今後やはり福祉基金として1年に例えば200万でも300万でも1,000万でも2,000万でも、やっぱり基金として今後も継続してやるべきだと思いますが、執行の見解を伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの7番議員の質問にご答弁申し上げます。

今回、健康福祉センターについては1億7,300万、先ほど担当課長から申し上げたとおり、

予定どおり全額取崩しをしていきたいというふうに考えております。今後どうするかということに関しては、この後の条例にもありますけれども、長寿社会基金については同じような基金なんで片方は廃止すると、今回この基金についてはやはり残していく。今後の福祉関係の施設、そういったものに充当するために、しっかりとその後の予算の状況を見ながら積んでまいりたいという考え方であります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

○2番（角田真美君） 今の件に関連していますけれども、町の現在の状況を見ますと、財政調整基金と役場庁舎新築の事業資金、長寿社会の資金、整備基金、福祉基金、いろいろ合わせますとそれなりの金額分かりますけれども、なっております。

それで、私が一つ懸念するのは、町の全ての基金を使って福祉センターを建設すると。要するに起債はしないということだと思っておりますけれども、そういったことでよろしいのでしょうか。要するに負債はないと、町の基金でやるということでしょうか。お伺いします。

◎会議時間の延長

○議長（古川文雄君） ここで、お諮りいたします。

議事の都合上、あらかじめ時間を延長したいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会議時間を延長することに決しました。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ただいまの質問でありますけれども、健康福祉センターを造る場合のいわゆるこの基金、庁舎とか、さらには今言われた福祉基金、それ等々について、それだけで建設するのとか、お金は借りないのかという質問でしょうけれども、これについては借りないわけには、多分、今の状況からすると面積からすると借りる必要があるというように思っております。その額については、今いろいろ設計、そういったことをしておりますので、その時点でもう一度お諮りをしていきたいと。いずれにしても借りないでやるということにはならないということを申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第117号 鏡石町福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議事の都合により、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第118号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第9、議案第118号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第118号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書につきましては、10ページをお開きください。

このたびの条例改正の主な理由といたしましては、租税特別措置法の改正によりまして同

法第93条第1項の規定に規定されておりました「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が改称されまして、また計算の前提となります割合が新たに平均貸付割合と規定されたことに伴いまして、地方税法も併せて改正されたことから所要の改正を行うものであります。

なお、特に延滞金の率につきましては変更がなく、文言の整理ということでご理解をいただきたいと思っております。

諸収入に対する延滞金徴収条例（昭和44年鏡石町条例第36号）の一部を次のように改正するものでございます。

附則第2条第1項中、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改めまして、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改めまして、同項中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則の第1条第1項にあっては、施行日を令和3年1月1日とするものでございます。

第2項につきましては、経過措置といたしまして、この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用しまして、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、上程されました議案第118号の提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第118号 諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部を改正する条例の制定についての

件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第119号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第10、議案第119号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第119号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書は11ページをお開きください。

このたびの条例改正につきましては、租税特別措置法の改正によりまして、延滞金の割合の名称を「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことによりまして改正であります。

鏡石町介護保険条例（平成12年鏡石町条例第2号）の一部を次のように改正するものです。

附則第6条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改める。同項中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則としまして、第1項には、この条例は令和3年1月1日より施行する。

第2項につきましては、経過措置としまして、この条例による改正後の附則第6条第1項の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第119号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第119号 鏡石町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、議案第120号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第120号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、租税特別措置法が改正され、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、令和3年1月1日以降の期間に対応する後期高齢者医療保険料の延滞金及び還付加算金の特例基準割合等が改正されましたことから、法改正に合わせた字句、条項等の整備を行うものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。

条例第8条につきましては、過納又は誤納に係る納付金を還付する場合の加算金の名称を「還付加算金又は充当加算金」から「還付加算金」へ一本化するものでございます。またその基礎となる税額及び端数金額について第2項として1項追加することで文言等の整備を行うものでございます。

附則第2条につきましては、延滞金の割合等の特例に対する改正で、法の改正により還付加算金等の割合が引き下げられたことに加え、特例の名称が「特例基準割合」から「延滞金特例基準割合」、「還付加算金特例基準割合」とそれぞれの名称に改正され、計算の前提となります割合が平均貸付割合と規定されたことによる字句、条項の改正でございます。

また、還付加算金及び延滞金の割合が年0.1%未満であるときは、年0.1%の割合とされたことにより所要の規定の整備を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

附則といたしまして、第1項でこの条例は令和3年1月1日から施行するものとし、第2項の経過措置としまして、この条例による改正後の条例附則第2条第1項から第4項までの規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例によるものとするものです。

以上、上程されました議案第120号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第120号 鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第12、議案第121号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫秀明君。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第121号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書については15ページをお開きください。

このたびの条例改正の主な理由といたしましては、租税特別措置法の改正によりまして、同法第93条第1項の規定にされました「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称が改正されまして、計算の前提となる割合に新たに平均貸付割合と規定されたことに伴い、地方税法も併せて改正されたことから所要の改正を行うものでございます。特に延滞金の率については変更がなく、文言の整理ということでご理解をいただきたいと思っております。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、同項中「特例基準割合に」を削り、「当該特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改めるものでございます。

附則の第1項にあつては、施行日を令和3年1月1日とするものでございまして、第2項につきましては経過措置といたしまして、この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、上程されました議案第121号の提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第121号 鏡石町定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第13、議案第122号 鏡石町都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま上程されました議案第122号 鏡石町都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明をいたします。

このたびの条例の一部改正につきましては、地方税法の改正を受けて、特定基準割合が延滞金特定基準割合と名称が改正され、延滞金の計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されたことにより、地方税法に倣って都市計画法に規定された延滞金についても同様の改正が必要となったため、条例の一部を改正するものです。

附則第3条第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改め、同項中「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に、「当該特例基準割合」を「当該延滞金特例基準割合」に改める。

附則としまして、この条例は令和3年1月1日から施行し、第2項では、経過措置としまして、この条例による改正後の附則第3条第1項中の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例によると定めております。

以上ご説明申し上げました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第122号 鏡石町都市計画下水道受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第14、議案第123号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第123号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書17ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる者に対して貸付けする育英資金につきまして、近年、新規で貸与を希望する者がいないことから、貸与条件や貸与額等の基準を見直しして、より幅広く利用しやすい制度とするための所要の改正となるものでございます。

次のページをお願いします。

改め文となります。

まず、第3条第1項を、「本町に引き続き1年以上住所を有し、かつ、学術優秀及び品行方正の者であること」に改める。

第4条第4号を第5号、第3号を第4号、第2号を第3号として、第1号中「在学者」の次に「（前号に規定する者を除く。）」を加え、第1号を第2号とし、次の第1号、「大学以上在学者（医学、歯学又は薬学（修学年限6年のものに限る。）に関する学科）1人月額6万以内」と加える。

第5条の2第2項中第4号を第5号に、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、次の第1号、「大学（6年制）入学者70万以内」を加え、第6条第2項中の「2人の連帯保証人」を「連帯保証人及び保証人」に改め、第3項を、「連帯保証人は、本人の父母、兄弟姉妹又はこれに代わる者で、本町に住所を有し、共に育英資金返済の責を負い得る者でなければならない」と改め、第6条の次の第4項、「保証人は、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡できるものでなければならない」の1項を加え、第11条第1項中「高等学校在学者は、」を「第4条第1号及び同条第3号に規定する者は、」に改め、第12条第1項中「2人の連帯保証人」を「連帯保証人及び保証人」に、第1号様式中「2 連帯保証人（上記保証人以外の者）」を「2 保証人」に、第2号様式及び第3号様式中「2 連帯保証人」を「2 保証人」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものとし、経過措置として改正後の鏡石町育英資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以降に貸与の決定をする者から適用し、同日前に貸与の決定をした者については、なお従前の例によるものとするものでございます。

以上、提案理由を申し上げました。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第123号 鏡石町育英資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第15、議案第124号 鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第124号 鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書20ページをお開きください。

本条例の廃止について、本条例第1条基金設置目的の施設整備を今回建設する健康福祉セ

ンターの財源に充当するため、基金を廃止し基金を充当するものであります。

鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成2年鏡石町条例第10号）は、廃止する。

附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第124号 鏡石町長寿社会福祉施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第16、議案第125号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第125号 町道路線の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書21ページをお願いします。

このたびの町道認定につきましては、東町地内道路新設による新規認定1路線でありまして、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

認定としまして、番号1、路線名、笠石565号線。起点、東町191番地。終点、東町158番地。延長321.5メートル。幅員3.8メートルから11メートル。

以上、議案第125号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第125号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第17、議案第126号 公立学校情報機器購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長、根本博君。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） ただいま上程されました議案第126号 公立学校情報機器購入契約の締結につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書22ページをお願いします。

このたびの機器購入につきましては、公立学校情報機器購入としまして、契約業者が決定いたしましたので、購入締結を行うために、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、1、契約の目的、公立学校情報機器購入。

機器の内容につきましては、23ページの内訳書にありますようにタブレット端末1,193台、キーボードケース1,193台、画面転送周辺機器40台、授業支援ソフト1,193本となります。

契約の方法につきましては、指名競争入札です。

3、契約の金額は7,645万円となります。

4、契約の相手方につきましては、福島県郡山市堤下町13番8号、株式会社エフコム、代表取締役社長、瓜生利典でございます。

なお、契約の期限につきましては令和3年3月29日を予定しております。

このたびの指名競争につきましては5社を指名したところでございますが、3社が辞退し、11月26日に2社による入札を執行したところでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議いただき議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第126号 公立学校情報機器購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（古川文雄君） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第7号から陳情第10号の4件は、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 1時34分

第 2 号

令和2年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年12月11日(金)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員(1名)

9番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理者兼 出納室長	倉田知典君
農業委員会 農事局長	円谷康誠君	農業委員会 会長	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員長	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、9番、今泉文克君の1名です。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（古川文雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 円谷 寛君

○議長（古川文雄君） 初めに、11番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ご指名をいただきました11番議員の円谷でございます。

しばらくぶりのトップバッターになりましたが、私はこれで、ちょっと申しますと115回目の一般質問になります。これはちょっと類例のない数字だと思うんですね。私が100回目の一般質問をしたときに、マメタイムスが特集といますか、記事にさせていただきました、100回というのは管内では初めてだと、こういう記事がありました。私は今、この数字は県内でもトップクラスの回数ではないかというふうに自負しております。

師走になると、今年一年を振り返る記事が新聞をにぎわしています。各社とも十大ニュースなどを公募したりをして特集をしておりますが、今年は何といても新型コロナウイルス肺炎というものが世界中に蔓延をし、世界では12月10日現在、6,892万人が感染し、157万人が死亡したと。日本でも昨日までに17万2,555人が感染し、2,513人が死亡しています。日本での最近の急増は、感染が収まってから観光業者などの復興のために行うとして参加をしてきたG o T oキャンペーンを、まだ新型ウイルスの感染が収束していないうちに始めてしまったということが大きな原因であると、やめるべきだというふうなことを日本医師会などが、専門家は強く主張しているんですけども、この指摘に対して菅首相は、G o T oキャンペーン参加者の感染は極めて少ないなどという、どこから持ってきた数字だか分からないんですけども、こういうことを表明をして一向にやめようとしません。週刊誌などの記事

によりますと、菅首相と旅行代理店の最大手JTBとは大変仲がよい、親密な関係にあるということが指摘をされています。この背景にそういうものがあるとすれば、とんでもない話だというふうに思います。

師走には、今年亡くなった人の特集記事も新聞には必ず報道されます。今年もまた有名無名の人がたくさん亡くなりました。その中でも、私がやはり政治家として記憶に残る今年の物故者は、やはり平成の水戸黄門と呼ばれた渡部恒三氏ではないのかと思います。

若い頃の私は国鉄労働組合の活動家であり、反自民の立場で闘っていました。地元では社会党の選挙対策事務所を、国政選挙などでは元教員であった面川進平さんとか、鏡石中学校の校長先生であった小板橋大三さんなどの指導の下に、いつも事務局をやっていたので、恒三さんとは全く正反対の立場で活動してまいりました。

金権田中派と言われた田中角栄の一派に属した渡部氏は、私の批判の対象でございました。しかし、町議になって、森尾吉郎さんとか遠藤英雄さんたちと同じ会派で行動する中で、ふだんなかなか行けない場所に連れて行っていただきました。このお二人の先輩議員は、中選挙区制ではもちろん地元で積極的に恒三さんの選挙を応援していましたし、小選挙区制になってからも、彼らは会津まで応援に行った熱心な恒三さんの支持者でございました。陳情の中に、あるいは陳情が終わった後で、3人で国会対策委員長室とか自治大臣室、通産大臣室、予算委員長室、副議長室などに連れて行ってもらいました。

特に今でも鮮やかに印象に残っているのは、通産大臣に就任直後に大臣室に伺った時のことであります。議員会館の部屋もそうでしたが、大臣室はもちろん、廊下までランの鉢植えが所狭しと並んでいたことでもあります。秘書の話では、みんなで議員の皆さんに配って歩いたのですが、それでも配り切れなくてなんていうことを言っていました。何でこれほどのランの花が集まるのかと思っておりましたが、後日、謎が解けました。ある新聞のコラムに、渡部恒三議員が党派を問わず、議員の誕生日にランの花を届けているという記事が出ていたんです、記事といますか、コラムがですね。副議長在任最長記録というものは、このような心配りの結果のことだったのかと思ったものでした。

さきにも述べました森尾吉郎さんや遠藤英雄さんをはじめ、長田元町長など、鏡石にはなぜ恒三さんの支持者が多いのかを思い巡らすと、やはり地元の参議院議員、鈴木省吾さんの存在が大きかったのではと私は思います。

定数5人の福島2区に自民党の現職が4人いたので、恒三さんは当然公認されず無所属でした。彼はそれを逆手に取り社会党支持者までつかみ、初当選を勝ち取り、社会党は全く議席を失いました。また、自民党も各派が彼を自派に加えようと必死で、彼は5つの派閥から、俺たちの派閥だというふうに思われていたというのですから、この辺から彼はかなりのやり手であったわけであります。我が町出身の鈴木参議院議員も、自派の福田派へ入れようとい

生懸命応援をしたと。それが我が町で恒三さんの支持者が多かった理由ではなかったかと私は思っています。しかし、恒三氏は結果的には党の財布を握り、次の総理を目指し日の出の勢いで拡張を続ける田中角栄幹事長の派閥に加わったわけであります。

恒三代議士の事務所へ陳情して印象的だったのは、恒三さんの甥であり、その後参議院議員から知事になった佐藤雄平さんをはじめ秘書が、他の代議士以上に役人と渡り合って陳情に対応してくれたことです。目の前で役所に電話をかけてくれたり、直接役所に案内して役人と交渉までしてくれたりしてくれる姿には、全く恐れ入るところでした。これでは支持が増えるわけだと思った次第でした。

田中派の一員として金権政治田中角栄を支えてきた恒三さんの前半の政治姿勢には、私は批判的でしたが、後半は政権交代のできる2大政党づくりを主張するようになったのには大いに賛成であり、頑張ってもらいたいと思うようになりました。自民党を出ると新進党をつくり、8党での連立政権をつくり、それが自社さ政権に倒されると、民主党立て直しに一役買って民主党政権をつくったわけでございます。しかし、退陣と同時に政権は自民党へと移ってしまったわけですが、政治に政権交代のダイナミズムさをもたらしたことは大いに評価すべき点であったと思います。

今年の日米でトップの座が交代しました。また、交代が決まったということも大きな出来事と思います。日本の首相交代は女房役が主になったくらいの違いですが、アメリカは大きな変化をもたらすことになるのではないかと思います。特にトランプ大統領は、アメリカンファースト、いわゆる自国第一主義と称してパリ協定から離脱をしたわけですが、替わったバイデン次期大統領はパリ協定の復帰を主張しておりますことから、この1点だけでも地球環境のためにもよかったのではないかと思います。

アメリカで初の女性副大統領になったアジア系インド移民の母とアフリカ系ジャマイカ人の父を持つカマラ・ハリス氏に今、アメリカでは4年後の大統領を期待する声が高まっています。今後の活躍が期待をされております。特に、副大統領の当選演説で、私は初の女性副大統領にはなるが、最後ではないということで、若い女性に夢を持つように訴え、大変これが世界的に報道されて評判になっております。

以下、通告書に従い質問させていただきます。

最初の質問項目は、健康福祉センター、いわゆるこれはまだ仮称でございますけれども、この建設についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、この施設が役場を建設する予定だった場所に建てられる意義は何かということをもっとよく考えていただきたいということです。

あれだけの56ヘクタールに及ぶ駅東開発を成功させるためには、町の中心シンボルである役場をそこに造って、ここが鏡石、将来の中心地であることを示す意図が込められていると

いうことです。

お隣矢吹町はこの手法で、矢吹町は民間中心の開発ではございましたけれども、かなり成功を収めていると思われまます。メガステージや銀行、ホームセンターなどは民間の開発ですが、町の事業である役場と文化センター及びあゆり温泉、温泉熱を利用したプールの開設は、あの周辺の大量の交流人口を増やし、にぎわいをもたらしていることは間違いのない事実であります。我が町も、これを忘れて駅東開発の成功はないことをもう一度原点に帰って考えてもらいたいと思っております。

そのような視点で、私はこの場所に大量の交流人口を増やすために、温泉施設が来ていただくことをかねてより訴えているわけでありまます。

また、温泉と温水プールの健康効果は、私が調査をした数年前で、矢吹町の介護保険料が標準クラスで1か月1,200円も違っていたのであります。私はこの効果には当初、温水プール、温泉熱を使った温水プールを60歳以上の高齢者に無料で開放したんですね。ですから、今でも矢吹は、特に午前中などは高齢者で大変にぎわっております。これがこの健康効果をもたらし、矢吹町の介護保険料を引き下げている大きな要因ではないかと私は今でも思っております。

無料化はなくなりましたがけれども、それでも町内あるいは協定を結んだ管内、西白河管内は大変安い料金で利用をしております。我が町もやはりこれを見習って、健康効果プラス、この場所に地域住民、周辺住民のやっぱり目をここに向けさせるためにも、この場所に温泉施設を造るべきじゃないかということをご第1点に申し上げたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めまます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございまます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

1の健康福祉センターの建設について、（1）の駅東開発の起爆剤となる施設とするため温泉施設の建設をというご質問でございまます。

老人福祉センターにつきましては、昭和53年度に建設、翌年の昭和54年5月に開設されたものでございまます。その中に、入浴施設としまして浴室、脱衣所、合計で、面積ですが79平方メートルを整備したものでございまます。給湯については、水道水をボイラーで給湯するものでございまます。

利用状況につきましては、近年の3年間の平均でございまますが、年間1,658人、1日平均7.5人、維持管理費につきましては、年間平均の利用料は18万円、維持管理の経費につきましては360万円でございまます。

温泉施設の建設や維持管理費、温泉掘削の可能性等につきまして調査検討してまいりまます

ので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ちょっと今、課長の答弁で、老人センターの温泉とこれから造るべき温泉というのはイメージがちょっと違うんじゃないかと思うんですね。こういうものでなくて、今、現に矢吹のあゆり温泉などはもう何百万人もの人が利用しているわけですね。そういうことを考えれば、この人数を持ち出すのは大変意味がないことであるというふうに思うんです。もっと造る場合はもっと立派なものを、界限にないようなものを造る、そういう気構えでやっていただきたい。そうすれば、これはもう大変たくさんの人を動員できるということだと思うわけですが、そういう、元の100円に入れていた老人センターの、それはそれなりに意義があったと思うんですけれども、そういうものを持ち出して、ここの私の提案しているものとイメージをダブらせるのは若干適當ではないと思うんですが、もう一回その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

これは、全員協議会の中でも申し上げましたけれども、いわゆる、現在、町には町民プールもあると。これも大変な費用が実際かかっていると。特にこの町民プールの場合、町外の利用が非常に多いと。そういうことからしても、いわゆるこれからの費用対効果も含めて、やはりまだこの辺については時期尚早というんですか、そういうことであるかなというふうに思っております。

いずれにしても、今回は特には健康福祉センターを、いわゆるこれからの健康と福祉、こういったものを充実するために、まず第一番にはこういった施設を造ると。全員協議会でも申し上げましたけれども、これ以外、いわゆる敷地が現在予定されているのが1.5ヘクタール、こういうことなんで、今後そういったことを考えられれば、そしてまた財政も許すならば、そういったことは検討に値するというふうに思っておりますので、現在の時点では困難であるというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

以上です。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） あのね、やっぱり勘違いしているんですよ。

今の町民プールは、私のほうも具体的な提案をしたんですよ、これは。前町長ではござい

ますがね。私たち、そのときは7人も会派いました。定数は16人だったんですけれども。そこでいろいろ勉強して、やっぱりこれは矢吹方式がいいんじゃないかということになったんですね。そして郡山の東北地下開発という会社に諮問して、熱交換方式でプールを造るのに、温水プールを30度にしなくちゃならないんですよ。熱交換方式で管の中を、水の中の管に熱の熱いお湯を通さないと駄目だと、50度以上の温泉が必要だと。鏡石で50度以上のお湯が出るんですかということとその地下開発の人に質問したらば、6人ほど来て説明をしてくれましたね、懇切丁寧に。絶対出ますと言うんですね。今、鏡石にある温泉は皆浅いんです。これを100メートル下げると3度ぐらい温度上がるんです。だから、今40度の温泉が出ていますから、あと300メートル掘れば熱くなるんです、50度以上の温泉出るんですということ、文書で木賊町長に申し入れました。ただし、それは却下をされてですね。

もう一つ我々が言ったのは、維持管理費がかかるから、これは健康としてのための目的の施設として、あまり派手に大きくいろんな余計なものをつけたりしないで、矢吹方式のような質素なものを造るべきだということを申し入れたんですが、これは完全に無視をされました。そして、ウォータースライダーなど、最初は2つと言ったのをこれは1つにさせたんですけれども。

こういうことで、今、町長言ったように膨大な経費がかかる、そして冬は大変な、夏もそうですけれどもね、全部灯油でやっていますから、灯油代だけでも大変な金額がかかるということで、私は、その我々の申出が無視されたことが今、町長の答弁に来ているわけですね。

それはさておきですね、やはりここは、やっぱり役場を造るために買った土地ですね、あの辺に。値段がよかったものだから、いっぱい売りたい希望があって、必要なだけ買えばいいのに、前町長は選挙に引っかけると思ったんだか何だか、反発起こると思ったんだか何だか、売りたいという人の土地をみんな買ったんですね。それもとんでもない、農協の予冷庫のほうの土地は、私たちに説明した時点でも物すごい安くなる計算なんです。県道の周辺が一番高くて、県道から離れるたびに安くなるんだということ、計画をつくったんですね、56町歩について全部。そして、市街地に近い西側が高くて。そういう寸法からいくと、よりこの辺りの土地なんかはべらぼうに安くならなくちゃならないんですね。ですから、町では必要な土地だけ買うということで高い順に買っていけばよかったんですよ。それを同じ値段でそういう違う土地を買った。これはやはり前町長のものですが、やっぱりこれは、この駅東開発を成功させるかどうかの鍵がかかっているということを申し上げたいと思います。

須賀川の交流センター、市民交流センター t e t t e は先日、12月の初めですか、100万人、去年の1月に開業して2年足らずで100万人の利用者があったということですね。我が町でイベントをやって、これが人を集めるというのは到底不可能ですが、やはりこういう施

設を造って、やっぱりたくさんの方が集まるような、そういうものを造らないと駅東開発は進まないということを申し上げておきたいと思います。

次に移ります。

この健康福祉センターは、今工事やっているところを見ると大変広大な土地でございまして、この土地に、駐車場に、私は防災、災害時の防災センター、防災施設としての役割を担わせるべきだというふうに思っているんですね。

そのためには何かをするのかというと、やはり災害の場合は停電というのがまず想定されますね。そのために、この駐車場の地下に大きな貯水槽を造るべきではないかということをお訴えたいわけでございます。それは、水が滞っていると水は腐っていくんですね。ですから、片方から入れて片方から利用する。日常的には水はためておくけれども、常に動かしていくというものを造って、大量の水を備蓄すべきではないかと思うんですが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

（2）の駐車場に停電時に備えて大量の地下備蓄施設をとというご質問でございますが、停電時におきましては、町の上水道の新しい浄水場を含め、3浄水場におかれましては、非常用の発電機を設置しております。これにより、停電時は給水できるようなシステムになっておりますので、停電時においては水の供給には支障がないものと考えております。

また、給水車による非常用給水パックを配布することも考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これもまた分かんないことを言っているんだね。水はね、たくさん必要なんですよ。水は欠かせないんですよ、人間が生きていく上でね。そして、この駐車場に車で避難するんですよ。そこからあそこまで人間が移動するというのもまた、避難のときには大変な混雑をもたらす。そして、浄水場にはそういう避難の場所にならないわけですから、ではそこがまた、避難所にするというんならまた別ですが、浄水場にはそういう機能は私はないと見ているんですけども。

やはり、そばに水はあるべきなんですね。そして、そこにすぐに利用できるようなポンプを備えて、水をくみ上げて使えるようにするという機能が、新しい県道から消防署の分署のほうに造る道路、先日私入ってみたんですけども、途方もなく広いんですね。あそこにも

たくさんの方の災害時などは車が駐車できると思うんですね。その駐車した中に、いわゆる今、避難した人がいるわけですから、それが水をくみにわざわざあそこまで行かなくちゃならないというのは、やはり大変なことだと思いますので、ここにも水は備えるべきであると。当然造る場合は、そういう機能を持たせるべきだということで、時間もありませんので、これからこの面は訴えていきたいと思っています。

次に、災害避難者用のトイレ用のマンホールをこの駐車場にやはり設置すべきだと。下水道に、下水管に直結するトイレ用マンホールをですね。災害避難に、須賀川の大池跡に、須賀川一小の前にそういうものを緊急避難用に造ったというふうな新聞記事も見ましたので、我が町にもこういうものは造るべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害避難者用のトイレ用マンホールの設置というご質問でございますが、災害用マンホール用トイレの整備の目的につきましては、災害が発生したときに電気や水道が止まってしまう、家庭や避難所で水洗トイレが使用できなくなる可能性があり、水洗トイレが使用できないことにより生活や健康に深刻な影響を及ぼすことや、衛生環境の悪化が懸念されると。そのために、災害時においてトイレに困らないようなマンホールトイレの整備を図るというような整備目的が一つございます。

町におきましても、当該施設の中にトイレ用のマンホール施設を整備する考えはありますので、必要数等を調査検討してまいります。

あと、国においても、国土交通省からもマンホールトイレの整備のマニュアルが発行されておりますので、それらを十分検討して対応していきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひこれは検討して、災害に備えていただきたいと思います。

3点目は、いわゆる災害避難者の車中避難、この想定の下に、夏は特に車の中が非常に高温になるわけですね。だから、特に今年はコロナで、多く密集、密着するのは悪いということが言われています。こういうときに、特に車の中に生活する人がたくさん出てくることが想定されるわけですね。ですから、私はそのために、やはりこれは何とかしなくちゃならない。私は、これはやはりソーラーパネルがいいんじゃないかと。ソーラーパネルをちょっと高く設置をして、そしてそれで日を覆えば一挙両得ですね。発電もできるし、さらには、これは発電したのもも非常電源にも使えるわけですし、下の車は暑くならないと、こういう面

で一挙両得であります。これをぜひ検討できないかということをご提案いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害避難者の車中泊による避難の関係でございますが、さきの熊本地震や昨年の台風災害時には、各自治体において避難所を開設し、被災者を受け入れております。しかし、避難所に入らず車中泊で避難する人数は増加傾向にあります。その理由としましては、人が多いことで落ち着かない、あと、子供や高齢者、障がい者、ペットがいるので、周囲に迷惑をかけたくない。特に地震での避難では、建物の中に入ることが怖いため、避難所では不安があると。あと避難所がいっぱいで入れないと。あと感染症が不安であるなどでございます。

ただ、車での避難ですと、エコノミー症候群等の健康上の心配が一つ懸念をされるところでございますが、町の地域防災計画に基づきまして避難所を指定しているところでございますが、このような事情により、避難所以外に車中泊として避難する場合においても、避難所同様に物資や飲料水、災害情報等の供給を行うこととなっております。

電気につきましても、携帯電話等の充電や、将来的な電気自動車の普及に向けた充電設備の設置についても可能な限り配慮したいと考えております。

太陽光パネルによります日陰の創設といったものについても、当該センターの全体的な計画等に調査検討してまいりたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） もっともっと突っ込んで議論したいんですけども、時間が限られていますから、またの機会にして次に移りたいと思います。

今のことで一言、検討する場合に、どうしてもソーラーパネルがまずいという場合は、私は緑陰といいますか、植樹を、木を植えていただきたいんですよ。そして、夏は日を遮り、冬は日が当たるようにするには、やっぱり落葉樹ですね、落葉樹を植えて車が非常に暑くなるのを避けて、避難所ばかりではなくて、これはふだんこのセンターを利用する人のためにも非常に有意義だと思うんですよ。だから、これはやはりぜひ検討していただいて、車の中を暑くしないように、植林とは言わないんでね、植樹ですね、街路樹などを植えて日覆いをつくっていただくように、ぜひこれから検討いただきたいと思います。

大きい2つ目は、成田地区への遊水地計画と高台移転についてという問題でございます。これもまた町にとって大変大きな問題でございますので、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

まず（１）ですね、この遊水地というのは、この地というのは土地の地を私は書いたんですけれども、池というふうな書き方もあるんですけれども、池はちょっと何か受け入れ難い思いがするんですよね。

やはりこの遊水地計画というのは、あくまで私は成田のため、鏡石の町のためにやる施設ではないと思っています。あくまでこれは、下流に水を一遍に行かないようにここにためてもらうという、川から堰を造って入れるわけですから。これは成田にとっては大変な迷惑な話なんですよね。堤防を高くしてもらえとみんな言っているんだけど、逆に堤防を低くして堰にして水を入れるべというんだからね。これは町もふんどし締めてかかってもらわないと、ただ水だけもらって、そして雨降るたびにどンドン水が周りに押し寄せてくるような状態をどンドンつくられては、成田住民は、特に宿屋敷の人たちはたまったものではない。だから、これはやはり、前から言っていますように、遊水地と同時に高台移転というものを、80戸ですか、あるんです。もう既にね、西原地区、十文字の付近に家造った人だの、東町の町長家のすぐそばに家造った人だの、その宿屋敷の方がかなりいるわけですね。だから、やはりもう既にあそこでは住めないという人が二、三出ておりますので、これからやはりここをしっかりと、高台移転を進めるのと遊水地は一体だと、こういう決意で臨んでいただきたいんですね。

まず1点は、住民の理解はどの辺まで得られているのかお尋ねをいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

この高台移転についての住民への理解ですか、こういったことでありますけれども、これについては11月28日に、いわゆる成田地区のいわゆる水害から守るという協議会も設立させていただきました。そういう中で、若干異なる意見も出されたのも事実であります。

そういう中で、先ほど議員も言われたように、この遊水地ができることによって、いわゆる成田の宿屋敷が完全に守られるかということについては、今、議員が言われたように私もそのように思っています。だからこそですね、だからこそこの成田地区の宿屋敷についても、この遊水地を含めていただいて、そして、それによって高台を移転することによって、この地区の皆さんの命と財産、こういったものを守るべきだというふうに私も訴えているのも事実であります。

そういう中でありますけれども、いずれにしても遊水地、宿屋敷を除いて遊水地を造る場合には、議員が言われたように、基本的には下流の水の制限をすることが主になります。そういう中では、阿武隈川からの部分については、宿屋敷には多くは及ばないとは思いますが、それよりもその西側にあるいわゆる鈴川、これが大きな問題であります。

そういう中では、やはりこの鈴川と阿武隈川、これを一体的に、それからの命と財産を守るためには、やはり何といても高台移転は私は必要であるというふうに思っておりますので、そういう中ではしっかりとこれからも訴えていって、地域の皆さんと一緒に考えていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） まさに町長の答弁のとおり、これは成田のためにやるのではないんだと。これは郡山で工業団地が水浸しになって、この損害はもう計り知れないですね。日立製作所なんかも工場移転ですね。本当に大被害を受けているんですね、死者も郡山も須賀川も出しておりますから。やはりこれは下流のためであると。であれば、我々にとってはその遊水地だけではなくて高台移転の補償なども含めてやはりすべきだということで、やはり今、町長言ったように、そういう意向をこれからも進めていただきたいと思います。

この答弁もかなり入ってきておりますけれども、この下の3点まとめてですね、いわゆる11月28日の住民集会、私も参加をしたいと思ったんですけども、今回は該当の住民だけでやりたいという区長の考えだったから、ああ、そうですかと、私は行かなかったんですけども。8月1日には、私が鳥見山のときには行って、国の役人にも質問をしました。国の国道河川事務所の説明は、阿武隈川の水だけを考えて堤防を、成田の住居地域の東側に堤防を造ってそこに水をためるんだという。だから、後ろはどうなんですかと私言ったんですよ。前門の狼後門の虎という例えがあるけれども、後門に恐ろしい虎がいるんですよ。鈴川という川があって、この川が大雨降った場合は、阿武隈川の水位が高くなれば阿武隈川に吸い込まれないでたまってしまうんですよ。前のほうばかり考えているんじゃないですかと言ったんですね。だから私は。そうしたら国は、これは縦割り行政のいい見本なんですけれども、そっちは県のほうでみたいな話になってね。本当にこれは一体で進めなくちゃ駄目なんです。特にこの鈴川の水位を増していくのには、町が大きく絡んでいるんですよ、この駅東開発は。田んぼを宅地にするわけですから、これは水がどんどんと、調整池は造るんでしょうけれども、成田に落とすことになるわけですね。だから、やはり町も本気になってこの問題に取り組んでいただきたい。

2、3、4で、時間がありませんで、何かまとめてこの問題があれば、答弁いただきたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 円谷議員、一問一答ですから、これ答弁も難しいと思うので、1点ずつお願いします。

まず、（2）番からの答弁でよろしいでしょうか。

○11番（円谷 寛君） はいはい。じゃ、まず、そうですね。町長のほう絡んでいますけれども。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問へご答弁申し上げます。

9月12日に、町主催で成田地区の浸水被害住民を対象に、阿武隈川上流遊水地群整備に係る意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、国で行う遊水地の施設役割や今後の水害発生に備え、成田地区水害行動計画について説明をし、国の遊水地事業の一環として、成田地区の居住地を守るための対応について意見交換を行いました。

参加者からは、移転を望む声もあり、将来にわたり洪水から命と財産を守り、安心・安全な居住環境をつくるためにも、地区住民と町が一体となって国や県へ要望していくために、地区に協議会を設立することを参加者に求めました。その結果、11月28日には成田区長を発起人とし、水害から居住地を守る成田地区推進協議会の設立総会を開催したところです。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 暫時休議します。

休議 午前10時43分

開議 午前10時43分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今の答弁で2番目は大体分かりましたので、3番目ですね。この2つの課題ですね。遊水地計画と高台移転、どういうふうにして取り組むか、その方針についてお知らせいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。
町長。

○町長（遠藤栄作君） 遊水地と高台移転ということでありまして、この前の28日の説明会の中、いわゆる設立総会の中で質問がございまして、そういう中で私、例えば私が国の職員だったら、いわゆる宿屋敷については遊水地には含めませんとお話をさせていただきました。当然、お金がかかることでもありますので。

ただ、私はこの町の長として、いわゆる命と財産を守るという、そういった使命からする

と、やはり何といたっても阿武隈川は国の管理、鈴川は県の管理、先ほど言われたように縦割り、そういったこともございます。そういったことの中からすると、やはり今回の遊水地の計画と、これはピンチをチャンスというんですか、これをチャンスにつかむべきだと。そういうことで、遊水地にあの地区がなれば、これはいわゆる国道4号線と同じように用地と建物が補償される。ただ、これは100%なのか、それは前後は分かりません。でも、これ例えばないとすれば、後で自力で高台移転なりするしかないということなんで、これはやっぱりチャンスだということでもありますので、これは、いずれにしても推進協議会と一緒にってこういうものを理解していただいて、やはり将来にわたって安心して暮らせるような地域づくりをしなければならないという、そういうことでもありますので、考えて、これからも臨みたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） ぜひですね、本気になってこの問題に取り組んでいただきたい。

項目別にやれという、こういう指導でございますので、4番目の11月28日の住民集会について、どのような集会であったのかということをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

11月28日の住民集会は、成田区長を発起人とし、水害から居住地を守る成田地区推進協議会の設立総会を開催いたしました。

本会は、国で行う遊水地事業などの治水対策と、地域の安全・安心な居住地づくりを一体的に推進する組織としての役割を担い、地域住民と町などが協働し、水害から居住地を守るための対応を検討し、国や県への要望活動を行うことを目的としております。

今回の設立総会では、区長を議長とし、本会の規約を定め、役員を選出し、水害から居住地を守るための町の考えについて審議をいたしました。

主な意見とし、高台に移転したいとの声と、遊水地を造っても居住地は守れないかなどのご意見がありました。

今後、国から遊水地の範囲が示されますので、それを踏まえた上で、居住地を水害から守る手法について、この地元協議会と話し合いを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 大体方向性は分かりましたが、これは大きな課題でございますので、ちょっと本気になって取り組んでいただきたいというふうに思います。毎年、これから地球温暖化の影響で大水は必ずあるというふうに思いますので、ぜひ安心して住めるような居住を成田の住民にもやはり保障しなければならないと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

大きな3番は、町人口の急減少を抑止するための取組についてということで、(1)としては、後継者の未婚者の現状というのは、今、町の中でどのような数字になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農業者などの事業の後継者の見込みに関する具体的資料につきましては、現時点で町のほうでは把握はしておりません。

ただ、この問題につきましては長い間、未婚問題につきましては、町だけではなく全国的な問題として取り上げてきました。さらに、近年におけます少子高齢化の問題について、後継者だけでなく未婚の問題が、国全体の出生率の低下の原因の一つと言われております。

未婚に関する統計資料の一つには、国勢調査、5年に1回の調査でございますが、国勢調査が挙げられまして、その資料の中に15歳以上の未婚率という統計情報がございます。最新の国勢調査につきましては、今年、現在10月1日を基準としたもので集計されている作業中でございますので、前回2015年の国勢調査に基づきますと、町の15歳以上の未婚率につきましては、男性が30.1%、女性が18.7%、全体で24.2%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） これはもっと掘り下げなくちゃならないんだけど、時間がないので、新しい国勢調査ができた段階でもう少し答弁いただきたいのが、15歳以上というのは、ちょっと数字的にはもう意味がないんじゃないかというふうに思いますので、もう少し細かく区切ってこれを出していただきたい。むしろ30歳以上あたりの男が問題でありまして、これからそのデータを見て、また新たに討論、議論していきたいと思います。

(2)番目は、町の後継者結婚相談所というのがなくなってしまったんですけども、これはどうしてなのか、こういう必要性を感じなくなったのか、その辺をお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

結婚相談所につきましては、結婚を望む方のために出会いの場を提供するとともに、相談員の訪問によります情報収集等によりまして、相談業務を目的として平成8年頃に設立され、ご存じのように平成16年度をもって廃止となっております。

資料のほうを探しておりますが、なかなか見つかっておりませんが、廃止の理由につきましては幾つか挙げられます。現在のようにプライバシー意識の高まりなどによりまして、細かい個人情報の収集が非常に困難になってしまったということと、未婚の問題が、先ほど申し上げましたように、農業や商工者の後継者のみの話ではなくて、国民全体の問題となってきたため、後継者限定の交流イベント等を開催しても、特に女性の方の参加が集まれなくなってしまったことなどによるものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 確かに、私もこの相談所の一員であった時代もあるんですけども、難しい状況はあるんですね。プライバシーだとか個人の勝手だとかという、そういうことだけじゃなくて、やっぱり勤めとかその関係によっては男女の出会いもなかなかないという人もいます。なかなか内気で、女の人なんか話もできないという人もいます。やはりそういう人を一人でも、やっぱり町は手を差し伸べていくというようなことは、やはり必要なんではないかというふうに今考えているわけでございまして、これをどういう形にしたらいいのかということもあるんですけども、例えば、私が今、今まで住んで、最近は隠居してちょっと離れているんですけども、西原地区、農民道路の東側を見ますと、片っ端から未婚者ばかりで後継者がいない。そういう家がびちびちなんですね。ゴーストタウンになるのが時間の問題なんです。こういうものを少しでも抑止するために、もう一遍この問題を考えていくべきではないかと思うんですけども、その辺は、これ項目の3番目にありますので、ちょっとお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど申しましたように、農業や商工会社の後継者の未婚問題につきましては、今やそれ以上の国の少子高齢化の原因の一つとして捉えられており、国全体の問題でもございます。

先ほど、5年前の国勢調査におけます15歳以上の未婚率、町の部分、お教えしましたが、国全体では全体で27.3%、やはり15歳以上の未婚率でございます。男性につきましては31.8%、女性につきましては23.2%と、鏡石は若干低いような状況となっております。

このような状況からしまして、町といたしましても、農業や商工業者の後継者に限らず、少子高齢化の対策の一環として、全体の未婚率の低下に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

具体的には、所管がちょっと産業課のほうからずれますが、総務課のほうにおきまして、平成29年度から婚活事業としまして婚活パーティーを数回実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 時間がないので簡単に、今の答弁ではちょっと不十分なんです。

やっぱり昔は、田舎なんか特に、世話好きのおばあちゃんなどがいまして、年頃の男女に声をかけて仲人なんかをやってくれた人がいたんですけれども、今はいないですね。私もかなりこの問題に取り組んできた経緯がございまして、ボランティア仲人のおばあちゃんたちと幾つかのお見合いなどをさせて成功まで行ったのもありますけれども、やはり皆さん何を言っているかという、仲人はうかつにできないと。大変な負担を背負うというんですね。結婚式に呼ばればただでは行けないと。あるいは子供ができたからお祝いをやらなくちゃならないと。学校上がったからお祝いやらなくちゃならないなど言っていて、とても国民年金などではこんなことをやっていられないという人が圧倒的におりますので、町はこの人たちがいなくなった後に、何らかのそういうものをカバーするような、そういうことをこれから考えていただきたいと思います。

時間がありませんので、4番に進みます。

町長の政治姿勢について伺います。

かなり時間が制約されておりますので、町長は町の業務を扱う業者との距離を適正に保っているのかという心配がございまして、しかし、これは時間の関係で、これからは持っていきたいと、今回はカットします。

入札は正しく行われているのかという2番目の問題で、これも時間はないんですけれども、町長は、私が公契約条例で町の業務をやっている指定管理業者などの労働条件が極めて悪い、公契約条例を結ぶべきじゃないかと質問したときに、最低制限価格の入札方式を考えているなんて言ったんですけれども、これは絶対に駄目です。

私は以前、この場で追及したことがあるんですけれども、前町長の時代に東北旭紙業の入札がありました。工場用地造成です。これは市街化調整区域ですから、町でないといけないということで旭紙業に代わって町がやったんですね。このときに最低制限価格でやって、2,000万も3,000万も安い業者がみんな失格した、しかも大手ゼネコンなどが失格して、地元の業者が落札をして工事をやったと。これは大きな問題だと、私は今でもこれは絶対おか

しいと思っていますね。町は弱みにつけこんで、その業者は自分ではできないから町にやっ
てもらってから文句を言わないで終わったんでしょけれども、数千万円の高い買物をさせら
れているんですね。どこにこの利益が行ったのか。私はかなり疑いを持っているんですね。

だから、こういう入札は絶対駄目だということを一つと、さらにですね、時間がありませ
んのので最後の問題、やっぱり町長はこの前の選挙で、選挙対策本部長に町の業務を扱って
いる町会議員を選対本部長にしたんですね。これは一体正しいと考えているのかどうか、この
1点だけ、時間がないので、お答えをいただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 円谷議員にお尋ねいたします。

今の質問は4の（4）でよろしいんですか。

○11番（円谷 寛君） はいはい。

○議長（古川文雄君） 1、2、3はカット、割愛ということですね。

それでは、4の（4）の質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、その入札関係ということに関して、まず私のほうから申し上げます。

私は町長就任以降、いわゆる札は書きます。当然これは書く使命がありますので。それを
総務から金庫に預けて、私は一度も就任以来、入札の立会いはしておりません。これは明確
に申し上げます。

そういうことで、この入札についてはやはり厳正にして、ですから、私も書いた数字は次
の日は当然忘れていきます。ですから全く、そういうことで入札には、当然仕事上は入札は書
きますけれども、いわゆる入札には立ち会っていない、いわゆる書けば入札は執行ですか、
事務方がそのとおりであればいいわけですから、そういうことで、まずは入札には立ち会っ
ていないということを申し上げたいと思います。

4番の関係でありますけれども、要は、まずは町では入札や許認可、こういったことにつ
いて特定の業者に便宜を図るようなことはしていないということでもありますので、先ほどの
町長選対本部長とか、そういったことはあっても、それは全く関係ございません。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 入札の関係で、最低制限価格の問題は前町長の問題ですからね。旭
紙業に数千万円の負担をさせたということは事実ですから、これは私は、落札したとき、後
から議会で聞いたんです。業者の名前全部。大手ゼネコンが2,000万も3,000万も安いのに
カットされて高い業者が落札しているということで、これは不当だということでございます。

あと、最後……（ブザー音）

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため、5分間休議します。

休議 午前11時01分

開議 午前11時07分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 畑 幸一君

○議長（古川文雄君） 次に1番、畑幸一君の一般質問の発言を許します。

1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） おはようございます。1番、畑幸一です。

第6回定例会において、通告により一般質問をいたします。

初めての対面議会ではありますが、執行の皆さんのワイドからの圧力が、重圧がかかってきております。相当緊張しておりますので、よろしく願いいたします。

2020年も残り20日を切りました。今年も国内外で様々な出来事がありました。菅政権の誕生、アメリカ大統領の選挙、特に横浜クルーズ船プリンセス号からのコロナ感染者のメディア報道は不安と脅威をもたらせ、今日まで想像もつかなかった新型コロナウイルス感染により世界中、そして国内のコロナ感染拡大は収束が見えない状況であります。国内においても経済、医療、教育等々悪影響を及ぼし、低迷、停滞と、様々な分野で非常に厳しい状態になっていると受け止めなければなりません。

コロナ対策として、命と暮らしを守る取組も重要課題と思いますが、長期化が予想される新型コロナウイルス感染症対策について伺います。コロナ感染防止のため、時間をなるべく短縮して質問をいたしますので、ご了承してください。

（1）番の、新しい生活様式についての考えを伺います。

日常生活においてマスクの着用、手洗い、うがい、3密など徹底して継続し、感染拡大に歯止めをかける必要不可欠な新しい生活様式と思われませんが、感染拡大防止の取組を伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための新しい生活様式につきましては、国の専

専門家会議により今年5月4日に提言されまして、日常生活に取り入れていただきたい実践例が記載されたものでございます。

この内容につきましては、一人一人の基本的感染対策、日常生活を営む上での基本的な生活様式、日常生活の各場面の生活様式、働き方の新しいスタイル、この4つに分けられております。新しい生活様式を具体的にイメージできるようになっております。

町におきましては、この新しい生活様式の実践例につきまして、チラシを行政区の全戸配布等により周知しているところでございます。マスクの着用や手洗い、人と人との距離の確保など、町民一人一人がご自身の生活に合った新しい生活様式を実践していただいていると、私どもの方では認識しているところでございます。

今後も感染拡大予防のため、町民の皆様に必要な情報等について、県や関係機関との連絡、連携を図りながら情報収集に努め、防災無線、ホームページ、チラシの行政区配布等により、より分かりやすい内容で情報を発信し、感染予防に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 一人一人がお互いに向き合い、理解ができる新しい生活様式に沿った適切な感染拡大防止に取り組んでいただきたいと思います。

（2）番に入ります。

地域産業の低迷、停滞支援について伺います。

県内もコロナ感染拡大によって、あらゆる産業の分野で非常に厳しく切迫している状態とされます。当町産業においても今後ますます落ち込みが予想され、地域経済の維持と回復の支援を取組の考えを伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、この地域経済の低迷支援という、そういう中でありますけれども、これは東日本大震災、さらには昨年の台風19号による災害、これも同じでありますけれども、この新型コロナウイルスの影響でも、先ほど言った東日本台風も含めて、やはり何といたっても廃業することなく継続していただくということが大事だと。そういう中で、このコロナ収束が、そういうことも含めて収束もしっかりできるような、そういったことで行政が取り組んでいくと、そういったことでこれからはしていきたいと。そういうことで今までもそういった、いわゆる廃業させないという気持ちで行政が携わっているということでもあります。

そういう中では、今回新型コロナウイルスの影響による地域産業への支援につきましては、

町独自の支援策として、1事業者一律10万円のいわゆる事業継続緊急支援給付金、これについては全国の中でもいち早く、これは2月から4月の売上げ減に対しまして第1期として、いわゆる5月の連休前に交付をさせていただきました。この件数が185件ということであり、そして、さらに5月から7月までの売上げに対しましては第2期として、同じように212件、これはお盆前に交付しようということで、212件を交付させていただきました。さらに、この2期の交付の中には、さらに上限を5万ということで家賃補助もさせていただきました。この家賃補助については54件ということになります。

現在、この10月から、消費喚起ということで、事業者支援等を目的としたいわゆるプレミアム商品券、これは飲食店用は最大42%、そしてそれ以外のプレミアム商品券ということで発行させていただきました。

さらに、本年6月の定例議会においては、新型コロナ感染症経済対策等基金条例を制定しまして、9月には予算の中で5,000万、基金を積みました。これは今後、いわゆるコロナの収束、そういったものを見据えた中でさらに経済の支援をしようということで、この基金をつくりました。これについても、多分県内ではこういった基金をつくった町村はないと思います。

そういう中で、いわゆる廃業、基本的には廃業することのないような、そういった支援策をこれからもしてまいりたいということをお願いして、答弁いたします。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 町として、町商工会の独自のアンケート調査の、300件ですかね、事業者のほうのアンケート調査なんかもいち早く始まっていたけれども、また、プレミアム付商品券の販売、見込みで9,600万円の経済効果が生まれますというような、昨日の町長の本会議の説明でございましたが、持続化給付金の支援金の交付への完了と、本当にもういち早い活性化に向けての、全力で取り組んでいると思いますので、今後ともその他含めて迅速な支援を要望いたします。

（3）になります。

医療に関するコロナ感染症の体制の強化の取組についてお尋ねいたします。町として、感染の備え、この備え、どう対応しているのか、対処しているか、年末年始に向けての取組を伺います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する医療体制の強化の取組につきましては、具体的には、福島県において実施されておりまして、感染状況を分析しながら感染者が増加した場合でも十分に対応できる相談体制、検査体制、医療提供体制など、県内関係機関と一体となった体制が整えられているところでございます。

新型コロナウイルスの相談窓口の受診相談センターは、平日、休日問わず24時間対応となっております。発熱等の症状がある場合は、身近な診療、検査医療機関が案内されるようになっております。

また、インフルエンザの流行に備え、県ではインフルエンザと新型コロナウイルス感染症の診療、検査できる医療機関を指定しまして、地域で診療を受けられる体制整備も進められているところでございます。身近な地域で適切な診療や検査を受けられるよう、診療体制の拡充が取り組まれているところでございます。

町としましては、新型コロナウイルスの相談窓口、さらにはかかりつけ医への診療、そういったものを症状が出た場合に勧められるような案内を今後ともしてまいりたいと思います。また、相談体制につきましては、平日、休日問わず、受診相談センターへのご案内ができるような体制を取って、今後の対応としていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 初めて答弁を聞かせていただいたんですが、これは12月7日、このチラシ持ってきたんですけれども、初めて県のコロナ対策本部の折り込みチラシ、これが出ました。相談待ちの人、今言われたとおりだと思いますので、そのほかに不安を取り除いていただいたのが医療のお知らせ、年末年始の。これも非常に助かった。これを見ていない人は、なかなかもう相談窓口とかというのは大変ですね。例えばこれ、本当にクラスターなんか、これ年末年始に起きたらどうするかと。もうパニックになりますね、完全に、もう家族を含めて。だからこの年末年始の体制、しっかりとして取っていただきたいと思いますよ。町民の皆さんが、まだ感染者が一人も出ていない。みんなこれ、一人一人が感染対策をして努力していると思いますよ。それを含めて、なお一層の対策を強化、お願いしたいと思います。以上です。

次に、（4）番に入ります。

小学、中学校のコロナ禍に係る状況と対応について質問したいと思います。

コロナ禍によって、家庭環境の生活の変化が多分出ていると思います。そして不安、そしてストレス、不登校などの把握、生活指導はどのようにして行っているのか伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 1番議員の今のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、ご存じのとおり、町内の小中学校においては、本年3月4日から3月23日までの20日間及び4月13日から5月24日までの42日間を臨時休業といたしました。5月25日からは感染症対策を行いながら段階的に授業を実施して、6月1日からは通常授業を再開しているところです。

学校再開後ですが、夏休み期間を小学校で8日間、中学校で12日間短縮し、さらに冬休みについても小学校で2日、中学校で4日短縮することによって授業時数を確保し、また、各種の行事の中止や規模縮小によって授業を中心にその確保を優先した結果、授業の遅れについてはおおむね解消されているところです。

ただ、このような感染症対策とその後の学校生活によって、常に対策が求められ、学校生活や日常生活に大きな制限が生まれており、そのため、議員がおっしゃるように児童・生徒、保護者、教職員にとってはそれが大きな負担になっておりまして、いろいろな面でのストレスがたまっているのは事実でございます。

そこで、学校におきましては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員などの協力をいただきまして、できる限り一人一人に寄り添った、それぞれの心の不安解消に向けたケアに努めているところであります。

また、感染症リスクで不登校になっている児童・生徒は現在おりませんが、別室登校となっている児童が1名おりまして、大変、学校でも対応に慎重に丁寧にしているところです。先ほど申し上げたような心のケアを行っていくことによって、現在は不安の解消も進み、その子供も12月からは教室で授業を受けることができるようになったという報告を受けております。

また、保護者や児童・生徒が万が一感染した場合のいじめや差別等についても心配されるところです。そのため、小中学校においてはそういった差別や偏見について、授業の中で、道徳あるいは学級活動の授業の中で一人一人に考えさせ、適切な行動を取ることができるように、正しい情報を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であることなどを指導しているところであります。具体的には、日本赤十字が作成しました動画や教材を活用しまして、日々の指導の中で実践しております。

しかし、何といたっても鏡石町の町民、保護者が感染した人に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さないという意識が、その意識を醸成することが最も重要でありますので、学校における感染症対策並びに差別、偏見を認めない指導と家庭への啓蒙とともに、町で進めている啓発活動の両立を進めていきたい、それが大切だと考えておりますので、ご理解とご協力を今

後ともいただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） よく分かりましたけれども、現場ではSNSですか、今はソーシャルネットワーキングサービスというやつを活用、取り入れているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） ただいま畑議員のほうからいただいた追加のご質問なんですけれども、SNSに関しましては、特に学校において子供たちへの、あるいは保護者への啓蒙活動あるいは連絡等については、特定の、決まった全家庭とのメールがございますので、それを中心に活用して、細かな情報あるいは学校の日程の変更あるいは子供たちへのお知らせ等は実施しております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 既にこのSNSを活用というか取り入れているところもあるみたいなんです。それで、一番は児童・生徒が相談しやすいと、一番。でもリスクもある。表情が見えない、そういうこともあるものですから、なるべくハードルが低く相談しやすくなることを踏まえて、多様化する子供たちの悩みなんかも取り入れるように、ぜひ将来このSNSの活用を実践に向けて取り組んでいただきたいと思います。

1つ忘れましてけれども、こうした課題として、大事な基本である、子供たちに要するに向き合うという、相談話をしっかり聞いて心のケアを働きかけていただきたいと思います。

（5）番に入ります。

G o T oキャンペーンのトラベルの町の、大げさになるんですが、経済効果についてお尋ねします。町の魅力とかアピール、PR、情報発信、そういったことをどんなふうにしてやっているか。ホームページの、今度新しくリニューアルになったホームページのリピーターのアクセス、チケットの使用、当町への旅行者の把握の実態はどうか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（橋本喜宏君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

G o T o キャンペーンにつきましては、この新型コロナウイルスの拡大で売上げが激減した苦境に立たされている観光業、運送業、飲食業などを支援するために、消費喚起の意味で国の施策といたしましてやっているものではございまして、キャンペーンの主なものとしましては、G o T o トラベル、G o T o イートなどがあります。

まず、このG o T o トラベルにつきましては、こちらのほう、宿泊関係、旅行関係ですので、町には大きな、大規模な宿泊観光施設がございまして、なかなかこちらの影響というか、経済効果が発揮されるものではないかなというふうに感じております。

ただ、このG o T o トラベルにつきましては、その補助の相当数のうちに、地域において使われる地域共通クーポン券ということで、その消費のほう、宿泊ではなく地域の消費のほうに回されるクーポンのほうも発行されているということで、町内につきましては15店舗のお店屋さんが登録されておまして、町のかんかんでらすのほうでも利用されている実績が見受けられるところでございます。

また、もう一つのG o T o イートにつきましても、プレミアム商品券が発行されるという形で、本町では信金の鏡石店で販売されまして、ちょっと枚数は分かりませんが既に完売となっているということでございます。

町内ではこちらのほう、8店舗がこの券の利用可能ということでございまして、金額的に幾ら経済効果があったということにつきましては、各店舗に照会しないと、こちらのほうも集計がなかなか難しいことでもありますので、効果があるかどうかという点にございましては、効果はあったというふうな形で考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 答弁ですと、多少なり効果があったということなんですが、私のこれは知り合いなんですけれども、やっぱりこのトラベルキャンペーンに向けて旅行を組んでみると。宮崎ゴルフツアー、4組というとなら16人になってしまう。そうすると、今まで3泊だったものが5泊になるんですよ。プレー代は出ませんけれどもね。

そうした観光事業をやっている事業者にもそういった経済効果をどんどん広げていきたいと思っております。

今話題の「鬼滅の刃」、興行収入300億円近い。抜くんじゃないか、トップになるんじゃないかと。動員数も1,700万人と。こうしたもので報道に対しては、福島県の効果というのは、芦ノ牧のホテル、聖地が似ている建物。そんなことで予約満杯。また、中学生の修学旅行に対して、飯盛山のお土産の売場、売店、私もちょっと行って来たんですけども、この前。やっぱり何が一番出るんだ、人気があるんだと言ったら、木刀。木刀というと、私の子

供たちが子供のときにチャンバラなんかやったときに使ったかもしれないですけども、その木刀が、この刃のマスコミの力で木刀が売れた。それもですね、茶褐色の木刀じゃないんですね。真っ黒の木刀が欲しい。それが生産が間に合わないというようなこともありますので、集客が町としてもできるように、ホームページがリニューアルになったということもありますので、バナー広告の募集とか、今後ね、3月までこのキャンペーンがありますので、延長がありますので、隣の市町村と連携した観光分野のPRの取組を要望しておきたいと思えます。

以上です。

大きな2番に移ります。

放射性物質の処理水の処分に係る町の見解をお尋ねしたいと思います。

福島原発で発生するトリチウムを含む処理水の処分方法については、もう国・県とも決定を見送っていると。海洋放出については、全国そして県漁連も反対の意向、解決策は見いだせない現状。このような課題の中で、確実に、元に戻る福島県の風評被害、これが一番危惧されると私は感じています。

この風評被害がまた元に確実に戻った場合、もう福島魚は食べないとか、沖縄での町の推奨米をPRするキャンペーンとか、牧場のしずくとか、そういったキャンペーンにも響いてくると思いますので、町の見解を伺いたいと思えます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

正直言いまして、この放射性物質の処理水に関して、町として検討したということは正直言っておりません。そういう中で、やはり最大は、今質問にもあったように、風評被害というものが最大のネックであるというふうに思っております。

そういう中で、東京電力福島第一原子力発電所事故で発生しました放射性物質を含む汚染水を浄化した、いわゆる処理水については、地下敷地内のタンクに今ためられていると。現在の計画では、報道のとおり2022年夏頃には満杯となる見込みから、国はいわゆる海洋放出で処分する方針を打ち出したということでもあります。そういう中で、処理水の安全性への懸念、先ほど言った風評被害の懸念など、いわゆる県民や国民から多くの意見が出されているところであります。

そういう中で、内堀知事は本年12月の定例議会の提案理由説明で、処理水の取扱いについて丁寧な説明を要望するとともに、様々な意見を踏まえながら慎重に対応方針を検討するよう求めていくという考え方を示したということでもあります。町といたしましては、その推移を見守っていきたいというふうに考えております。

そういう中、12月6日、これは新聞報道の中でありますけれども、福島市で国と原発周辺住民らとの意見交換が行われたということです。そういう中で、経産省資源エネルギー庁の原子力発電所事故収束対策室長の話だと、いわゆる容器に入れて手で持っても健康に影響がないほど低線量だと。そういう中で処理水の安全性をそういったことで説明をしたと。しかし、住民側については、なぜ福島に流すことが前提なのかということ、そういうことで非常に難しい問題だと。

やはり何とんでもこの風評というもの、これは今、我が町では当然農産物等、これも風評被害、そういうことなんで、これについてはやっぱり推移を見守るといいますか、やはりそういったことが一番ネックになっているということでもあります。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 町長のおっしゃるとおり、この前、報道でもそういったのも私も見ていました。トリチウムの基準というのはほとんどないようなことを言っていて、タンクを10個くらい並べて、だんだんと薄めて基準にするというような話だったんですけども、なかなか難しい問題だと、専門家でないと分からない問題だと思います。

今回も北海道の核ごみの文献調査の申請ということで、高レベルの放射能、高レベルの放射能というと20ばかりで人間は命を落とすと、そういうものが最終的な廃棄物処分ということで町の選定ということで、寿都町とか神恵内村ですか、調査実施に向けた計画があったというようなことで、すぐに神恵内村かな、元総理大臣の小泉首相の講演というのがもうすぐさま行われて、質疑討論とかいろいろあったんでしょうけれども、とにかく、こうした処分については、できる限り町としても慎重な対応にいていただきたいと思いますが、そういう要望いたしておきます。

大きな3番に入ります。

交差点の景観についてお尋ねします。

笠石・鏡田線、牧場線、県道下松本の鏡石線というと、駅から来るとほとんど一番の交通量も多いこの五差路の、交差点のトライアングルの管理についてお尋ねしたいと思います。

このトライアングルの3か所くらい、あと別にその中に歩道があって、コンクリートで覆われているんですけども、1つは信号機と電柱が一緒になっている。そして、もう一つは、2つ目というのが、これは消火栓の目印のポール、その下に町の商工会なんかの看板なんかあったりしてね。あと3か所は雑草。この雑草の除草などの管理について、五差路の交差点の管理、今、実際に夏なんかはもうとにかく雑草がすごい。今まではベゴニアとか、花いっぱい運動かな、のほうで植えてもらって、見えたんですけども、最近、今年は草ば

うぼう。今も残っています。そういった問題をひとつどうするかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご指摘のやすこくや五差路の交差点の箇所かと思われます。こちらは、道路敷としまして町管理の部分であります。以前は公民館事業で、当時の女性団体連絡協議会あるいはその構成団体の商工会女性部が、活動の一環としまして、花いっぱい運動と併せて花を植えたり水をやったりとしていた経緯があります。現在は、その組織が平成27年度に解散もしくは活動休止というふうな状態になっております。

道路の景観については、町直営作業員による除草や土砂取り作業、町民参加の町内一斉清掃により道路の環境美化に努めているところであり、また、6月から11月の雑草の生育期には、通常作業員3名に加えまして環境美化作業員2名を増員し、合計5名で作業に当たっている状況であります。

今後は、その作業員による管理、そのほか鏡石2区の行政区とも協議をしながら維持管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 確かにそういう形でやればきれいになるとは思いますけれども、実際に今、雑草生えています。町の印象悪くなる。この前、子ども議会で、笠石・成田線の陸橋の落書きの点も質問されました。町長、答弁したと思うんですけども、実際にあそこの交差点、名前もやっぱりありますけれども、あそこみんなきれいにしている商店があるんですよ、いっぱい。特にあそこ何軒かはもう。それに比べると、だから非常に景観が悪い。

ただ、あそこ五差路なものですから、もう普通見ないですね。もう同時に3か所で信号待ちしますんで、上ばかり見ていますからね、ちょっと長いなとか。駅から来るやつなんかすごく短いんで、もうそればかり気にしている。目立たないんですけども、そうしたことを、あそこはやっぱり町としての一番のメインでありますので、ぜひそういった道路の五差路の交差点の管理をしていただきたいと思います。町の印象はやっぱりどうしても悪く、あの草を見ると。今後ともよろしく願い申し上げます。

次に、大きい4番に入ります。

高齢者世帯と独り暮らしの家事支援サービスについてお伺いいたします。

町シルバーセンターにおいて、日常生活で困り事を手伝いする家事支援サービスを行って

いますが、町としてこの支援サービスの運営と主な内容について、分かればお伺いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

広域財団法人鏡石町シルバー人材センターの家事援助サービスの内容でございますが、話の相手、あとは安否確認、留守番、買物代行、蛍光灯などの交換、ごみ出し等のサービスでございます。高齢者が日常生活で困っていることに対しまして、お手伝いをするというような内容でございます。

契約に当たっては、サービスの内容を説明、あと注意点、料金等について説明した上でこのサービスを契約、実行をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 今、課長に答弁していただいたんですけれども、私もこれ気になるのでこのサービスのチラシ、これを頂いてきました。もう全くそのとおりですね。素晴らしいです、これ。これからこの団塊の世代があと5年もたてば、当然もう80歳超えちゃって、独り暮らしとか2人生活というようなことも、米を摺ってくるなんて言ったって、重くて持てない。

そして一番は、この前私のところに相談受けたのは、この安否確認の件について相談を受けたんですよ。どうしても1週間も、亡くなった場合に発見されなくては、もう非常にやっぱり悲しいというようなことで、常に安否確認については希望するというような、そういうものを相談されたんですけれども、それで私、こんな形でこれ行ってきたんですけれども、いろいろ担当者とも話し合って。どうしてもこのボランティア的なもので、料金としてもおむね30分で500円、ワンコインということでもありますので。あと、これをボランティアとして担当者というか、会員とかそういった形の確保、そういったものに対して町としての取組をもっと強く要望したいと思います。

以上です、これに関しては。

大きな5番に入ります。

文化財と郷土歴史の関心と意識について触れてみたいと思います。

地域の資源として、歴史と文化には関心を持っていただきたいと思います。町民の交流と次の世代に継承していく取組の考えはあるか伺いたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（根本 博君） 1 番議員のご質問にご答弁いたします。

町においても遺跡や天然記念物など先人が守り、今まで受け継がれてきた貴重な文化財が多く残されております。

現在、町内には県指定が 1 件、町指定が 26 件、計 27 件の指定文化財があります。適切な保護管理するために、文化財保護審議会の委員による巡回パトロールや防火査察の実施を行いながら、適切な保全のために調査と補修など各種維持整備を定期的に行っております。

町でも、貴重な文化財遺産を後世に守り伝えるために、文化財関連の事業の広報などで関心を促し、保護意識の向上を図る必要があると考えております。

文化財の存在を身近に感じていただくように、広報紙やホームページなどを活用し、文化財を積極的に紹介する場を設けていくとともに、担い手となる子供たちを育成するため、社会科副読本「私たちの町鏡石」を活用するなど、学校等での地域歴史や伝統文化に関わる教育の実施、さらには地域郷土文化継承のための財政的な支援を行いながら、文化財の保護と活用を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 1 番、畑幸一君。

〔1 番 畑 幸一君 登壇〕

○1 番（畑 幸一君） 町には文化財保護審議会等がありますがけれども、町の文化資源というのは、ほとんど知られないと思います。私も分からないところがいっぱいある。興味があるので、最近勉強し始めたんですけども、私の同僚議員さんなんか福島大学に通っているときに、白河風土記とか、なかなか手に入らないのを見せてもらったりして、勉強をちょっとさせていただいたんですけども、温故知新というんですかね、自分に対して昔のことをたずねて、そして新しい知識を、見解を築くというようなことでありますけれども、結局、どこに何があるかというのを、本当にすばらしいものがあるんで、分からないなんていうこといっぱいあるんですよ。それを皆さんと一緒に勉強したいというのが趣旨でございます。

そして、鏡石にも何かパワースポット、そういったものを見つけ出して宣伝、例えば、杉一つにだってダイをつければ「ダイ杉」、松だって「あなたを松わ」、こんな形で、そこにしめ縄なんか張っておさい銭置けばもうね、現実には。そういったこのパワースポット、これは何か見つけ出して、パワーサミットというのできるんじゃないかと思いますよ、これだけの歴史があるんで。そうしたもので集客をすると。そういう企画をぜひにもう、やっていただきたいと思います。町の文化財の保全と保護を継承していく、これを要望いたします。

次に、町ブランド化の推進と定義について。

町内の事業者が有する町産の資源、加工品、季節の産物を、鏡石ブランド品として認証制度、委員会の設置の取組の考えはあるかお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ブランド化の定義ということで、私どものほうで考えをご説明させていただきたいと思えます。

町では、町政運営の骨格となります第6次総合計画の策定を現在進めております。その中で、町の実情を加味した総合計画となるよう、総合計画の策定に当たりましては、地域を取り巻く環境に配慮いたしまして、地域の特性を生かした新たな時代に対応できる計画が必要であると現時点では考えております。そのため、町の自然、歴史、文化、食、特産品、観光など地域の資源を活用いたしまして、地域そのものや地域産品など地域の魅力を伝えるとともに、町民が愛着を持つことのできる町にしていくものということでございます。

鏡石町そのものに興味を持ってもらえるような効果的なPRの手法を工夫しながら、町の保有資源を生かした取組やイベントなどによる観光資源の情報を発信していくことで、20年、30年後と継続していく中で、町のブランドと呼ばれるものがさらに構築されていくよう事業展開をすることで、町の特性が生かされていくものと現時点では考えております。

私どものほうとしては、現時点で、例えば審議会等ではなくて、今回第6次総合計画でづくり委員会というのを立ち上げております。その中で、私どものほうとしては、地域ブランド化を推進するためということでお話合いをしていただき、アドバイスをいただき、その第6次総合計画に反映させていきながら、町の特性のあるものとしまして、そういう季節の野菜、果物等を活用しながら、いわゆる、例えば特産品を開発していくことも含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 一定の要因を満たせば、推奨品として鏡石町としての道筋ができると思いますが、ぜひそういったものに対してこの6次総合計画の中に取り入れていただきたいと思えます。

ブランドのイメージとして、もう鏡石町持っていますよね、結局、シリーズ的に。鏡の雫、牧場のしずく、そしてなたねの雫、これ3品。そしてリンゴのしずく、あとは恋のシリーズで、初恋のしずくなんて作れば、セットのギフト品で売れますよ、これは。本当に作れば当たるかもしれない、これ、初恋とか、恋のしずくなんて作れば、これはやっぱり女性で食べ

物一番おいしいというのが、一番はイチゴかな、人気商品としては。そういったものに対しても開発をすると。そういう販路拡大、そして販売支援の体制をしっかりと取り組んで、やっていただきたいと要望いたします。

最後になります。7番目です。

9月の決算、特別委員会で審議して認定された元年度決算の一般会計の基金と地方債などの状況を伺います。これは、町人口1人での換算では、貯金と借入金はどのくらいになるか、分かればお願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

一般会計の基金の1人当たりの金額でございますが、22万7,099円となります。地方債、いわゆる借金ですね、町としての借金の1人当たり、町民1人当たりの金額としましては、41万341円となります。

それで、現在、あといわゆる支出でございます。町民当たり使われる金額につきましては、45万9,612円となります。そして、1人当たり、これは税負担ですね、町として町民が1人当たり税負担をしている金額といたしましては、13万320円となります。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君。

〔1番 畑 幸一君 登壇〕

○1番（畑 幸一君） 将来に向けての健全財政というのは、もう大事なことだと思いますよ。例えば、これ自治体の存在も財力次第で、もう自治体自体の格差がもう起きてくると思いますよ。これを第6次総合計画といってもあと10年ですから。町長もあと2期やらなくちゃならないということになるんですけれども、10年というと、大変長い期間なんですけれども、安心・安全な町づくりを目指して頑張っていきたい、皆さんと一緒に、町づくりにですね、そういったことを踏まえて、今回の一般質問を終了させていただきます。

以上です。

○議長（古川文雄君） 1番、畑幸一君の一般質問はこれまでといたします。

議事の都合で、昼食を挟み午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時58分

開議 午後 1時00分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 小 林 政 次 君

○議長（古川文雄君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 皆さん、こんにちは。一般質問をさせていただきます5番、小林政次でございます。

令和2年度も8か月が経過し、朝夕の冷え込みも一段と厳しさを増して、冬本番の到来も間近な季節となりました。

昨年過ぎから昨今にかけては、コロナ禍の影響で種々の総会やイベント等が中止となり、現在はコロナ第3波への恐怖をひしひしと感じている現状でございます。

企業活動や飲食店等における影響も長期化し、現状のコロナ対策をもってしても抜本的な解決には程遠く、経済的打撃は想像を超えるものであります。一刻も早くワクチンが日本で接種され、その効果が現れ、早期の収束が図れるよう強く願うばかりであります。

さて、本町でも来年度の予算編成に知恵を出していると思われませんが、来年度の予算ほど深刻化するコロナ禍対策、経済の立て直し等、町長の力量が問われるものと思われま

す。つきましては、今後の住みよい町づくり等についてお尋ねいたします。実のある答弁を期待しております。

初めに、1番、地方路線バス運行維持対策事業の見直しをし、人に優しい町づくりのため、デマンドタクシー等を運行すべきではないのか等でございますが、町では生活バス運行維持のため、6路線に対し継続的に補助をしております。今年度予算で成田線500万円、岩瀬農業高校線40万円、竜生線900万円、牧の内経由長沼高校線250万円、丸山線110万円、古戸經由南沢線140万円、合計で1,940万円、約2,000万円と多額な金額であります。

しかし、成田線、岩瀬農業高校線の2路線は鏡石町内を運行する主路線であり、ほかの4路線は須賀川市から鏡石駅前を經由し、天栄村、長沼、岩瀬へ運行する路線であります。将来的には、長沼高校が須賀川高校に統合される予定であります。バスの往來を見てお

りますと、乗車人数が非常に少なく、本当にこの事業全てが必要なのかと私は疑問を持っております。そこで、各路線バスの1日平均の乗車人数は、往路、復路、何人くらいか、お尋ねいた

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

直近1年間、これは令和2年度ということで、令和元年10月から令和2年9月ということでご理解いただきたいと思うんですが、各路線のバスの1日平均の乗車人員でございますけ

れども、まず竜生線につきましては、往路が18.3人、復路が27.9人であります。次に、成田線につきましては、往路22.4人、復路が29.3人。次に、牧の内経由長沼高校線については、往路が25.6人、復路が16.0人。次に、丸山線については、往路が1.4人、復路が6.5人。次に、古戸経由南沢線については、往路が1.2人、復路が3.9人。最後に、岩農線につきましては、往路が12.0人、復路が3.4人となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の2年度ですか、の人数ですけれども、これは路線全線のですよね。鏡石町内ではないのですよね。お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全線でございます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 全線ですので、平均して3市町村ありますので、3で割ると多いところで7人から8人ですよね。ただ、時折ですか、バスと出会いますけれども、実際乗っているあれを見ると、何か二、三人という感じでした。今日の朝も駅前からバスが来ましたが、それは2人でございました。そういうことで、多分、須賀川は多いのかなと思っておりますけれども、鏡石はそれほど人数は乗っていないのが現状ではないかと思っております。

それで、町民からもほとんど乗っていないのに運行しているのはもったいないとの声も聴かれますが、非常に少ない人数と思われれます。そこで、補助金の算出基礎はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方路線バス維持対策負担金、補助金については、路線バスを運行する事業者、今回のこれに関しては福島交通でございますけれども、に対しまして補助をするものでございます。

算出基礎となる期間につきましては、10月を開始し、翌年度の9月までの利用実績となっております。よって、令和2年度地方路線バス維持対策負担金については、令和元年10月から令和2年9月までの利用実績に基づく負担金となります。

算出方法につきましては、バス事業者が各路線における運行費用から運賃等の収益と国・

県からの事業者への補助金を差し引いた、いわゆる赤字額を算出しまして、その額を各路線が通過する市町村に、運行距離や人口で案分し算出した額となるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、赤字額の補填ということで、人口割等ですか。人口というと、乗車人数ではないということでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 路線に関わる算出基礎ということでございます。

人口割についての計算については、なかなか複雑な点がございまして、例えば人口割につきましては、いわゆるこちらの算出基礎で細かい数字は示されていないところもありますけれども、例えば成田線につきましては、人口割についての参考までにご説明をさせていただきます。成田線につきましては、人口割につきましては、鏡石町としましては86%、須賀川市につきましては14%ということで、人口割の計算をさせていただいているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それで、今の人口割の関係なんですけれども、竜生線はどういうふうになっていますか。一番金額が多いわけですが。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

竜生線でございますが、鏡石が43.4%、須賀川市が9.4%、天栄村が47.2%でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） これ、人口割で言っているんですよね。それで、普通に考えれば、人口的には須賀川市が圧倒的に多いですね。今の竜生線でやると、鏡石が43.4%、それから天栄が47.2%、須賀川が9.4%ということで、かなり低いんです。これ本当に人口割なんですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） いわゆるそのエリアの自治体の停留所、乗り場についての状況を勘案しながらということで率を定めているということで聞いております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それで、停留場の割合といいますけれども、それで須賀川はどのくらいあって、あとは鏡石、それから天栄、どれくらいあるのですか、この率にすると鏡石はかなり多いと思うんですけれども。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

暫時休議します。

休議 午後 1時13分

再開 午後 1時16分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 大変申し訳ございません。手元に資料がなかったので、再度ご答弁させていただきます。申し訳ございませんが、竜生線のみということで、ご理解いただきたいと思います。

竜生線につきましては、須賀川が15、鏡石が11……

停留所の数ということでご理解いただきたいと思います。須賀川が15、鏡石が11、天栄が35、合計して61ということでございます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） あまり難しい質問をするなという声もありますので、この辺で終わりますけれども、ちょっと今聞いただけで鏡石が11、須賀川がかなり多いですね。あと、天栄も35ということで。ちょっと納得ができませんけれども、非常に曖昧な算出と思われますが、ほかの補助団体には厳しく対応されております。

そういうことで、執行は費用対効果を取るようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地方路線バスにつきましては、近年、マイカー等の普及や少子高齢化によりまして、年々利用者が減少しまして、路線を存続するためには、公費負担なしでは採算が取れなくなっているのが現状でございます。

当町の路線バス維持対策負担金は、平成30年度が1,831万2,000円、令和元年度が1,965万9,000円、今年度、令和2年度の見込みでございますけれども2,077万6,000円と、町の財政負担が年々増えている現状にあります。

しかしながら、地方路線バスにつきましては、通勤や通学、通院、買物など地域住民の日常生活を支える公共交通機関の一つとしまして、必要不可欠であると考えており、今後、利用促進策を含めて有効なバス路線の在り方を、関係機関並びに関係自治体とともに調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁で、通勤、通学、買物等ということでございますが、先ほど言っているように鏡石で乗っている方は、あまり人数的には少ないと思われまして。

それでは、町でも年々高齢者が増えてきており、さらに団塊世代が後期高齢者になりつつあります。それに伴い、加齢とともに高齢者の運動能力の低下が顕著になり、自動車等の運転操作の間違ひによる交通事故や逆走がテレビ等で問題になっております。

しかしながら、都会よりも地方のほうが交通網の整備が遅れているため、移動手段として自動車等がなくてはならないものであります。そのため、自分の運動能力に不安を持ちながらも、町の補助等があるにもかかわらず、免許証返納に踏み切れない方が多数おります。

また、自動車を所有していない方や運転できない方もおり、医療機関や商業施設、温泉等に行くために家族の送迎等に依存している方が大多数であります。しかし、現在は核家族化しており、別世帯や、同居していても共稼ぎが大部分でありますので、時間が合わなかったり、若い人への遠慮があり、自由に出かけられないとの声があちこちから聞こえております。

1年前にも質問をし、調査検討しますとのことでしたので、1年間十分に調査検討されてきたと思いますので、詳細な人数を確認したいと思います。

つきましては、（4）免許証を所有していない方（運転ができない方）、自動車を所有していない方、精神的・身体的弱者で、生活的自立歩行はできるが運転不能な方は町内にどのくらいいるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、警察署の資料によりますと、令和2年10月末時点で、町内の免許取得可能となる年齢の方が1万804人で、そのうち取得済みの方が8,809人、いわゆる取得していない方は1,995人となっています。

次に、町内で自動車を所有していない方については把握しておりませんが、東北運輸局福島運輸支局によりますと、令和2年3月31日現在で町内の自家用自動車、これは軽自動車、貨物車も含みますけれども、その登録台数は9,470台となっております。

最後に、精神的・身体的弱者と、生活的自立歩行はできるが運転不能な方の人数につきましては、把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁でございますが、1年前に質問をしました、同じような、デマンドタクシーの。それで、あまり不明確な答弁ですよね。ということは、調査とか検討はしていなかったのかなと思われま。

それで、現在、社会福祉協議会でゆうあいバスを運行しておりますが、対象者が単身並びに高齢者世帯等と限定されている上、1週間に2回と回数、行き先も限定されております。弱い方等が誰でも自由に利用できる状態ではありません。また、使い勝手も非常に悪いものであります。先ほど述べました交通弱者の交通確保が喫緊の課題であると思えます。

11月7日付の福島民報に掲載されておりましたが、田村市では高齢者の交通手段の確保と福祉の増進を目的に、11月9日から市内大森町を中心に無料の周遊バスを走らせる無料周遊バス実験を行うとの記事がありました。また、実際行っております。それで、65歳以上の市民が対象で、好評なら来年度以降の常時運行を検討するというものであります。それで、新聞によりますと、来年も実施する見込みということでございます。

先般の生活バス路線補助は、非常に費用対効果が悪いものを感じております。1年前の答弁にありましたが、コンパクトな町の中でどういったことができるか、いわゆるワンメーターで行けるようなタクシーのほうがいいのか、今後しっかりと検討していきたいと答弁がありました。その答弁を踏まえて、1年間の検討結果も含めてお答え願います。

今後、これら交通弱者の交通確保が最優先課題であると思われましますので、人に優しい町づくり推進をするためにも、それに代わるものとして、全町民を対象とした地方路線バス運行維持対策事業の見直しをし、見直しの金額をデマンドタクシー等の運行費用に充てて、新交通体系として確立すべきと思うが、執行はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

先ほど、免許証とかそういった部分について総務課長から説明がありましたけれども、まず大きなタイトルの中で、地方路線バスの運行という、そういったタイトルということになります。そういう中でいずれも、先ほど竜生線の数字も言いましたけれども、数字的には大きな数字だと、金額だということでもあります。しかし、内容的にですね、この数字の中ではいわゆる地方交付税も約8割算入されているという、そういったこともございます。これは、されているということはやはり隣接の、いわゆる隣近所の町村と連携をして運行することが大事だと。そういう趣旨もあるのかなというふうに思っています。

そういう中で、我が町も天栄村と関係すれば、やはり天栄との交流、これはいわゆる買物も含めているんな面で、バスばかりでなくて、この交流、こういったものも大切だと。その中に、この地方路線バスがあって、地方交付税も8割算入されていると。そういったことを考慮しながら、今後、関係市町村と、これはしっかりとどうするかということも、絶えず協議していかなければならないことかなというふうに思っております。

もう一つは、人口も若干、多分前回よりも少しは減るだろうというふうに思っております。そういう中で高齢化も進むという、そういう中では、今後、今、議員が言われたように、このデマンドバス、さらにはタクシーとか、そういったその交通の弱者、これについてはしっかりと対応していかなければならないというふうに思っております。そういう中では、今後、これから令和4年度からスタートする第6次総合計画、こういったものについて、しっかりと今年と来年度において、そういったことについて盛り込む、そういったことも必要なのかなと。これは町政懇談会の中でもそういったやはり質問をされておりますので、これは重要、次回のやはり、今は高齢化は少ないんですけれども、これは増えるということは間違いありませんので、そういうことでしっかりと、この6次の中で計画すべき内容だなというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今、答弁ありましたけれども、地方交付税という、80%ですか、そういう答えもありましたけれども、私も昔やっておりますけれども、地方交付税で何割という、ありますけれども、実際はそれは来ないんですよ、それほどは。ある程度、最後に数字で予算合わせで減額になっているのが普通です。

それでデマンドタクシー、どうですか。これのすぐには実施が難しいのであれば、短期的で、ゆうあいバスの対象者を全町民に拡充し、毎日運行する巡回バスとする考えは持ってい

ないのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

それらも含めて、しっかりと検討しなければならないというふうに思っています。

なぜかという、我が町は駅中心に、いつも言っているんですが、半径1.5キロメートルに75%の世帯があって、71%の方が住んでおられるということです。そういう中で、今回の国勢調査、多分その比率はもっと上がるんだろうというふうに思っております。そういう中で言いますと、町がコンパクトだと。いわゆるお隣の天栄さんから比べたら、端から端までは相当な差があるという。そういうことからすると、デマンドバスもいいかもしれないし、またはタクシーを回数券なり、そういったことも含めてやるのが、もっともつきめ細かな対応になるかもしれません。そういうことも含めて、この6次の総合計画を含めて、これはしっかりとそういう中では、検討していかなければならない事案だというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 前回も、コンパクトの町であり、500メートル以内に何人とかと、そういう答えがありました。しかし、普通買物に行くのに、私も高齢者に入るのかな、もっと若い方も、普通の買物に行く場合には歩いては行かないですね、荷物が帰りにできるので。だから、距離が500メートル以内だからとか、そういうのはもう今は関係ないと思っております。

そういうことで、近い将来のために、高齢者と交通弱者への対応が間に合わなくなる前に、コミュニティー交通の検討を開始し、新交通体系として確立していってもらいたいということで、第6次総合計画ですか、その中でよく検討していただきたいと思っております。

2番、久来石行方蓮池西線道路改良事業についてでございますが、当道路改良工事については約20年前から計画され、一部着工されておりましたが、途中中断されたままでありました。その後、遠藤町長のときに大雨の被害があり、翌年、町長の即断即決で工事を再開し、現在は橋本畜産手前までの工事が順調に進められておるところでございます。改良された道路は、幅員も広く車両の交差もスムーズで、豪雨等の土砂流出の心配もなく、安心して通行できると地区民一同、大変感謝申し上げます。

つきましては、今年度の工事区間及び工事の詳細はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度の工事区間ですが、東北旭紙業の側から起点といたしまして、施工延長として60メートル工事を実施します。

施工詳細は、現道から南側に拡幅する部分に側溝を敷設しまして、下層路盤までの盛土工事を行う計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今の答弁にもありましたが、本年度は、昨年度の延長ではなく、繰越事業ですか、その延長ではなく、南側の東北旭紙業から北側の主に側溝敷設と約60メートルを整備する予定であり、現在工事を進めているところであります。

しかしながら、橋本畜産から南側は急な坂道であり、上り道ですね、直線道路ではありませんが、道幅が狭く交互交通が困難であり、片側通行の状態であります。遅い車が速い車を待っているという状態です。さらに、上り切ったところは急カーブとなっており、数件の自損事故が起きて大変危険な箇所であります。

本年度はその危険箇所の工事が進捗するのかと、地域の方々は大変期待しているところがありました。しかし、その期待を裏切られ、中飛びの状態です。工事が進められております。地区民は大変残念がり、橋本畜産手前までの快適な運転と、その先の凸凹な直線道路と危険なカーブのギャップに戸惑いながら不便な思いをして通行しております。

ここは通学道路でもあり、子供たちの安全確保の上からも早急な全面改良工事が待たれておるところでございます。今までも、最初の工事から20数年と工事期間が非常に長く、地区民、ましてや高齢者は早期竣工を悲願としております。つきましては、地区民の悲願に応えるためにも、全線の改良工事を早急に進めなければなりません。

つきましては、全線の改良工事はいつ頃完成するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

未改良の延長は、今年度施工分も含めまして、約434メートル残っております。事業費にいたしまして、概算で1億3,000万ほどでございます。

本路線は国の補助事業で実施してきましたが、内示率の悪さから進捗が悪いという状況であります。財政状況や他路線の施工も鑑みた上で、今後は起債事業と併せた執行も視野に入

れて、早期供用に向けて努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 交付金事業というのは、今4つくらいあるんですけどっけか。これの交付金事業の関係ですね。それで、それは各路線ごとに補助金というのは来ているんですか。それとも、全般的にそれを割り振りしていくんですか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（菊地勝弘君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この交付金事業は、社会資本整備総合交付金事業という大くくりで一つの事業でございます。その中で、路線ごとにこちらが概算要望しまして、その要望に対しまして、路線ごとに内示が来ているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 私をはじめとしまして、私も高齢者になりましたので、自分が生きていく間に、全線が改良された道路の姿を見たいという地区民の強い悲願がありますので、地区民一同、早期竣工を強く望むものであります。

そういう意味で、完成への強い決意を町長から述べていただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 申し上げます。

いずれにしましても、担当課長から言いましたように、いわゆる社会資本整備交付金事業ということで、今現在、仕事をしていると。当初、今からちょっと前は、大分つきがよかったですけど、ここ二、三年大変厳しくなってしまったというのも、これも現実であります。そういう中で、私が就任してから多分、高久田関係の路線とかいろいろやっておったんですが、いわゆる中外線ですね、これもやはり朝晩の交通事情が大変だと、そういう中で一時、高久田線もストップさせておった。こちらもストップさせたと。そして、いわゆる中外線をご承知のようにあのようになったということで、あそこは解消されて終わったと。残るはこの久来石行方線ということになって、これからここに集中をしていくということです。

問題はあの高台のところですね。ここには、ご承知のように水道管も下水も入っていると

ということで、いわゆる北からこうしてやってきて、今度は南から、そしてあそこ、残った部分、約400弱になるんでしょうけれども、あそこについてしっかりと今後していくという、集中してやっていくという、そういった考えた方で今、進んでおるということをご理解していただきたいと。いずれにしても、私もしっかりとやっていきたいという考えは、変わりはありません。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） そういう町長の決意もありますので、二、三年後に完成というのを夢、夢っておかしいですけれども、その実現を待っております。

次に、3番、鏡石駅東第1土地区画整理事業第1工区内における防犯灯の設置についてでございますが、県内市町村では人口減少が進む中、駅東第1工区内の造成が終了し、土地売買等も順調に進んでおります。既に132戸以上の家屋が建設され、人口の維持に大いに貢献しているところであります。若年層世代が多く、子供のにぎやかな声が聞かれ、活気に満ちた地区となっております。子供の遊び場が少ないとの声が聞かれていましたが、昨年度は東町公園が整備され、本年度には遊具等の整備がなされると、子供たちにとって安心・安全な施設ができ、子供はもちろん親たちも大変喜んでいるところであります。

さて、第1工区内の防犯の問題ですが、中学校通りから西側住宅地の電柱には、約でございますが、2年前頃に電柱1本おきの最低限の数の防犯灯が設置されました。ところが、中学校通り東側からゲートボール場の道路までの住宅地においては、相当数の住宅が建設されておりますが、中学校のすぐ南には防犯灯がありますが、それから南、県道までの間、東西に走る2本の道路、これがありますが、そこには数えるほどしか設置されておられません。

この地区は乳幼児、学童、学生等が多いと思われませんが、これから冬に向かうに当たり、日暮れが早くなり、下校時には既に暗くなっております。学童、学生等はもちろん、保護者が防犯上とても危険であると大変心配しております。したがって、駅東第1工区内中学校通り東側からゲートボール場の道路までの住宅地内に、中学校通りから西側住宅地と同程度の防犯灯を設置すべきと思うがいかがか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では平成30年12月に町内の全防犯灯をLED化しておりまして、それ以降、各行政区からのご要望に基づきまして、おおむね年間10基程度を目安に整備を進めてきました。しかしながら、駅東第1工区内につきましては、大規模な宅地開発が進み、住宅を建設した住民からの設置要望が多いため、防犯灯を集中的に整備する必要があると考えまして、昨年、中

学校通りの西側ということで、9基につきましては整備を行ったところでございます。中学校通り東側につきましても、現在、施工業者と協議をしております、遅くとも来年2月末までには、これは合計しまして19基の防犯灯を整備する予定でございます。

なお、防犯灯の設置につきましては、先日開催いたしました町づくり意見懇談会、町政懇談会におきましても要望が多かったため、今回の補正予算に必要な工事費を計上させていただきましたので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それではあれですか、来年までには19基の設置ということで、したいということで、今回の補正に上げたということですか。何かこの前の説明では、何かポールつきのあれをやるんだという話でしたけれども、あそこは電柱がありますよね。電柱にやればそんなにかからないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 補正につきましては、ポール込みということで、電柱がないところの部分として12基を補正予算で工面したと。

今回は、このエリアにつきましては電柱がございます。電柱につきましてはの添架ということで、19基を考えておりますけれども、いわゆる電力柱につきましては、東北電力さんと指定の協議はすぐに調いまして、すぐ設置できるんですが、NTT柱につきましては協議が結構遅くなります。回答が遅くなってしまいます。ですから、今回は大規模であり、その中身としましては協議中です。

あと、一つは、電柱でも道路敷きと個人宅、宅地内にある電柱がございます。つまり、個人宅にある電柱につきましては、いわゆる許可ですね、本人、個人宅の所有者の許可が必要になります。承諾ですね。承諾をもらうのにも今のところ、相当件数がありますので、本人に当たっているところがございます。まだ調べていない地権者もおられまして、早急に今当たっているところですが、いわゆる日中は不在なお宅が多いということで、夜間にも訪問させていただいているところなんです、なかなかお会いできないという面もあります。ですので、これについても早急をお願いを申し上げまして、19基を早急に発注して設置したいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 個人の地権者からの同意とそれを取らないとできないということでございますが、あの地区は早くつけてもらいたいという要望がかなり強いので、回ればそんなには反対する人はいないと思いますので、よろしく願いいたします。

4番、駅に降りてみたくなる事業（鏡石駅東口整備事業）についてでございますが、駅に降りてみたくなる事業として、鏡石駅東口整備事業を継続して実施しておりますが、進捗状況があまりにも遅く、なかなか駐輪場等の整頓がなされなく、乱雑な状態が時々見られます。さらには、夏には町有地の雑草の繁茂が見られ、定期的には刈っておりますけれども、町外の人をもてなし、駅に降りてみたくなる事業を推進するには程遠い環境と思われま。

JRとの土地等の協議、取得も終了し、現在、地権者と周辺用地の取得を進めているとのことでありま。その後、駐輪場、駐車場等を含め総合的に整備をしたいとのことであり、予算に約4,600万円が計上されております。しかし、基本計画の委託作業が終了したにもかかわらず、いまだに議会に対して鏡石駅東口整備事業の概要図も示さず、各議員も具体的な完成予想図及び進捗状況がはっきり分からない状態でありま。

つきましては、（1）駅東口整備事業の具体的な整備計画はいつ頃示すのか。計画内容はどうのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めま。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは、次の（2）との関連もございませが、一応計画ということでご説明を申し上げたいと思いま。

この駅東口整備事業につきまは、進化する実行プロジェクトの駅に降りてみたくなる事業としまして、いわゆる鏡石駅東における駅利用者の利便性の向上、さらには今、駅東区画整理事業における事業の推進を図るために、第5次総合計画、さらには町の都市計画のマスタープラン、そして町の復興まちづくり事業計画などに位置づけられた中身でありま。

そういう中で、将来的な計画については、現在の駅東口公園周辺を整備するものだということでありまして、駅東口のロータリー化、さらには駐車場及び駐輪場の整備、そして防災対応時の広場、そういったもので検討している。

なお、今年度において、駅東口整備計画の作成の業務委託を発注しているところだということでありま。なお、この発注に対しては、次の質問にも関連するということでありま。以上でありま。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、駅東口整備事業の着手から現在まで何年くらいかかっているの

か、進捗状況はどのようになっているのか、いつ頃完了するのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

駅東口事業につきましては、平成26年度に駅東駐輪場整備の測量業務が始まっているということでもあります。これは、その基本設計とさらには、元年度としまして、J R東日本用地の一部の買収をさせていただきました。また、J Rの支障物件移転補償についても取り組んでまいりました。

今年度は、J R用地取得部分を含めました敷地について、町有地も含めて、臨時の駐車場整備に着手をしたということです。まだ完全に出来上がっておりませんが、また、この町有地、先ほど質問の中にもあったように、町有地の南側と北側の民地の用地買収契約に向けて、現在協議を進めているということでもあります。これと並行して、先ほどの（1）番のいわゆる駅東口整備計画策定業務委託にこれと併せて、これで図面をお示しをしていきたいという考え方があります。

そういう中で、次年度以降については実施設計等を予定していきたいというふうに考えておりますけれども、いわゆる、まだ、今、調査委託をして、出来上がっておりませんが、それを見ていただいて、それに基づいて今後、具体的な整備について図っていきたい。これ当然、財源もあります。ということで、いろんな角度からお示ししながら、皆さんと一緒に検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 平成26年から始まって、6年くらいたちますよね。そういうことで、なるべく早く姿が見えるように頑張っていただきたいと思います。

次に、5番、健康福祉センター建設事業についてでございますが、駅東第1土地区画整備事業の目的の一つとして、先行取得している町有地約1.5ヘクタールへの公共公益施設整備として、健康福祉センターの建設の予定しているところであります。

本年度は、5,938万5,000円の予算で、基本実施設計及び地盤調査等を行うことになっております。これに関しては、東日本震災後から評議に上がり、大分年数が経過しておりますが、将来的に、ほかの町公共施設の建て替え等と密接な関連性があります。

現在、町の最上位計画としての第6次総合計画を策定中ではありますが、町公共施設建設等計画も重要課題と思われまます。

そこで、健康福祉センターの建設が具体化しつつある現在、将来の公共施設の配置を総合

的に考慮する必要があります。

つきましては、総務課長にお尋ねいたします。

健康福祉センター建設事業を推進するに当たり、約1.5ヘクタールの町有地がありますが、将来の公共施設の建て替え等を考慮に入れ、第6次総合計画の中で、複合施設としての土地機能を持たせる必要があると考えます。そのため、各課横断的に健康福祉センターの敷地内の位置、配置を総合的に検討すべきと思うが、いかがかお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般計画をしております健康福祉センターの配置等につきましては、将来の公共施設の建設を見据えて、配置等につきまして庁内、あとは外部の委員会等にご説明申し上げまして、検討をしております。

将来予定される施設につきましては、現在策定しております第6次総合計画や鏡石町の公共施設等総合管理計画の中で策定していきますが、今後とも調査研究をしております。計画を練り上げていきたいと思っております。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 私が言っているのは、この前、配置図ですか、予想図を見せてもらいましたけれども、県道から北、南から北に真ん中に道路が入っていますよね。それから、中間から入るところもありますけれども。例えばそこを複合施設とするのには、例えばあそこ、一番いいところに建つんですけれども、あそこの南側に建つ場合にはその真っすぐな道路が使えなくなりますよね、途中で途切れちゃうんで。だから、それを避けるのには東か西側に建てるということも考えられますけれども。そういうことを考えて、例えば東に建てる場合は道路をもう少し西側にやるとか、そういうことを協議してくださいということでもあります。だから、こども課ですか、単課ではなくて各課の連携ですか、それをもってやっていただきたいということで、だから、第6次総合計画ということで、総務課長の答弁ということだったわけですが、その辺はいかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

それにつきましても、これについては各課横断的なものということでございまして、以前より事務局といたしまして、総務課でもこちらのほうについては参加させていただきながら、

計画づくり等についても関与しているというところでご理解いただきたいと思います。

併せまして、これにつきましては、第6次総合計画、先ほども申し上げたとおり、第6次総合計画の中でも位置づけし、今後もそのような総合的な中身としまして、繰り返しですが、各課横断的な中身として捉え、事業を推進してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 私は、今年ですよ、基本の実施設計やりますよね、健康福祉センターは。それが終わったのでは何もならないんですよ。だから例えば、前の円谷議員のときにも出ていましたけれども、庁舎を将来持っていくとか、何かそこに建てると思うんですよ。だから、そのスペースを考えて配置をしていただきたいと、そういうのを協議していただきたいと言っております。いかがですか。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

建設する位置関係でございますけれども、やはり、例えば同敷地内に新たな建設、建物を建てるといような中身とすればですが、同敷地内のいわゆる、今回建てる位置よりも東側については、スペースをある程度確保するというような配慮も、中身としてもご意見が出ているということでございます。総合的にその建てる位置関係等についても、皆さんのご意見をいただきながら、今回プロジェクトチームの意見及び各団体さんのほうからの技能委員会というのを立ち上げましたけれども、そちらのご意見をいただきながら、建設事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） そういうことで、どちらかには建てるんでしょうけれども、現在の図面だと真ん中に来ますね、道路。例えば、東側に建てても西側に建てても、その前が狭くなりますよね。だから、それをずらさないように今考えて、少し真ん中の道路を考えられないかということも言っております。参考までです。

次に、いよいよ健康福祉センター建設事業が具現化されつつあります。令和4年度末に完成予定となっております。残すところ、あと2年であります。そこで、機能移転する施設の有効活用を真剣に考えるときが来ております。想定的には、勤労青少年ホーム、老人福祉センター等と思われます。

つきましては、(2)機能移転する施設、例えば勤労青少年ホーム、老人福祉センター等の有効活用をどのように考えているのか。考えていなければ、早急に検討すべきと思うがいかがか、お尋ねいたします。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長(柳沼和吉君) 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

機能移転する施設、例えば勤労青少年ホームとか老人センター等につきましては、町の第6次総合計画や、あとは鏡石町公共施設等総合計画の計画策定を進めてまいりまして、総合的な利用検討を今後してまいりたいと思っております。ご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(古川文雄君) 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番(小林政次君) 今あれですね、総合計画の策定ということで、いろんな委員会とかやっているんですけども、その中ではそれは協議していないということですか。

○議長(古川文雄君) 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) ご答弁申し上げます。

これは後で角田議員さんからも質問があると、そういうことなんです、それとも関連をしておりますので、私のほうからちょっと申し上げたいと思います。

先ほど課長からは、一般的なこれからの在り方ということで説明を申し上げましたけれども、当面、考え方としては、いわゆるこの健康福祉センターができれば、保健センター、これは旧診療所、これについては取り壊すというふうになるという考え方でありまして。また、勤労青少年ホーム、これについては今度は向こうに行くので、これは役場が会議室も当然狭い、そんなことも含めて、役場機能を有した、そういった施設に当面考えていく必要があるのではないか。

あと、児童館、児童館については、いわゆる学校になかなか行けないとか、そういった方で今、若草教室やっていますけれども、そういった活用も今、検討しております。

もう一つ、老人センター、これについては、取り壊すという方法もあるんですが、今のところ、確定ではないのですが、県の社協が運営して現在いわゆる自立支援センター、県の社協の施設が入っています、これは今、事務的ですから、部屋は一つでいいんですが、今、ここを新たな、いわゆる勤労訓練施設が必要だというふうに言われておりますので、こういったものを現在の老人センターの中で、事務所も含めてできれば、こういう訓練施設もできるなというふうに考えております。

あともう一つはシルバー人材センター、これも事務室は今のところは新しい健康福祉センターになるんですが、いわゆるここに伴う作業所、こういった部分についても必要になるので、この老人センターということになりますし、さらには老人の創作室、これもございます。それも新しいその向こうには行けないので、ここに集中してやると。

そんなことで、今、概率的には考えているということで、今、そういったことをまとめながら、総体的な6次の中でも含めて、いろんなことで検討していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 大体分かりましたけれども、一つ保健センター、それを取り壊す場合に、現在役場の駐車場がかなり狭いというところもありますので、あそこを駐車場にするとかというのも考えられますので、一応意見として述べておきます。

次に、6、上水道供給事業における末端地区の水質管理についてでございますが、現在、第5次拡張事業の鏡石浄水場建設工事が順調に進められていますが、現在供給されています水道水の水質についてお聞きいたします。末端地区の正常な水質を保持するため、排水弁を設けている地区と箇所数はどのくらいあるのか、お尋ねいたします。これは町内全般です。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員の質問にご答弁申し上げます。

排水弁でございます。担当課ではこれ排泥弁と呼んでおりまして、これにつきましては、水道管内に発生した濁り水やスケールという小さなごみ、これらを排出するため、また水道管の布設工事や事故など非常時の汚れた水の排水のために、管路の末端、管末部や分岐している部分に設置されています。このため、排泥弁は、特定の地区だけではなく、管の末端箇所をはじめとする町内全域に設置されております。全体で約270か所設置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、今言った水あか等の汚水を排出するための排泥弁の、その清掃、排水作業はどのくらいの頻度で実施しているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

排泥弁を使いました排水作業につきまして、これにつきましては、以前からそのような要望のあるところ、また以前濁り水等が出た箇所、こういうところを中心としまして、現在は約30か所で実施しております。

現在、排水作業は、場所によっても異なりますが、月に1回から2回は実施しているというところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、久来石地区の団地の中で、5か所ある排泥弁の清掃、排水作業を月1回程度ですか、実施しているということであります。過去には全部の箇所を実施していましたが、現在は最末端の1か所のみしか実施していないと聞いております。残り4か所の住宅の中で白濁の水が出て困っていると聞いております。

つきましては、久来石地区の団地の中で白く濁っている水道水が出ている住宅があるが、把握しているのか。何軒くらいあるのか。また、5か所のうち1か所しか排水作業をしないのはどのような理由があるのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

久来石地区の団地というのは、城ノ内地区の団地ということでよろしいかと思えます。この団地でございますが、申し訳ございませんが。水道水が白く濁っているというような問合せ等は、ここ数年はちょっと聞いた記憶がございません。

また、城ノ内地区の団地には5か所、確かに議員ご指摘のとおり排泥弁が設置してございます。現在、この地区の水道管は全てつながっておりますので、現在、排水作業を月に一、二回やっておりますが、作業の効率性や、また、一番最終の末端の排泥弁でこの地区の排泥は完成することができるというようなことで、時間をかけて排水を実施しているような状況でございます。

なお、その排泥をしたところの排泥弁で、出ている水を毎回チェックをしているんですが、汚い水というか濁り水が出ているのを、職員のほうでも確認をすることはできていないというか、そういう水は出ていませんというような報告を私は受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） なかなかお互い食い違っているんですけれども、前に佐藤久一さんか

な、圧力のやつ直したということで、私、あそこへ行ってきたんですね、その団地の。そのとき、圧力は直りましたけれども、そのときに言われたんですね、ちょっと白いのがあるのだと。ただ、役場にも言ってくださいと言ったんですけれども、何か言えないんだという話なんで。だから、今、一番最末端ですよ。だからその次かな、道路1本手前なんですけれども、そここのところと言われて、あと上に2軒もあったんですけれども、何か地震のあれかな、もう更地になっているんですよ。だから、その最末端から2番目くらいまで、一回やっていただきたいと思っております。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（吉田竹雄君） 5番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

ご指摘の中ですと、白い水が出ているというようなご指摘でございます。黒い水ではなく、白い水ということではよろしいでしょうか。ですと、管内の汚れというよりは、空気が混じっている水なのかなというふうにも思っておりますので、あそこで一番高いところに空気弁でございます。それが機能、もしかして、してしない場合もあるかと思っておりますので、その確認はしたいと思っております。

なお、この地区の中にある5か所の排泥弁のほうからは、今後、ちょっと確認の意味で、一個一個開けながら確認をしたいと思っております。なお、その濁り水の出ているお宅等が特定できるのであれば、教えていただければ、家庭を訪問して確認とか、そういうこともしたいと思っておりますので、どうぞ遠慮なく言っていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 本人はなかなか言えないみたいですね、何か役場と聞くと畏れ多いみたいな感じで。だから、名前は分かるんですけれどもそれは言わないで、もう一つ手前をちょっとやってもらえばいいのかなと思っております。

次に、7番、新年度予算についてでございますが、町長は町政を担い、3期11年目に入っておりますが、今までの実績等を踏まえ、台風19号、コロナ禍対策はもちろんでございますが、新年度予算にこれだけは反映させたいという、そういう思いを持った施策があると思われま

す。

つきましては、令和3年度予算において、町長はどのような事業を反映させたいと考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

まず、来年度、新年度の事業ということでありますけれども、基本的には、新型コロナウイルス感染症予防対策とそして経済対策のため、町としても多くの予算を計上し、対策を現在行っているということでもあります。この本対策には、まず、先が見えない。そして、町の財政運営にも大きな影響を及ぼす案件であるということでもあります。こういったことを踏まえながら、町政運営に当たっていききたいというのが一つであります。

もう一つは、第5次総合計画10年の中で、来年度が最終年度になるということと、次期総合計画を今年と来年作成するという事なので、それら等を意識した町政運営に努めていききたいというのが大前提であります。

そういう中で、具体的に幾つか申し上げますと、やはり安心・安全の中で、子供から高齢者までが笑顔と健康で暮らす。そうしてもらうためにも、健康福祉センターの建設というものもありますし、子育て支援対策の継続、これは去年、おとしから始まっておりますけれども、不妊治療、さらには出産の支援、そして来年度は民間のこども園、いわゆる岡ノ内幼稚園、こういったこともございますし、2つ目には、駅東の区画整理事業、第3工区については、いわゆる福祉センターを拠点施設と位置づけまして、区画整理を進めていききたいというのが2つ目。

そして、もう一つは、第二小学校の校舎の部分改修、これは建築39年が経過しているということで部分改修。そして、もう一つは、第5次の上水道の浄水場、これについては総仕上げの、来年度は段階に入っている。再来年の早い段階でいわゆる完成をするということなんで、来年度は総仕上げにしっかりと取り組んでまいりたい。

もう一つは、郡山の女子大いわゆる開成学園と岩瀬農業高校、そういったことの連協した6次化、さらには田んぼアート、これらの進化に努めていきたい。

そして、上記に関連しまして、田んぼアートとか6次化、こういったことに関連しまして、かんかんてらすの拡大、さらには、この油田計画等の拡大のために、これらをもっと、組織はそういったものにしていければいいのかなど、この1年かけてやっていきたいということでもあります。そして、来年、再来年、これは全国の田んぼアートサミットが開催されるということでもありますので、この準備に向けて町としてしっかりとしていきたいということでもあります。

最後に、水害から居住地を守る対策ということで、これも質問ありましたけれども、成田地区について、これについては町の考えも申し上げましたけれども、しっかりとこういったものを住民と一緒にあって対応していきたいということが大きな中身で、来年度進めていきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 町民が公正公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現と、台風19号の復旧後の対策、コロナ禍対策に万全を期し、以前にも増して輝く鏡石となりますよう、強くご祈念申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため10分間休議いたします。

休議 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 角 田 真 美 君

○議長（古川文雄君） 次に、2番、角田真美君の一般質問の発言を許します。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 2番議員、角田真美でございます。

本日の一般質問に先立ち、一言ご挨拶申し上げます。

本年3月4日に日本国内で最初の新型コロナウイルスの感染者が発生してから、昨日12月10日現在で、国内で感染されている感染者は17万2,332人であり、死者が2,512人です。お亡くなりになりました方々に心から哀悼の意を表します。そして、日々、新型コロナウイルス感染症と献身的に最前線で向き合っている方々全ての方々に、また医療従事者の皆様、そして学校の先生方や役場の職員の方々を含め、社会インフラを支える皆様に心から御礼申し上げます。

さて、福島県内では、12月10日に感染者が565人になりました。今年8月に100人を突破して以降、1か月に100人程度のペースで感染が確認され、多くのクラスターも発生しております。

私は、今年の6月の議会の一般質問において、新型コロナウイルス感染について、次の質問をいたしました。小中学校の一斉臨時休業をはじめ、商工業者への補助など、近隣市町村より全国でも最も早く速やかに実施したその判断は、町民の感染予防に対する意識向上と町民同士の緊張感喚起によい効果があったと思っております。そこで、我が町はいまだに感染者ゼロであることで、これが証明できたと考えますという内容でありました。

それから半年が経過いたしました。県内には59市町村があり、そのうち35の自治体で新型コロナウイルスが確認されております。また、JR東北線、高速道路、国道4号線、この3幹線を通るこの中通り地区で、現在、泉崎村と我が町のみが感染者が出ておりません。

先日、町内の医者の方とお会いしたとき、こんなことを言っておりました。鏡石町の感染者ゼロは奇跡ですと言っていました。全く同感と思いました。しかし、前にも申し上げましたとおり、これは新型コロナウイルス感染症予防と衛生に対する町民の皆さん一人一人の意識の高さの現れだと、私は思い直しました。今後とも感染者ゼロが続くことを願っております。

このように、今年は、新型コロナウイルス感染症に翻弄された一年でございました。年明けには平穏な日常を取り戻すことを私は願っております。

さて、リニューアルされた町のホームページには、来年の干支である牧場のあーさ一年賀バージョンが掲載されております。今年も、そんな中、お歳暮の時期となりました。私は、昨年に引き続き、お歳暮として、もちろん町内ではなくて遠隔地に居住する兄弟へ、我が町のふるさと納税のお礼品でもある鏡石油田計画で製品化した食用油なたねの雫と、岩瀬農業高校が生産しましたグローバルGAP米、認証米のコシヒカリを使用した無添加麴あまざけを送りました。これも私は以前、一般質問の中で、オンリーワンの日本一の住みよい町づくりを目指すためにというテーマで質問をいたしました。その中で、日本一という話題づくりを企画することが、住みよい町づくりの最優先課題であると私は発言しております。

しかし、今回、私はこのお歳暮品の中に、我が町の日本一があることに気づかされました。それは岩瀬農業高校です。農業における食品安全、環境安全と持続可能を確保するための生産工程管理の国際認証であるグローバルGAP認証取得品18品目、日本一であります。そして、10月22日には、橋本オリンピック・パラリンピック担当大臣が同校を表敬訪問され、同校の生徒の研究成果を称賛しておりました。

私は、昨年、この町議会議員選挙に立候補するに当たり、産学官連携のプラットフォームづくりと6次化の推進を宣言しておりました。町のふるさと納税お礼品でもある無添加麴あまざけは、岩瀬農業高校と当町の株式会社八芳園との間で昨年、産学連携協定を締結して、製造しております。岩瀬農業高校と民間企業の八芳園、そして鏡石町が、町の駅かんかんてらすで無添加麴あまざけが販売されたことにより、生徒の研究成果が実用化や産業へと結びつける結果となり、まさにここに産官学連携が実現したと私は思っております。かんかんてらすの、ここでトレンドを見たような、今後の取組についてのヒントがあるように思われます。

また、鏡石油田計画は、耕作放棄地の対策として、荒れ地で油を作るを掲げています。農家が作付けし、収穫して加工し、販売にも取り組む、6次化の実現に一步近づいているよう

に思われます。

私はここまで、新型コロナウイルス感染症や産学官連携に対する私の考え方を述べさせていただきます。

ところで、先日の12月6日の早朝、すばらしいニュースが入ってまいりました。6年前に打ち上げられたはやぶさ2が、小惑星リュウグウで採取した物質が入ると見られるカプセルを持ち帰ってまいりました。

私は先日、郡山で開催されましたロボット航空宇宙フェスタ2020に参加してまいりました。この中には、はやぶさ2のカプセルを製造した我が町の石川製作所とタマテックの展示ブースがあり、そこで私は、今日6日早朝に帰還したはやぶさ2に搭載されていたカプセルのレプリカを手にしてまいりました。説明してくれた開発担当者は、偶然にも私の古くからの知人であり、製品のすばらしさを誇らしげに話してくれておりました。

このように我が町には世界最高レベルの技術を備えた企業、その存在があり、我々町民の誇りだけでなく、子供の教育にすばらしい効果があると私は考えております。

また、先日開催されました日本選手権陸上の1万メートルにおいて、須賀川出身の相沢晃選手が日本新記録で優勝し、来年の東京オリンピックの代表に内定いたしました。小中学生時代、町の鳥見山陸上競技場のトラックを走っていたと考えるだけで、来年のオリンピックに期待が膨らんでまいります。その鳥見山陸上競技場で今日12月6日に鏡石スポーツクラブ主催のジュニアドリム駅伝大会が行われました。その様子がウェブサイトで紹介されました。鏡石の元気な子供たちが紹介され、情報が世界中に発信、我が町をアピールすることがすばらしく、大変うれしい出来事でした。

それでは、通告いたしました質問に入らせていただきます。

最初に、これからの質問を通じまして、新型コロナウイルス感染に関する問題を提起し、詳細について論じたいと思います。

1番目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、今日まで一人の感染者を出していない我が町の現状の中で、①としまして、今後、町内において感染者が出た場合、町としてどのような対策を考えているのか、年末に向かつてのこともありますので、その辺の対策についてご質問させていただきます。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者が本町において確認された場合には、まず町に保健所から情報の提供があり、その内容につきまして福島県から公表されるとあります。また、濃厚接触

者の調査など感染者に関連する対応については、保健所が主体となって進めることになっておりますので、町での対応につきましては、保健所との連携により進めていくこととなります。

町としましては、一番心配されるのは感染者に対しての差別や誹謗中傷でございます。そういったことから、感染者等の人権を守る観点からも、町民の皆様には過度に心配することなく、差別や誹謗中傷を絶対なさないよう、防災無線やホームページなどによりお願いしてまいりたいと考えております。併せて、手洗いやマスク着用などの基本的な感染対策の徹底を改めて呼びかけ、町民一人一人の感染拡大防止対策の強化もお願いしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 先ほども、同僚議員が同じ話を聞きましたので、分かっておりましたが、特に確認された場合、家族などの濃厚接触者の検査体制など、これを直ちに取れる準備が私は必要かと思っております。クラスター発生のしないような状況を、保健所ばかりを当てにするのではなく、町独自としても、町の医療者の方々と相談しながら、そういった万全の態勢を整えて、態勢強化のためにやっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

検査体制につきましては、当然本人は県のほうで対応することになります。また、濃厚接触者についても保健所のほうでの対応ということになりますが、実際に濃厚接触者にも当たらなかった方、こういった方々に対して、今、手だてがないのが現状でございますが、他の自治体においても、そういった方々にもPCR検査等も実施している状況もございますので、須賀川の医師会と、さらには県中保健所の指示を仰ぎながら、そういった体制が確立できるよう、早急に調査を進めて対応できるような態勢を取ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） もう一つ、最後に、よその、他の自治体の一部ではPCR検査について補助するなどの対応策を取っている町がございますが、その辺の町の考えはどうでしょうか、ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど来もお話ししましたが、現在のところ、PCR検査を感染者、さらには濃厚接触者以外が受ける状況というものが、私どもで確立できていないのが現状でございます。ただ、そういった態勢が整えば、当然、いろいろな形で補助制度を設けながら対応をすることも視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 次の質問に変えさせていただきます。

小学校、中学校の学校生活の中で、一番の思い出となる一大イベントは修学旅行であります。その目的は、私から言うまでもなく、平素と異なる生活環境の中にあって見聞を広げ、集団生活の決まりを守り、公衆道徳について望ましい体験を得ることとされております。

このコロナ禍の中、我が町の小中学校の修学旅行先や規模縮小などにより、中止を回避されたことは、運動会をはじめ各教育行事の内容全般にわたって、先生方のご苦労が大変だったと想像いたしております。

そこで、教育関係を含めて町の活動、現在中止となっているものがありますが、今後、町としても復活に向けたプロジェクトはどうなるか、ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が流行して以降、町及び各種外郭団体が主催する事業につきましては、大部分が中止となっております。開催する場合も参加人数を限定し、開催時間を縮小するなどの措置をしまして実施しております。本年3月から12月までに中止や規模を縮小しました事業につきましては、96事業にも及んでおります。96事業です。

なお、現在、全国で感染者が増加しております。第3波が押し寄せているという状況を認識せざるを得ない状況であるということをごさいます。しばらくは感染状況を見ながら、各種事業の実施につきまして判断をしていく状況であると考えております。

今後につきましては、来年に接種が可能となると予想されますワクチンや、国や県の感染防止対策の内容を確認しながら、順次、事業の完全再開について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 確かに、我が町の貴重な観光資源でもあります、全国各地から来町する牧場の朝ロードレース、田んぼアート、各種イベント、多岐にわたりにまして中止されました。

そんな中で、各行政区でも集会所の会合が限定され、町内各所でいろんな行事が中止されております。ここで、これらのような地域コミュニティが希薄になっている現在でありますので、地域活動やこれまでの行事をなおさら活性化しなければならないと私は考えております。どうか執行のほうとしましても、今聞いたように、強化を、態勢を取りながらやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

日本の教員は世界一長時間労働であり、過労死ラインといわれる時間外労働の基準を全国の6割の中学校が超えているなど、教員の勤務実態が大変ハードであることは周知の事実だと思います。

こういうハードな勤務実態の中にあって、コロナ禍の中で、子供たちに対して効果的な教育活動を行うなど時間の確保ができていのかどうか。また、負担が増加するなどして教員が体調を崩してしまつては、本末転倒であります。健康を心配するところでもありますので、③番目といたしまして、新型コロナウイルス感染対策による教職員の業務増加による支障と、先生方の働き方改革にどのように取り組むのか、質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、近年、教員の働き方、その多忙化、そのブラック化といったことで大きな話題になっておりまして、国のほうからもいろいろな指示、県のほうからの指導もございまして、本町でも、今回のコロナ禍に関わらず、一昨年度よりいろいろな面で教員の多忙化解消、働き方改革に向けていろんなことを進めております。

具体的には、学校の諸行事あるいは会議等の制限、中学校における部活動の時間の制限、あるいは教員の総勤務時間数のパソコンによる管理、教育委員会からの指導、管理職の意識改革のための研修、ストレスチェック、そして各地域のいろいろな団体との協働、そういった形で、できるだけ先生方の本来の業務以外の仕事を削減して、先生方の健康と子供たちの学びの保障をするために、働き方改革を町としても進めてきたところであります。

ただ、今回のコロナによりまして、そこに新たな負担な部分が生まれたのは確かでございます。

例えば、朝の登校時には児童・生徒の体温の確認を行っております。毎朝、検温表で体温の確認をするとともに、検温表を忘れていたり検温をし忘れて子供たちには、昇降口で体温を確認しておりました。また、児童の体調変化のために、一日を通して数度の健康観察等も行っております。3密の回避、定期的な換気、マスクの着用、手洗い・消毒の徹底等についても、これはやはり、子供でございますので、指導が欠かせません。このような形で、年度当初は、教職員の負担がかなり多くなっておりました。先生方が手分けして、朝、放課後、教室やトイレ等の消毒等も行っておりまして、そういった負担も非常に大変な部分がありました。

そこで、町としまして、いろいろな予算、あるいはお金をいただきまして、サーモグラフィックセンサー及び非接触型体温計の購入で、まず、教職員の朝、あるいは子供たちの健康観察等の業務の負担軽減を図りました。

2つ目は、昨日議決を賜りましたG I G A構想による一人一人のタブレットの導入によって、これは今年度は具体的な準備段階でございますが、次年度からは感染リスクを伴わない学び合いや、教師が子供たちと直接接せずとも授業の達成度を確認できるような状況を設定しまして、子供たちがどんなふうに学んでいるかということ、子供たちが直接教師と接近した距離でやらなくても大丈夫な状況が生まれるように、授業の質的改善を図ることができるといことで期待しております。また、これは来年度からの運用になりますけれども、その準備を進めておるところでございます。

3つ目は、統合型校務支援システムというのがございまして、これをやはり次年度から導入するために、今、準備をしております。これは、教員の授業以外の事務作業、出欠確認、あるいは成績処理、あるいは自分自身の勤務時間の確認、あるいは事務の先生とのいろいろなやり取り、そういったものをまとめてパソコンで管理して、それを教育委員会とも共有できるようなシステムでございまして、福島県全体で一括して同じものを採用するようになっております。これを採用することで、ある程度、教職員の多忙の大きな原因である校務の処理が改善されていくのかなと思っております、これも期待しているところでございます。

また、そのほかにも、今回のコロナに関しましては県のほうから、どうしてもそういった形で忙しくなりましたので、学校のいわゆる印刷、消毒、そういったことを手助けするために、SSS、スクールサポートスタッフという形で新たな配置が認められましたので、これについては、鏡石第二小学校のほうで活用しているところであります。

今後は、これらの機器やシステムを有効に活用して、コロナ対応で疲弊することのないように、また、これまで行ってきた働き方改革と合わせて、先生方の健康と、そして学びを続ける子供たちのいろいろな権利を守っていけるように、町として対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 詳細にわたりまして、よく理解できました。今後とも、教育長さんはじめ、学校の先生方、この対応によろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

自動水栓はタッチレス水栓とも呼ばれております。手をかざすだけで水が出てくる蛇口です。手をかざすとセンサーが感知して自動的に水が出るため、他人が使った蛇口に触れる必要なく、安心して使える設備であります。

新型コロナ感染防止対策として、非接触ニーズが高まっている現在、手洗い水栓を自動水栓に交換し、感染症の予防を図るにも、保育所、幼稚園、小・中学校から優先的にでも交換していただき、その後、順次町の施設全てに導入したらよろしいのかと、私は感染拡大防止策として、また新しい生活様式、環境の整備として、公共施設への自動手洗い器の導入計画を進めていきたいと思うんですが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルスの対策といたしまして、感染予防の基本となります手洗いを習慣づけて、小まめに手洗いをしている方が増えているかと思ひます。既に生活スタイルの中では、どの場所に行っても消毒液が設置されておひまして、衛生面の環境維持が図られているものと考えておひます。

公園や体育館といった公共施設は、不特定多数の人が使用するために、接触する機会が必然的に発生しますけれども、手洗い場の蛇口につきまして、自動水栓化することで蛇口をひねらなくともよい非接触型となり、新型コロナ感染にとどまらず、インフルエンザなどの他の感染症にも有効的だと考えておひます。また、肘で作動しますレバー式水栓も含めまして、感染リスクや費用面を考えながら、選択肢の一つとしまして、蛇口の設置場所や使う頻度を踏まえまして、総合的に感染予防に努めてまいりたいと考えておひます。

そこで、町では、鳥見山体育館及び構造改善センターのトイレ等の衛生対策といたしまして、蛇口をハンドル式から自動水栓に切り替えるということで、接触する感染拡大の予防を図ってまいりたいと考えておひます。12月の補正にその2か所につきましては、補正をということで予定をさせていただいているというところでござひます。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 費用の面からも、こういったものが設備の大規模な改築ではございません。私もちょっと試算しております。そんなお金はかかりませんので、早急をお願いしたいと思います。

それでは、次に、町の公共施設の設置について。

第5次総合計画の中の駅東第1土地区画整理事業の推進や町づくりの基本方針、都市計画マスタープラン等により、町は4つの拠点整備構想をこれまで掲げてきました。まず1つは駅前交流拠点。2つ目に鳥見山公園を中心としたリフレッシュ交流拠点。3つ目として公共公益施設の行政福祉交流拠点、そして農村、都市農村交流拠点などの、都市の利用と土地開発を進めてまいりました。

そこで、質問いたします。

①番といたしまして、駅東新拠点ゾーンと駅東地区全域を含めた区域内に立地されている公共施設は、建築中と計画中を含めて幾つあるのか質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、安全で快適な環境をつくり出すためということで、都市計画マスタープランがございますが、それに基づいて各種事業が実施されるということになります。

駅を中心としました東側を東部拠点に位置づけた区域を駅東新拠点ゾーンとしております。位置づけているということでございます。

既存の公共施設といたしましては、中学校、図書館、公民館、老人福祉センター、構造改善センター、鳥見山総合公園、第二小学校、須賀川消防署鏡石分署、旭町浄水場が点在しております。現在は、新浄水場の整備が進められておまして、今後は、仮称でございます健康福祉センターの建設、第二小学校の改修、鳥見山陸上競技場の再整備を進める計画でございます。

なお、既存の公共施設等の老朽化によります更新や長寿命化対策など、今年度策定予定の公共施設等個別管理計画というのがありますけれども、それに基づいた適切な公共施設等維持管理に含めた中で、計画を進めていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいま総務課長から言われましたように、町の施設の、私が数えましたところ8割がちょうどこの地区に入っていると思います。

そこで、町は、駅を中心にコンパクトな町づくりや通勤に便利で住む快適、子育てしやす

い環境を整えた定住の町を目指し、町民一人一人が幸せを実感でき、笑顔あふれる町づくりを進めています。これらの計画の実現は、その一途をたどってきていると私も感じております。そして、過度に自動車に依存しない、徒歩や自転車、公共交通機関の利用によって、安全で快適に暮らせる町づくり推進に町は努めております。

中心市街地に人を集めて町の活性化を図るための都市政策、道路などの公共施設の整備費用や各種の自治体の行政サービス費用の節約を図ることなどを目的にしているのが、コンパクトシティーでございます。その実現を町は目標に掲げております。

そこで、町の中心半径1.5キロ以内に人口の70%が現在居住しており、我が町の面積は31.3平方キロメートル、東西7.7キロ、南北7.5キロのもともと3番目のコンパクトな町であります。これらを考慮すれば、反面、駅東新拠点ゾーンなどの公共施設の一極集中は、今後、町の高齢化率を考えても、また年配者や交通弱者にとっては、快適に暮らせる町づくりとはならない可能性を秘めていると思います。

そこで、私は案といたしまして、都市公園法に基づく街区公園ではありますが、4区、仁井田区に隣接し、1区、2区、境区に近い不時沼公園、通称タコ公園、現在工事中であります。その100メートル掛ける45メートルの土地利用など、公共施設の適切な配置を実現することが必要ではないかと考えております。決して今のゾーンの計画を反対するわけではありませんが、今後、何かの施設をつくる場合に、そういったことも考えられるのではないかなど考えております。

例えば、施設のない行政区としまして、高久田区と仁井田区であります。もちろん集会所などはありますけれども、そのほかは久来石には公園もございます。ふるさとの森公園もありますし、成田にはそういったいろいろな施設がございます。と考えると、各行政区の特徴を生かしたバランスの取れた公共施設の設備の設置を考えるべきと思いますが、町はどう考えているか、町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

バランスの取れた公共施設ということであります。

そういう中で、今いろいろあったんですが、駅は、ほぼ鏡石町全体の面積のほぼ中心地である。もう一つは、もっと中心地は多分、中学校が町全体の、あくまでも地図上は中学校が多分真ん中辺になるのかなど。いずれにしても駅、駅とかそういった中学校が、そういったことがほぼ中心地になると、そういう中で、駅の半径1.5キロには、現在、言われたように、前回の国勢調査では71%の住民が住んでおられる。多分、今回の5年後のということでの今年の国勢調査では、その率がもっと上がるということでもありますので、そういうことも含め

て、この駅を中心としてどうするかということで、これが大事なのかなという。

しかし一方、当然、その駅半径1キロ、または1.5キロを越した部分、こういった部分についても、何もやらないというわけではならないというふうに思っております。そういう中では、今、各行政区には集会所もございます。この集会所については、やはりこれからの周辺の各地域の、1キロだか1.5キロ以外のそういった部分も含め、さらにこの中にある、そういったことも含めて、この集会所というのは大切な、私は施設になるというふうに思っています。

そういう中では、当然、町としては、このコロナ禍も含め、災害も含め、現在、各集会所についてはトイレの改修、そして男女の分けたトイレの改修、そして冷暖房ということでエアコンの設置、さらにはバリアフリー化。そういったものを進めているということでもあります。そういうことで、これから、さらにもう一つは、その各集会所においてはいわゆるサロンも開設をしていると。これはこれからの高齢者を含めて、しっかりとこういう集会所で、身近なところで健やかに暮らせるような、そういった体制をこういった集会所でやらなければならないというふうに思っています。

これを基本にしながら、先ほど議員が言われたようなバランスの取れた公共施設とはどうあるべきか、これは建物に限らず、公園も含め、休み場も含め、そういったことを含めてこれから、特にこの第6次の総合計画の中では、しっかりとそういうことを盛り込んだ計画にしなければならないというふうに思っております。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私も施設だけではなくて、空間づくりであります。各地区空間を町の住みよい空間づくりに、ぜひともつくり出していただきたいと思っております。

次に、健康福祉課やこども福祉課が移動した後の勤労青少年ホームや老人福祉センターなどの施設の利用、再利用について、いろいろな解体やら、跡地の駐車場やら、民間業者への貸付など、財政面からも考えた多面的使い方があると思いますが、町ではどのように考えているかお聞かせ願いたいと思います。健康福祉センター移設後の老人センター、そういった空き施設の利用について、町の考え方について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

これは先ほど、小林議員の質問に関連してもうお話をさせていただいたとおりであります。そういうことで、現在、先ほど申し上げたとおり、そういったことを一応考えておりますけ

れども、さらに細部についてはこれから検討してまいりたい。6次の中にももちろん盛り込んでいかなければならないし、そういったことで、今後、しっかりと進めていきたいというふうに考えています。

以上であります。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ただいまの件については、先ほど同僚議員が質問しておりますので、これだけにしておきます。

次に、3番、省エネ・省資源の町づくりについてでございます。

この先の世界が今以上によくなるために、2030年までに世界の人全員で協力して解決したい目標を1から17の目標を掲げたのがSDGsであり、持続可能な開発の目標であります。その目標の1番目は、貧困をなくそうであり、17番目の目標は、パートナーシップで目標を達成しようであります。

これらは、私たちが今からでもできることであります。食べ残しを減らし、電気を小まめに消して、エコバックを持ち歩き、プラスチックごみを減らすなどであります。

町として、SDGsは、こおりやま広域連携中枢都市圏の構成自治団体としても、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、連携に取り組んでいることと思えます。

そこで、町としてSDGs、持続可能な開発目標の取組の現在までの状況について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

SDGsの取組につきましては、先ほど議員のほうからご説明がありましたが、2030年達成年限として、17のゴールと、さらには細分化された169のターゲットから構成されております。さらに日本では、17のゴール目標を再構成し、あらゆる人々の活躍の推進、健康長寿の達成、省再生可能エネルギー、気候変動対策等、8つの優先課題を提示して推進しているところでございます。

私たちの自治体におけるSDGsの達成に向けた取組につきましては、地方創生の実現に資するものであり、この取組を推進することが重要なこととなっております。

現在においては、SDGsを冠とした町の取組というのは、具体的には行われておりませんが、先ほど議員からおっしゃられたとおり、こおりやま広域連携中枢都市圏、こおりやま広域圏ビジョンにおいて、SDGsの達成に向け、関係市町村が連携し、圏域全体で取組を

推進するものであります。

今後、町といたしましても、政府の施策に対しどのような取組ができるか、調査、研究、検討していくこととなると考えておりますが、先ほど議員がおっしゃったとおり、小さなことでもSDGsの取組となることから、そういったものを積み上げて目標が達成されるということでもありますので、そういったところも考えながら、町の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） ここに、総務課長、SDGsのピンバッジを持っております。多分、いろいろすばらしい考えがあるんだろうと思いますが、これは後でまたお聞きしたいと思います。

それでは、次に、②番にいきます。

SDGsの目標7番は、エネルギーをみんなに、そしてクリーンであるとあります。福島県では、2040年頃までに県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出す目標を掲げております。2020年度は40%、2030年度は60%、2040年度頃には、100%ということであります。

そこで、町民が自ら使うエネルギーを太陽光発電で、太陽で私たちの生活の空間で自ら生産し自家消費するという、これこそ究極の地産地消であり、究極の6次化の実現であると、私は思っております。

そこで、町の太陽光発電システム導入の公共施設は、勤労青少年ホームの1期、2期工事など、一小、二小、ふれあいの森公民館など、幾つかの施設に設備されております。今後とも省エネ・省資源の町づくりの継続と充実を図ることが第一であります。

また、町では、住宅用再生可能エネルギーシステム等導入促進事業といたしまして、補助金上限6万円を交付しています。県でも住宅用太陽光発電設備等補助金最大16万円を利用すると、結果的に最大22万円の補助が現在受けられます。

そこで、町の太陽光システムへの導入の進捗状況と、今後の取組について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（角田信洋君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電システム導入の進捗状況と、今後の取組についてということですが、町では、防災及び地球温暖化対策などに伴い、公共施設へ太陽光発電システム導入に取り組

み、今までの実績は、平成21年度に勤労青少年ホームに17.6キロワットのパネル設置が最初でございまして、その後、役場、小学校など計8か所に設置し、最大発電量の合計は136キロワットとなっております。

また、一般住宅への設置に対する補助事業につきましては、平成21年度から行っておりまして、交付実績は令和元年度までに通算266件で、最大発電量の合計は1,190キロワットになっているところでございます。

政府の中でも、2050年までには温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする考えを示しており、2030年度前半には、国内の新車販売をガソリン車以外とするような方向も打ち出されているような状況になっております。

このような状況を考えますと、今後、ますます地球温暖化対策、環境への取組が求められるということございまして、この中でも再生可能エネルギーシステム、太陽光の関係でございまして、そういったものが必要になってくるのかなと考えております。そういったことから、導入に対する支援、さらには町民が取り組む環境対策に対しても、町としてどんなことが必要でどんなことができるかを今後、調査、研究させていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私は2年前から、こういった環境をどうしたらいいかということで、ちょっと勉強してまいりました。

我が福島県では、もちろん水力発電所、非常に全国でもトップクラスであります。もちろん、原発はもう終わってしまいました。しかし、会津、先日も行ってきました。会津にはバイオマス、そして地熱発電、量は少ないんですけども、いろいろ工夫してやっております。ぜひとも我が町でも、バイオマスは無理、地熱は無理としても、今後できる新しい施設にそういったものを設置するようにお願いしたいと思います。

続きまして、4番目にいきます。

地方公会計制度についてであります。

以前、同僚議員がこの制度について一般質問をしており、当時の答弁内容から、ある程度私は理解しております。町の取組についてある程度理解しております。

私は長年、企業において会計を業としてまいりました。当然、簿記の検定資格を所持しております。不正の起こりにくい発生主義会計の複式簿記での企業会計を行ってきました。

現金主義会計の単式簿記では、利益操作が簡単にできてしまうことが指摘されています。かつて北海道の夕張市の財政が破綻した。これは地域振興策などで多額の借金から赤字額が

拡大したのが、その主な原因であります。また、この町では毎年4月、5月の出納整理期間中に、年度をまたがる会計間の貸付、償還が行われるなどで、赤字を隠蔽しておりました。これらの操作を繰り返す中で、多額の赤字を累積し、持続不可能な不適切な財務処理をしていたのであります。また、このほかに、ストックである基金から借入れによるフローである毎年の収支の帳尻合わせなど、資本取引と損益取引を区別しないやり方や、2つの年度の取引が併存する出納整理期間の存在など、粉飾、赤字隠しなどの結果が起きやすい環境であったことが判明しております。

そこで、これらを起こさない環境をつくる必要があります。出納整理期間、当然ある、どの町も自治体もあるのも、私存じております。しかし、そういった中で、公会計制度が全国で行われているかといえば、決してそれほど普及はしておりません。ただ、我が町としまして、今後、福祉センターなどの建設工事が行われます。そういった中で、公会計制度の現在の取組状況と今後について質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

新地方公会計制度につきましては、民間の決算手法を自治体に取り入れる取組でございまして、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律や、経済財政運営等の改革の基本方針2014などによりまして位置づけされております。

統一的な基準による地方公会計の整備促進につきましては、平成27年1月23日付総務大臣通知によりまして、原則としまして、平成27年度から平成29年度までの3年間で、全ての地方公共団体で統一的な財務処理等を作成することとなっております。

これに伴いまして、平成27年度から固定資産台帳の整備に着手いたしまして、28年度に地方公会計システムを導入しまして、平成28年度分からの統一的な基準に基づく財務書類を毎年度作成しまして、町のホームページにおいて公表しております。

現在、公認会計士から支援を受けまして、令和元年度分の財務書類を作成しておりまして、統一的な基準に基づく財務処理、いわゆるその4表というか、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表を今年度内に公表する予定となっております。

今後、財務書類を作成していきまして、分析した上で予算編成などに活用してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私は業としていましたと申し上げましたが、毎日、日計表を作り、月末には試算表を作り、そしてもちろん補助簿、台帳全て、あと残高、全部合っておりまして。そして、年に1回の決算を行ってございました。

そういった状況から、ただいまのお話を聞きますと、後でまた質問をさせていただきますが、公会計制度は、毎年度の台帳更新に伴う資産台帳の整理などが、効果的かつ効率的である事務の執行ができると考えられております。町が保有する公共施設等の老朽化の程度や、将来の更新に必要な経費など把握することができます。

今後、町の公共施設の老朽化対策は大きな問題であります。そのための固定資産台帳から資産の老朽化の指標である有効固定資産減価償却率などの活用ができ、さらに公共施設などの経年比較ができるようになります。

我が町で、今後建設される健康福祉センターについても、建物の計画を含めた建設費のインシヤルコストや、建設後に建設費の3倍かかると言われておる修繕費などのランニングコスト、これらを含めたライフサイクルコストの維持管理費などが必要になります。人口や将来計画などにより、総合的に判断していく必要があります。今後、これらの状況をしっかり踏まえた予算審議をしなければならないのは当然であります。

そこで、今言われた整備されている貸借対照表、そして行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書、これらは財務処理4表と、また附属表もついておりますが、そういった情報の活用をすれば、よりクリアな財政の見える化が実現するものと私は確信しております。

そこで、質問いたします。

固定資産台帳の整備、これは分かりました。複式簿記の導入によるこの活用について、町の考えを質問いたします。

○議長（古川文雄君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫秀明君） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

固定資産台帳は、所有する全ての固定資産につきまして、取得価格や耐用年数等のデータを記載したものでございます。地方公会計の基礎資料となるものでございます。

平成27年度から固定資産台帳整備に着手いたしまして、平成28年度に作成をいたしました。平成29年度以降は毎年更新をいたしまして、財務処理作成の資料としております。

次に、帳簿に記録する意味合いとなる簿記につきましては、取引財産の増減や出納を決まった方法で計算と整理する仕組みでございまして、これまで地方公共団体で採用している現金主義会計の単式簿記と、発生主義会計の複式簿記の2種類がございます。

地方公会計制度におきましては、民間で行われる決算手法の複式簿記を活用することで、

単式簿記だけでは見えにくい、先ほどもお話があったように、減価償却や、我々として退職手当引当金などという発想、今まではなかったのですけれども、といったコスト情報や、資産や負債がどれだけあるのかのストック情報が把握することができますので、財政マネジメントや公共施設マネジメントに効果的なものと認識しております。

先ほど申し上げました統一的な基準に基づく残務処理4表は、複式簿記を用いて作成しております。今後はこの4表を予算編成などに活用していきたいと考えております。

ただ、即ですね、いわゆる複式簿記等についての、今までの私どものほうでいたしましては単式簿記、いわゆるどっぷりつかっている状況なものですから、職員に対しての研修等も含めまして、今後ともそちらに向けての対応をしてみたいと。なお、いわゆる企業会計であります上水道事業につきましては、当然のごとく今、企業会計ということで複式簿記、発生主義会計ということでやっております。今後の課題といたしましては、職員研修を通じた中で、そういう意識改革をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 複式簿記を現在利用しているのが上水道会計であります。そのほかを細部にわたっていくのは、なかなか時間もかかるだろうし、大変な作業だと思います。しかし、将来に向かっては、そうしていかなければなりません。私なりに、失礼な言い方ですけども、どんぶり勘定からきっちりした、要するに損益勘定から複式の勘定に変えていくのが本来でないかなと私は思っております。

そこで、私なりに、一応そういった中から、町の4つの書類の中から、昨年度の、いろいろな負担率とか、負担に関して私なりに分析をしました。そうしたところが、例えば将来世代負担比率とか受益者負担割合、町民一人一人の資産額とか、いろいろ出してみましたが、決して悪い数字ではございませんでした。規格内の全国の平均よりは低く抑えられておりましたが、ただ、残念ながら、我が町は町民一人一人当たりの資産が非常に多いんです。多いのはうれしいのですけれども、それだけコストがかかるということもありますので、そういったことも、いろいろな、もちろん町でも出しているでしょうから、私は町の4表と附属書から私は分析したんですけれども、そういったことを今後、我々も一緒に分析しながら、そういった中で討議したいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

それで、私の質問はこれで終わりにさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 2番、角田真美君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（古川文雄君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日12月12日から15日の4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、明日12日から15日の4日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（古川文雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時34分

第 4 号

令和2年第6回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第4号)

令和2年12月16日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
総務文教常任委員長報告
- 日程第 2 議案第127号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第 3 議案第128号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第129号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第130号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 8 請願・陳情について
各常任委員長報告
- 日程第 9 鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第10 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

- 追加日程第11 意見書案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書(案)
- 意見書案第9号 民意を無視した放射能汚染水(アルプス処理水)の海洋放出に反対する意見書(案)
-

出席議員(10名)

1番	畑 幸一君	2番	角田真美君
3番	橋本喜一君	4番	菊地洋君
5番	小林政次君	6番	井土川好高君
7番	渡辺定己君	8番	大河原正雄君
11番	円谷寛君	12番	古川文雄君

欠席議員（1名）

9番 今泉文克君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	小貫忠男君
教育長	渡部修一君	総務課長	小貫秀明君
税務町民課長	長谷川静男君	福祉こども課長	柳沼和吉君
健康環境課長	角田信洋君	産業課長	橋本喜宏君
上下水道課長	吉田竹雄君	都市建設課長	菊地勝弘君
教育課長	根本博君	会計管理室長	倉田知典君
農業委員会 農事局長	圓谷康誠君	兼出納委員	菊地栄助君
選挙管理 委員会委員	大河原八郎君		

事務局職員出席者

議会事務局長 小貫正信 主任主査 鈴木淳子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（古川文雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による欠席の届出者は、9番、今泉文克君1名です。

◎議事日程の報告

○議長（古川文雄君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎総務文教常任委員長報告（議案第115号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第1、議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） おはようございます。

それではご報告いたします。

令和2年12月16日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

議案審査報告書。

本委員会は、令和2年12月10日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和2年12月10日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時14分。出席者、委員5名。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、大木副課長、森尾副課長、須賀副課長、渡辺主任主査。

付託件名。議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について。

審査結果。議案第115号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第115号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結

果、全会一致で可決すべきものと決しました。

意見なし。

以上でございます。

すみません、開催月日のところで訂正願います。

開催月日が令和2年12月15日ございました。申し訳ございませんでした。

○議長（古川文雄君） これより総務文教常任委員長の報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
これより採決を行います。

議案第115号 鏡石町議会議員及び鏡石町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものがあります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（古川文雄君） 起立全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第2、議案第127号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、小貫忠男君。

〔副町長 小貫忠男君 登壇〕

○副町長（小貫忠男君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第127号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書24ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症関係経費及び事業中止並びに事業確定などに伴う補正予算等で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億694万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億7,544万5,000円とするものであります。

第2条は債務負担行為の補正であります。

議案書28ページをお願いいたします。

28ページ第2表、債務負担行為補正であります。

1追加。指定管理者が行う鏡石町老人福祉センターの管理業務に係る費用。期間が令和3年度から令和5年度まで。限度額690万円です。鏡石町屋内ゲートボール場の管理業務に係る費用、期間については、同じく令和3年度から令和5年度まで。限度額75万円です。

補正予算の詳細につきましては、32ページからの事項別明細書に基づきご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫忠男君） 以上、提案理由のご説明を申し上げました。

ご審議をいただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

7番、渡辺定己君。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 7番議員の渡辺です。

ただいま上程されました議案第127号 町補正予算（第8号）の中で、39ページ、歳入で国庫補助金300万、そして関連事務委託に係る交付金ということで300万見えています。この税番号制度、これ前にも全協等で質疑をしたことあるんですけども、なかなかカードの申請が少ない。その少ない理由はどのように考えていますか。また今回このように300万上がってきたんですけども、これからどのような方法で申請者を増やしていくのか、この2点に対してお答えをお願いします。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） おはようございます。

ただいまのご質疑にご答弁申し上げます。

カードの発行部数が少ないというご指摘でございます。その少ない理由はということでございまして、以前も申し上げましたとおり、なかなか申請等に対します手続きが難しいというところ、あと、いくつかやらなければならない、これパスワード等の設定等がございまして、複雑な手続になっているところが大きな理由かなと考えております。

ただ、本年度につきましてはマイナポイントということでお金をチャージしたりするとポイントがたまる事業等によりまして、10月末現在ではございますが、令和元年度に比べまして交付率について7か月ですが、約2.5倍程度には増えている状況でございます。

ただ、なかなか進まないというのはおっしゃるとおりでございます。その中で今後ともマイナンバーカードの発行者の増に向けまして広報等の周知、また国・県等からの資料等により周知等で、各住民に発行を増やすような仕組みで周知等を含めましてしていきたいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 7番、渡辺定己君の再質疑を認めます。

〔7番 渡辺定己君 登壇〕

○7番（渡辺定己君） 再質疑をさせていただきます。

このマイナンバーカード、使いづらい点、4桁の数字、4項目入れなきゃなりませんね。まず我が誕生日とか女房の誕生日とか電話番号とか携帯番号の番号とか、いろいろやるんですけれども忘れちゃうのね、はっきり言って。前の話だと、あれは木賊課長のときかな、これは1項目にしますというような話はしたことあるんですけれども、質疑に対してそういう説明あったんですけれども、今でもこれ4桁、4項目になって、それやっているんだか、そこら辺の関係もきちっとやっぱり整理しなきゃならないんじゃないかなと、そのように考えるんですけれども、執行部の見解をお願いします。

○議長（古川文雄君） 7番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいまの再質疑にご答弁させていただきます。

パスワードの設定でございますが、今も6桁と4桁、こちらの設定が義務づけられております。こちらにつきましては国の施策でございまして、こちらでパスワードをなくしたりとか、文字化するようなことがちょっとできませんので、なお機会があればもっと易しいやり方等ができないか、要望等もしていきたいなと考えております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

8番、大河原正雄君。

[8 番 大河原正雄君 登壇]

○ 8 番 (大河原正雄君) 1つ、お伺いをいたします。

議案第127号の件で、ページ数にすれば45ページ。この久来石・行方・蓮池西線改良工事でありまして、これは地元からの要望が前町長時代からあって、いまだに進捗状況が乏しいわけでありまして。さらに今回、この813万9,000円が減額になっております。この減額になった理由をちょっとお知らせをいただきたいと思っております。

○ 議長 (古川文雄君) 8 番議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

[都市建設課長 菊地勝弘君 登壇]

○ 都市建設課長 (菊地勝弘君) 8 番議員の質疑にご答弁申し上げます。

久来石・行方・蓮池西線の道路改良工事ではありますが、こちらご承知のとおり国の補助金であります社会資本整備総合交付金を使って整備を進めているところであります。今回の減額につきましては当初予算で1,284万7,000円の予算、国のほうへ要望しておりました。内示がありまして、それが440万円ほどの内示しかつかない。結果的にはその施工延長、当初は80メートルを予定しておりましたが、国の減額によりまして60メートルの施工延長に短くしたという内容でございます。

以上でございます。

○ 議長 (古川文雄君) ほかにありませんか。

11番、円谷寛君。

[11 番 円谷 寛君 登壇]

○ 11 番 (円谷 寛君) 11番の円谷ですが、集会所の改良で補修事業で西原の生活改善センターと笠石の多目的集会所ですね、これのお金が入っているわけですが、補正でされているわけですが、637万7,000円というのは、トイレだけでかなり多額になっているんですね。その内容ですね、西原生活改善センターはくみ取り式だったのかな、その辺の内訳、ちょっと教えてください。

○ 議長 (古川文雄君) 11番議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

[総務課長 小貫秀明君 登壇]

○ 総務課長 (小貫秀明君) 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

議案書については、39ページをご覧いただければと思うんですが、9目の諸費の中の14工事請負費の地区集会所修繕というような中身ということですが、その637万7,000円の内訳としましては、西原集会所でございますけれども、洋式トイレ化をということで2か所です。あと浄化槽を設置します。ですので、これにつきまして226万7,000円となっております。

す。

次に、もう1か所につきましては笠石多目的集会所でございまして、これについては男女別のトイレを、今1か所になっておりますので、共同のところを男女別化にしまして、それに伴いまして洋式化をします。女子のほうを2か所、男子を1か所、洋式化ということで、これにつきましては411万円ということで、合計しまして637万7,000円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） このトイレの改修で、もうちょっと検討をしてもらいたいというふうに思う問題があるんですね。これ、どこでも学校でもなんでも洋式化というものが進められているんですけども、例えば今、笠石などの2か所の場合、1か所は和式にするような方式を導入すべきではないのかというふうに私は考えるんですね。

というのは、今朝ほどテレビを見ていましたら、日本人のトイレ洋式化で便秘が進んでいるということで、学校現場のトイレ洋式化の問題が議論されていたんですけども、やはり幾つもある場合は1つぐらいは和式を造って、それを子供たちにも教育上、和式のトイレの使い方というものを教育すべきではないか。例えば緊急避難の場合なんかトイレを使えないという子供がいっぱいいるらしいんですよ。そういうことが議論になっていました。

例えば、今、笠石の集会所、幾つも造る場合は1つは和式にすると、そういうようなことをこれから検討してはどうなのかということをやちょっと問題提起をしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（古川文雄君） 11番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

洋式化、全てやるかということ、場所によっては和式トイレを残しております。ですので予算の範囲の中もございまして、全て洋式化するというわけではございません。

ただ、あともう一つ、教育上、あとはその考え方につきまして、私どもちょっとコメントはしばらくのところございまして、これはご容赦願いたいと思うんですが、そういう面では多少なりともですけども、いわゆる全ては洋式化ではなくて、一部和式は残っているということでご理解を賜りたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） 私のほうからは、先ほど副町長さんから、いろいろ説明していただきましたが、我が町には幼稚園、保育所3か所、民間の3か所ございます。そういった中で町のほうとも、もちろん県も補助金を出しております。そういった観点から、実は先日、二本松の認可保育園ですね、前園長の虐待が繰り返しあったと。県の改善命令が今出ていますということなんです。

そこで、町の認可保育所と認定こども園は、内容が幼稚園、保育園違いますけれども、そういった中で適切な運営指導が必要でないのかなと私は考えております。そこで町のほうとしましても、この保育園に関しまして再確認をする必要があるのではないかと私は思っております。指導でなくても現在の状況を確認していくべきだと思っております。幼稚園も保育園も、確かに教育機関また保育機関、異なってはおりますけれども、そういったことも一緒に含めましてするべきじゃないのかなと思いますので、ご質問いたします。

○議長（古川文雄君） 2番議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） おはようございます。

2番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

先日、報道等によりまして、二本松の認定こども園の虐待が県の指導等が入りまして明らかになったということでございます。町といたしましても、保育園、幼稚園含めて関係機関と協議をしながら、発生防止に今後とも努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 最初、47ページなんですけれども、防災行政用ドローン購入ということで2台ですか、100万計上されておりますけれども、普通、ドローンというとカメラですか、搭載が多いんですけれども、今回のこのドローンは、そのほかに何か装備はありますか。

それから、51ページの図書館関係ですか、図書の購入費で150万というのが上がっておりますけれども、これは特別何か買いたい本があるのかどうか、それをお尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 5番議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員の質疑にご答弁申し上げます。

このたびのドローン購入につきましては、1台50万ということで考えております。2台購入ということでございます。

内容につきましては、ドローン購入、これは非接触型活動用ということで考えておりまして、新型コロナウイルス対策としまして、感染症予防の注意喚起や広報活動のほか、自然災害や火災発生時等の消防防災の各種活動を遠隔操作によるドローンを活用することによって、人との接触機会を軽減するという目的で考えております。ですから、今回これにつきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しながら導入するというところでございます。これについては近隣市町村につきましてもドローンの活用、防災関係につきましても活用しているということで、私どものほうとしても今回その交付金を活用しながら整備をしてみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 教育課長。

〔教育課長 根本 博君 登壇〕

○教育課長（根本 博君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛等が行われました。そういう意味では自宅などで屋内滞在が増えた町民のために家庭で本に親しむ機会も必要というように考えております。その上で今回臨時交付金を活用しながら一般図書、さらには、なかなか整備が進んでいない実用書も併せて整備をしきたいという考えで、今回、増額補正をしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川文雄君） 総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 大変失礼いたしました。質問の中身で答弁としまして訂正という追加をさせていただきます。

装備品でございますけれども、今現在考えているのは、当然のこと、カメラです。あともう一つ、いわゆる遠隔操作での消毒作業も、ある程度大きいものですから、それも可能なと思いますが、それについての装備品については今後検討してみたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 5番、小林政次君の再質疑を認めます。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ドローン関係で、内容ですか、それはこれから検討ということでございますが、今日のテレビで、消防署関係で捜索のためかな、それで赤外線カメラを装備してということで実地訓練かな、それをしていたんですけれども、その辺は考えているのかどう

か、お尋ねいたします。

○議長（古川文雄君） 5番議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 5番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

装備品につきましては、今現時点では今カメラ等で考えているところございまして、今、質疑の中でお話があったような中身については、今後、検討課題とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再々質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 再々質疑じゃなくて今の関連なんですけど、ハード等としてドローンを2台購入するというのは分かったんですが、これ、ドローンの操作をするというのはちょっと専門的な技術が要るんじゃないか。須賀川でもそういう何か教習所みたいなのがあって、かなりのお金がかかっているみたいなんですね。その操作をする職員の養成というんですか、そういうのはもうされているんでしょうか、これからやる計画なんですか、何人ぐらいにそういう操作をできる職員を養成していく考えかお尋ねします。

○議長（古川文雄君） 11番議員の質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小貫秀明君 登壇〕

○総務課長（小貫秀明君） 11番議員の質疑にご答弁申し上げます。

ドローン操作につきまして、やはり熟練というか、練習が必要だと認識しております。これについては購入後、職員に研修を受けさせまして十分な技術習得の上に操作をしてまいりたいと考えております。

ただ、人数につきましては、現時点では消防のほうにつきましては総務課でございますので、総務課の職員に研修をさせるということで数名程度研修をさせていきたいなと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第127号 令和2年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第3、議案第128号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、長谷川静男君。

〔税務町民課長 長谷川静男君 登壇〕

○税務町民課長（長谷川静男君） ただいま上程されました議案第128号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
53ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、高齢者医療制度見直し等に係るシステム改修に伴う補正でございまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,218万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、58ページからの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（長谷川静男君） 以上、上程されました議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第128号 令和2年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため5分間休議いたします。

休議 午前10時53分

開議 午前10時59分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第4、議案第129号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長、柳沼和吉君。

〔福祉こども課長 柳沼和吉君 登壇〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） ただいま上程されました議案第129号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書60ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、歳入は令和3年度からの介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修、2つ目には、国のシステム改修に伴う岩瀬地方介護認定審査会システムの2システムの改修に係る国庫補助金、一般会計からのこれらの事務経費の繰入金増額、支出につきましては、2システム改修の改修業務委託料、介護サービス等の実績による給付費間

での調整であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,503万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、66ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（柳沼和吉君） 以上、議案第129号の提案理由をご説明申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第129号 令和2年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第5、議案第130号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、菊地勝弘君。

〔都市建設課長 菊地勝弘君 登壇〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） ただいま上程されました議案第130号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の73ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、仮称であります健康福祉センター建物に係る盛土工事による増額の補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ960万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,748万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、78ページ、79ページの事項別明細によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（菊地勝弘君） 以上、議案第130号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第130号 令和2年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第131号及び議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第6、議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）及び日程第7、議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括議題とすることに決しました。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長、吉田竹雄君。

〔上下水道課長 吉田竹雄君 登壇〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） ただいま一括上程されました議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、80ページをお開きください。

議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、受益者負担金の前期前納による歳入増、また前年度の流域下水道維持管理負担金の精算金等が生じたことによる歳入歳出予算の増額補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,191万4,000円とするものであります。

詳細につきましては、86ページからの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 続きまして、90ページをお願いいたします。

議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

今回の補正につきましては、漏水修繕工事費の増、また令和元年台風19号により被災した成田浄水場の機械・電気設備等の除却による特別損失の増額補正でございます。

第2条収益的収入及び支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用の既決予定額に200万円を増額し2億3,109万8,000円に、第3項特別損失の既決予定額に9,159万8,000円を増額し9,169万9,000円に、第4項予備費の既決予定額から200万円を減額し2,313万6,000円とするものでございます。

特別損失がありましたので、92ページのほうに令和元年3月末の予定キャッシュフロー計算書、93ページのほうには予定の貸借対照表を掲載してございます。

詳細につきましては、96ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（吉田竹雄君） 以上、一括上程されました2議案につきまして説明を申し上げます。

ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由2件の一括説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第131号 令和2年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第132号 令和2年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第3号）の件を採決いたしま

す。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員会委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第8、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長より報告を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） ご報告申し上げます。

令和2年12月16日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

総務文教常任委員会委員長、橋本喜一。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和2年12月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和2年12月15日。開議時刻、午前9時57分。閉会時刻、午前11時14分。

出席者、委員5名。開催場所、議会会議室。

説明者、総務課、小貫課長。大木副課長、森尾副課長、須賀副課長、渡辺主任主査。教育課、根本課長、安齋指導主事、緑川主幹兼副課長。

付託件名、陳情第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書を国に提出することを求める陳情書。

陳情第9号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書。

審査結果、陳情第8号は、採択すべきものと決した。

陳情第9号は、不採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第8号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

陳情第9号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で

不採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） 次に、産業厚生常任委員会委員長より報告を求めます。

2番、角田真美君。

〔産業厚生常任委員長 角田真美君 登壇〕

○2番（産業厚生常任委員長 角田真美君） 報告させていただきます。

令和2年12月16日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

産業厚生常任委員会委員長、角田真美。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和2年12月10日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和2年12月15日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午前11時11分。

出席者、委員5名。開催場所、第1会議室。

説明者、福祉こども課、柳沼課長、灘山副課長、健康環境課、角田課長、影山副課長。

付託件名、陳情第7号 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関わる陳情書。

陳情第10号 民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する陳情書。

審査結果、陳情第7号は、採択すべきものと決した。

陳情第10号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第7号については、担当課（福祉こども課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

陳情第10号については、担当課（健康環境課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（古川文雄君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

11番、円谷寛君。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 11番の円谷ですが、ただいまの総務常任委員会の委員長の報告に対して若干質問をいたします。

陳情第9号については、担当課（総務課）の意見・説明を求め審査した結果ということで採択したということなんですけれども、私は常任委員会、もっと主体的にこういうものは議論すべきだと思うんですけれども、何か担当課あたりの意見でそういうのを参考にして決めているのかな、これ。どういう説明を総務課長はされたのか、常任委員長から報告いただきたいと思います。

○議長（古川文雄君） 質疑に対する委員長の答弁を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） 質疑にご答弁申し上げます。

陳情第9号については、これは国の施策であり、核保有国のアメリカなど、そういった兼ね合いもありますので、この陳情に関しては採択ということになりました。

以上で答弁申し上げます。

○議長（古川文雄君） 11番、円谷寛君の再質疑を認めます。

〔11番 円谷 寛君 登壇〕

○11番（円谷 寛君） 今回の質問に常任委員長は答えていないんですね。総務課長などはどういう説明をしたのかということをお聞きしているんですね。今の答弁ではちょっと分かりませんので、もう一回、総務課長がどういう説明をしたのかということをご答弁お願いします。

○議長（古川文雄君） 再質疑に対する委員長の答弁を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔総務文教常任委員長 橋本喜一君 登壇〕

○3番（総務文教常任委員長 橋本喜一君） 再質疑にご答弁申し上げます。

総務課の説明によりますと、国連において核兵器禁止条約が50か国の批准により21年の1月22日より発効されることが決定したということ、それで条約は、「兵器は非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして」とありますので、これらの条約はこの日本の条約に批准していないということでの説明がございました。

以上、答弁させていただきます。

○議長（古川文雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） これをもって質疑を終了いたします。

初めに、陳情第7号 保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に関わる陳情書の件について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書を国に提出することを求める陳情書の件について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第9号 日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書提出に関する陳情書の件について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（古川文雄君） 挙手多数であります。

したがいまして、本件は委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。

次に、陳情第10号 民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する陳情書の件について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（古川文雄君） 日程第9、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についての件を議題といたします。

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定に基づき、鏡石町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法につきましては、議長が指名するということにしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議長において指名することに決定いたしました。

鏡石町選挙管理委員会委員には、石井秀雄君、草野孝重君、佐藤敏夫君、齋藤一郎君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました石井秀雄君、草野孝重君、佐藤敏夫君、齋藤一郎君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には、滝田芳治君、根本哲好君、大河原恒夫君、鈴木隆君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、ただいま指名いたしました滝田芳治君、根本哲好君、大河原恒夫君、鈴木隆君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

なお、補充員の順位につきましては、ただいま指名しました順位によることに決したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、補充員の順位は議長が指名した順位によることに決定いたしました。

ここで資料配付のため暫時休議いたします。

休議 午前11時34分

開議 午前11時35分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（古川文雄君） 日程第10、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件と議

題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時36分

開議 午前11時37分

○議長（古川文雄君） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（古川文雄君） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案を日程に追加し、日程第11として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案を日程に追加し日程第11として議題とすることに決しました。

◎意見書案第8号及び意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（古川文雄君） 日程第11、初めに、意見書案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）を議題といたします。

意見書案第8号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

3番、橋本喜一君。

〔3番 橋本喜一君 登壇〕

○3番（橋本喜一君） 令和2年12月16日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）。
上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第8号。

国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）。
コロナ禍の中で、子どもも学校も多くの不安を抱えている。

今、新型コロナウイルス感染拡大防止対策で、学校教育の現場でも身体的距離の確保が重要になっている。しかし40人学級の教室では、子供たちの身体的距離が取れず「密集状態」となっている。これを避けるためには、少人数学級にする必要がある。もともと、学校は一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け……

〔「朗読省略」の声あり〕

○3番（橋本喜一君） 朗読省略の声がありました。まとめさせていただきます。

記。

1、「20人学級」を展望し、少人数学級を実現すること。そのために国は「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

財務大臣様。

文部科学大臣様。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第8号 国の制度として「20人程度学級」を展望した少人数学級の実現を要望する意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号 民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書（案）の件を議題といたします。

意見書案第9号について、提出者より提案理由の説明を求めます。

2番、角田真美君。

〔2番 角田真美君 登壇〕

○2番（角田真美君） それでは、第9号について申し上げます。

令和2年12月16日、鏡石町議会議長、古川文雄様。

提出者、鏡石町議会議員、角田真美。

賛成者、鏡石町議会議員、橋本喜一。

賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出いたします。

意見書案第9号。

民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書（案）。

今年2月、国の小委員会は、福島第一原発の放射能汚染水の処理方法について、大気か海洋への放出が現実的、海洋放出が確実だとする報告書をまとめた。

だが海洋放出に反対や慎重な対応を求める意見が相次いだ。

〔「朗読省略」の声あり〕

○2番（角田真美君） ただいま朗読省略の声がございました。まとめて申し上げたいと思います。

下に戻りまして、記。

1、汚染水（アルプス処理水）について、透明性のある正しい情報公開を前提とし、大多数の国民からの合意がないまま海洋放出を行わないこと。

2、当面地上保管を継続し、その間に国が責任をもって世界の英知を結集し、トリチウムの分離や放射能低減など根本的解決を図ること。

3、住民も参加した双方向で議論・質疑ができる公聴会を開催すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月16日。

鏡石町議会。

衆議院議長様。

参議院議長様。

内閣総理大臣様。

経済産業大臣様。

復興大臣様。

以上でございます。

○議長（古川文雄君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（古川文雄君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第9号 民意を無視した放射能汚染水（アルプス処理水）の海洋放出に反対する意見書（案）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川文雄君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（古川文雄君） 以上をもって、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（古川文雄君） ここで招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第6回鏡石町議会定例会において提案いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

今年度も残り数か月となり、各種事業も詰めの段階に入っております。もう一度精査、点検し、適切な事務執行に努めてまいります。特に新型コロナウイルス感染症対策につきましては迅速な対応に努めてまいります。会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては十分にこれを尊重し対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。今後とも議員の皆様には、町政進展のため一層のご活躍をご祈念申し上げる次第であります。

年末年始の何かと慌ただしい季節でもありますが、議員の皆様にはご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を申し上げますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（古川文雄君） これにて第6回鏡石町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時48分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和2年12月16日

議 長 古 川 文 雄

署 名 議 員 畑 幸 一

署 名 議 員 角 田 真 美

署 名 議 員 橋 本 喜 一